

2月定例会提出予定議案について

1 予算関係

- (1) 令和5年度兵庫県病院事業会計当初予算計上予定額の概要・・・・・・・・・・ P. 2

2 条例関係

- (1) 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（関係部分）・・ P. 3

1 令和5年度当初予算計上予定額の概要

(病院局)

(単位：千円)

事項	令和4年度 当初予算額	令和5年度 提案額	財源内訳				概要
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
(病院事業会計) 収益的収支	168,037,664	172,815,680	468,142	155,411,301	477,400	16,458,837	
区分	県立10病院 1附属診療所		指定管理病院		病院事業計		
			災害医療 センター	リハビリテー ション2病院			
稼動病床数	3,934床		30床	430床	4,394床		
延患者数	入院患者数 (1日平均)	1,150,041人 3,142人	8,476人 23人	137,632人 376人	1,296,149人 3,541人		
	外来患者数 (1日平均)	1,766,339人 7,269人	200人 1人	67,329人 277人	1,833,868人 7,547人		
事業収益	167,797,283千円		853,471千円 (2,290,617千円)	1,105,368千円 (7,228,606千円)	169,756,122千円		
事業費用	170,856,841千円		853,471千円 (2,290,617千円)	1,105,368千円 (7,210,122千円)	172,815,680千円		
純損益	△ 3,059,558千円		0千円 (0千円)	0千円 (18,484千円)	△ 3,059,558千円		
経常損益	△ 2,466,813千円		0千円 (0千円)	0千円 (18,484千円)	△ 2,466,813千円		

※ () 書きは指定管理病院の予算を記載

【県立10病院・1附属診療所経常損益】 (単位：千円)

病院名	尼崎	西宮	加古川	姫路	丹波	淡路	こころ	こども	がん	粒子線			合計
										粒子線	神戸陽子線	計	
経常損益	914,714	107,623	371,253	△ 1,547,005	△ 303,546	25,033	△ 254,990	△ 214,566	△ 306,771	△ 766,672	△ 491,886	△ 1,258,558	△ 2,466,813

資本的収支	23,992,921	45,452,809	0	959,200	32,664,300	6,965,784	(内部留保 資金) 4,863,525	
1 建設改良費								33,630,852
(1) 建設改良工事費								25,645,549
① 県立西宮総合医療センター(仮称)整備費								15,452,844
[債務負担行為額								16,273,328]
② 県立がんセンター建替整備費								9,500,905
[債務負担行為額								28,410,796]
③ その他建設改良工事費								691,800
(2) 固定資産購入費								7,968,939
① 県立病院Wi-Fi整備費								249,000
② 医療機器整備費								7,719,939
[手術支援ロボット(尼崎、がん)、 アンギオ(加古川、こども、災害)、 MRI(丹波)、電子カルテ(こども、リハ中央)等								[債務負担行為額
[債務負担行為額								1,000,000]
(3) 建設利息								16,364
2 企業債償還金								11,519,867
3 投資								302,090
(1) 粒子線治療料貸付金								86,490
(2) 医師修学資金貸付金								124,200
(3) 看護師修学資金貸付金								71,400
(4) 敷金								20,000

兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する 条例の制定について（関係部分）

1 概要

兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおける稼働病床数の増加等診療機能の充実を図るため、兵庫県病院事業職員定数条例を改正し、常時従事する職員の定数を現行7,474人から7,675人に増員する（本則第1条）。

現 行①	改正後②	差引②－①
7,474 人	7,675 人	+201 人

2 改正内容

- (1) 兵庫県立はりま姫路総合医療センターのフルオープン（稼働病床数増加
+96床）に伴う増員 [+117 人]
- (2) 兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）の開設準備に伴う増員（令和8年度開設予定）
[+3 人]
- (3) 兵庫県立こども病院の救急患者や重症患者の受け入れ促進のための稼働
病床の増床（+8床）に伴う増員 [+14 人]
- (4) 診療報酬基準・医療ニーズへの適切な対応に伴う体制整備等に伴う増員
[+22 人]
- (5) 育休者等の代替職員の増加に伴う増員 [+45 人]

3 施行期日

令和5年4月1日

兵庫県 令和5年度当初予算案（福祉部分）

予算規模

（単位：千円）

会計	令和4年度 当初予算額	令和5年度 計上予算額	財源内訳				対前年比 (%)
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
一般会計	361,180,355	367,792,081	18,822,351	12,925,239	1,742,200	334,302,291	101.8%
特別会計	492,430,810	488,542,203	127,739,406	360,668,199	41,734	92,864	99.2%
母子父子寡婦福祉資金	319,556	320,724	0	186,127	41,734	92,863	100.4%
基金管理	238,505	0	0	0	0	0	0.0%
国民健康保険	491,846,073	488,197,450	127,739,406	360,458,043	0	1	99.3%
県有環境林	26,676	24,029	0	24,029	0	0	90.1%
合計	853,611,165	856,334,284	146,561,757	373,593,438	1,783,934	334,395,155	100.3%

I 子ども・子育て環境の充実

▶ 安心して子育てできる兵庫の実現 ▶ 児童養護施設における支援強化

II 一人ひとりが尊重される社会

▶ 障害者の地域生活支援体制の充実等
▶ 孤立・孤独化している者への支援
▶ 自殺対策の推進 ▶ パラスポーツの振興

III 介護体制の充実

▶ 介護現場の生産性向上 ▶ 外国人介護人材の確保



安心して子育てできる兵庫の実現

- 【新】■ **ペアレントトレーニング※の普及**による子育て・親育ちへの支援:274万円〔 P.86 〕
 - ・ペアレントトレーニング動画作成、こども家庭センター・市町職員等への研修
- 【新】■ 乳幼児保育等におけるSDGsの取組への理解促進:50万円〔 P.84 〕
- 【拡】■ 保育士の負担軽減を図るため、清掃業務等を行う保育支援者に加え、登園時など人の目が必要な時間帯に見守り等行うスポット支援員の配置を行う保育所等を支援：6,939万円〔 P.85 〕
- 【拡】■ 新婚世帯の結婚に伴う新生活のスタートアップに要する経費を支援: 1億4,444万円〔 P.82 〕
 - ・39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新婚世帯に最大60万円/世帯
- 【拡】■ **公民連携による里親・特別養子縁組の推進**：5,877万円〔 P.87 〕

※子どもへのわかりやすい伝え方や褒め方等をロールプレイ等を通して体験的に学ぶ

民間委託モデル事業	一部業務のモデル的な委託(豊岡こども家庭センター管内)
里親支援センター開設準備	西宮・川西・姫路・豊岡の4センター管内での開設準備補助
全県フォスティング業務推進	広報、全県フォーラム、研修、交流会の実施

児童養護施設における支援強化等

〔 P.102 〕

- 【拡】■ ケアリーバー(児童養護施設退所者) や入所児童支援のための社会的養護の充実・強化：4,017万円
- | | |
|------------|--|
| 実態把握調査 | ケアリーバー(児童養護施設退所者)の就労・就学、住まい・家計状況等の把握
「支援のあり方検討委員会」で支援策を検討 |
| 自立支援拠点の開設 | 拠点開設に必要な相談室や交流スペース整備費を補助(国・県あわせて3/4補助) |
| 施設の対応力向上支援 | 発達に特性を持つ児童への支援方法等の研修 |
| 認知機能向上支援 | 入所児童の認知トレーニングに必要な学習資材等の支援(補助率1/2、上限25千円/児童1人) |
- 急増する一時保護委託及び一カ所運営体制の解消を図るため、**川西こども家庭センター一時保護所**の整備を本格化(R7.4月開設予定)：5億5,226万円〔 P.86 〕

障害者の地域生活支援体制の充実等

【新】 ■ 「親なきあと」を見据えた在宅障害者・保護者への支援：215万円〔P.104〕

- ・地域生活を実現している障害者を紹介する動画の作成
- ・圏域ごとに、**地域での生活の具体的な姿を説明・提案**する説明会を開催

【新】 ■ いのち輝く「ユニバーサルひょうご」づくり機運醸成：1,261万円〔P.107〕

- ・県民・学校・観光事業者等向け**みんなの声かけ**運動出前講座
- ・フィールドパビリオン出展者を含めた観光業従事者向け**手話講座**
- ・公共交通機関職員向け視覚障害者の安全確保研修 **等普及啓発や掘り起こしの実施**



【新】 ■ 農業者への**農福連携の理解促進**及びマッチング支援：500万円〔P.106〕

- ・農福連携マッチング支援会議（JA、障害福祉事業所、行政等）
- ・農業経営体幹部等に対する研修会や普及啓発 等の実施



（農福連携事業で農作業に従事する様子）

孤立・孤独化している者への支援

【新】 ■ 依存症に関する**自助グループ等への活動補助**（セミナー・相談会等）や**大学生向け啓発**（アルコール・薬物・ギャンブル）の実施：913万円〔P.100〕

【新】 ■ ひきこもり連携支援検討会議を設置：50万円〔P.101〕

- ・家族会、支援団体、有識者、市町等で構成、各地域での実態・ニーズ調査を実施

自殺対策の推進

【新】 ■ **女性を中心とした働き盛り世代の自殺対策の推進**：105万円〔P.99〕

- ・企業内で悩みを抱える人に声かけ等を行うゲートキーパー養成の企業向け研修会の実施
- ・声かけツール（相談窓口等説明パンフレット）の作成



（競技会場：エビス記念競技場）

パラスポーツの振興

【拡】 ■ 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会の機運醸成・パラスポーツ振興を推進：3,886万円〔P.75〕

- ・子どもとパラアスリートとの交流、子ども向けパラスポーツ体験会 等の実施

介護現場の生産性向上

【新】 ■ 介護生産性向上総合相談センター（仮称）の設置：2,756万円〔P.115〕

新たに介護生産性向上総合相談センター（仮称）を設置し、介護現場の生産性向上の取組を支援することで、介護の質の向上・働きたい職場づくりを推進

相談窓口の設置

・介護ロボット・ICT機器の導入・活用の相談対応、関係機関の紹介や連携等
（設置場所：福祉のまちづくり研究所、県）

研修等の実施

・介護ロボット導入支援研修（基礎知識の習得、実技研修）
・介護ロボット導入時伴走型フォローアップ支援事業

生産性向上支援事業の実施

・業務改善方針の検討等を委託する際のコンサルティング費用を支援
（補助率1/2、上限30万円/施設）

ノーリフティングケアの普及促進

・「ひょうごノーリフティングケアモデル施設」認定審査会の設置
・ノーリフティングケア地域研修の実施



（介護ロボット(移乗介助)）

【新】 ■ 都道府県版介護現場革新会議の設置：36万円〔P.115〕

・介護現場の生産性向上等に関する地域の課題への対応方針等を検討

外国人介護人材の確保

【拡】 ■ 外国人介護人材受入施設における環境の整備:2,200万円〔P.116〕

受入促進

外国人受入の手続きや好事例を紹介するセミナーを開催

定着支援

特定技能外国人(最長5年)が介護福祉士資格取得に要する経費を支援※
※日本語・介護技術等学習に要する経費 20万円/施設（補助上限額）

参入促進

近隣府県も含めた日本語学校留学生を対象とする介護福祉士養成校への進路説明会を開催
（対面とオンライン配信のハイブリット方式で実施）



（外国人介護人材による介護）

令和5年度福祉部当初予算（案）（主要施策の説明）

※○は本資料記載事業

I 子ども・子育て環境の充実

○ ①（新）ひょうごペアレントトレーニング普及推進事業の実施	2,736千円	・・・1
○ ②（新）乳幼児保育等におけるSDGsの取組への理解促進	502千円	・・・1
○ ③（拡）保育体制強化事業の実施	69,387千円	・・・2
○ ④（拡）結婚新生活支援事業の実施	144,437千円	・・・2
○ ⑤（拡）里親・特別養子縁組強化の推進	58,773千円	・・・3
○ ⑥（拡）社会的養護充実・強化推進事業の実施	40,167千円	・・・4
○ ⑦ 川西こども家庭センター一時保護所の整備	552,265千円	・・・5
○ ⑧（新）全国里親大会兵庫大会の開催支援	500千円	・・・5

II 一人一人が尊重される社会

○ ①（新）「親なきあと」を見据えた在宅障害者等への支援	2,150千円	・・・6
○ ②（新）いのち輝く「ユニバーサルひょうご」づくり機運醸成事業の実施	12,606千円	・・・7
○ ③（新）農福連携の理解促進	5,000千円	・・・8
○ ④（新）依存症対策の理解促進	9,125千円	・・・9
○ ⑤（新）ひきこもり連携支援検討会議の設置	500千円	・・・10
○ ⑥（新）女性を中心とした働き盛り世代の自殺対策の推進	1,049千円	・・・10
○ ⑦（拡）パラスポーツ拡大推進プロジェクトの展開	38,856千円	・・・11
○ ⑧（新）盲ろう者の社会参加促進体制の構築	1,524千円	・・・12
○ ⑨（拡）障害者芸術「する・みる・ささえる」応援プロジェクトの実施	2,331千円	・・・12
○ ⑩（拡）失語症者向けの意思疎通支援体制の整備	1,012千円	・・・13

III 介護体制の充実

○ ①（新）介護ロボット導入・生産性向上の総合的な推進	27,926千円	・・・14
○ ②（拡）外国人介護人材受入施設における環境の整備	22,000千円	・・・15
○ ③（新）介護サービス事業所・施設における業務継続計画策定の支援	1,967千円	・・・16

IV その他①（兵庫で働く人材の確保・育成）

※産業労働部分含む。

○ ①（新）県内企業等就業者確保の支援	91,440千円	・・・17
---------------------	----------	-------

V その他②（新型コロナウイルス感染症への対応）

※福祉部分のみ。

○ ① 無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応	1,432千円	・・・18
○ ② 検査機能の充実	1,268,213千円	・・・18
○ ③ 社会福祉施設等への支援	1,586,236千円	・・・19

I 子ども・子育て環境の充実

事業名	(新)ひょうごペアレントトレーニング普及推進事業の実施				
予算額 (千円)	2,736	国庫	特定	起債	一般
		0	0	0	2,736
事業 内容	<p>子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して親子の関係性や子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを市町等の機関が効果的に実施するためのプログラムの作成等を行うことで、市町や県での取組を促進</p> <p>1 ペアレントトレーニングプログラム(動画)作成 : 2,376 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動画内容 わかりやすい伝え方、効果的な褒め方 等 ○ 活用方法 保護者面接時、関係機関への教材提供、研修実施 <p>2 関係機関職員向け研修(基礎・実践) : 360 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修内容 ペアトレ概要、事例紹介、模擬実践、ロールプレイ 等 ○ 対象者 市町、児童家庭支援センター及びこども家庭センター職員 ○ 実施回数 基礎研修7回、実践研修7回 ○ 実施場所 各こども家庭センター(7か所) <p>(事業終期)令和5年度限り</p>				

事業名	(新)乳幼児保育等におけるSDGsの取組への理解促進				
予算額 (千円)	502	国庫	特定	起債	一般
		0	0	0	502
事業 内容	<p>乳児期、幼児期において、日常の生活や遊びの中でSDGsに関する感性を育てるため、認定こども園等を対象とした研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 認定こども園園長、保育所施設長、幼稚園園長などの指導者 ○ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの概要 ・SDGsと幼児保育の関係 ・食育やリサイクルなどの具体的なSDGsの教育方法の事例紹介 <p>(事業終期)令和5年度限り</p>				

事業名	(拡)保育体制強化事業の実施				
予算額 (千円)	69,387	国庫	特定	起債	一般
		0	0	0	69,387
事業 内容	保育士の業務負担軽減を図るため、清掃業務や遊具消毒、園外活動時の見守りなど、保育に係る周辺業務を行う者の配置を支援				
	○ 事業概要				
	区分	①保育支援者	②児童の園外活動見守り	③(新)スポット支援員	
	実施主体	市町			
	対象経費	保育の周辺業務(清掃や給食配膳・後片付け等)を行う保育支援者配置経費	散歩経路の安全確認や現地での児童行動把握等を行うキッズガード配置経費	登園時やプール活動時など人の目が必要な時間帯の支援員配置経費	
	(拡)対象施設	現行	保育所、幼保連携型認定こども園		
		拡充		小規模保育・家庭的保育・事業所内保育事業、幼稚園型認定こども園	
	補助基準額(箇所)	10万円/月	4.5万円/月 ※①と合わせて実施の場合は加算	4.5万円/月 ※①とは別に加配が必要	
負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4				

事業名	(拡)結婚新生活支援事業の実施				
予算額 (千円)	144,437	国庫	特定	起債	一般
		144,437	0	0	0
事業 内容	新婚世帯の結婚に伴う新生活のスタートアップに要する経費を支援				
	○ 事業概要				
	区分	一般コース	都道府県主導市町村連携コース		
	実施主体	市町			
	(拡)対象世帯	39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新婚世帯 (現行)39歳以下かつ世帯所得400万円未満の新婚世帯			
	補助対象	住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用			
	(拡)補助上限額	夫婦共29歳以下：60万円/世帯 (現行)30万円/世帯 夫婦共39歳以下：30万円/世帯	夫婦共29歳以下：60万円/世帯 夫婦共39歳以下：30万円/世帯		
	負担割合	国1/2、市町1/2	国2/3、市町1/3		
実施要件	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全県での推進協議会の設置 ・ 県結婚支援事業との連携 等 			

事業名	(拡)里親・特別養子縁組強化の推進																								
予算額 (千円)	58,773	国庫	特定	起債	一般																				
		29,197	0	0	29,576																				
事業内容	<p>こども家庭センターの虐待事案等への業務負荷が増加する中、里親・特別養子縁組制度業務の民間委託を進め、公民連携により同制度を推進</p> <p>1 (新)民間委託のモデル実施：2,801千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施内容 ①里親会等と連携した相談会・出前講座等 <li style="padding-left: 20px;">②但馬地域での里親研修のサテライト開催 <li style="padding-left: 20px;">③里親支援連携推進員の配置 ○ 実施手法 民間事業者へ委託 ※③は直執行 <p>2 (新)里親支援センターの開設準備支援：32,000千円</p> <p>センター開設(※)に向けた開設準備経費を委託予定法人に補助 ※改正児童福祉法により、R6.4開設の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施箇所数 4箇所(西宮、川西、姫路、豊岡のこども家庭センター管内) ○ 対象経費 準備期間の人件費、備品(机、椅子、パソコン)等 ○ 補助率 定額 ○ 補助上限額 8,000千円/箇所 <p>3 里親・特別養子縁組制度の推進：23,972千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リクルート(里親新規開拓) <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 (ア)広報、啓発活動 <li style="padding-left: 20px;">(イ)里親説明会、相談会、出前講座、全県フォーラム ○ 研修・トレーニング <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 (ア)基礎・認定前・更新研修等 <li style="padding-left: 20px;">(イ)未委託里親トレーニング(困難事例への対応方法) ○ マッチング <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 (ア)里親・親子縁組推進会議(民間委託に議論を特化) <li style="padding-left: 20px;">(イ)週末里親事業 ○ 委託後支援・交流 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 (ア)里親里子交流事業(室内ゲーム等) <li style="padding-left: 20px;">(イ)里親賠償責任保険事業 <p>(成果指標)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値 (R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里親委託率</td> <td>25.9%</td> <td>28.7%</td> <td>31.3%</td> <td>34.2%</td> <td>36.9%</td> <td>39.6%</td> <td>42.3%</td> <td>45.1%</td> <td>47.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(見直し基準)事業開始から3年後、目標の1/2を下回った場合、見直しを実施</p>					指標名	現状値 (R3)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	里親委託率	25.9%	28.7%	31.3%	34.2%	36.9%	39.6%	42.3%	45.1%	47.8%
	指標名	現状値 (R3)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11															
里親委託率	25.9%	28.7%	31.3%	34.2%	36.9%	39.6%	42.3%	45.1%	47.8%																


事業名	(拡)社会的養護充実・強化推進事業の実施				
予算額 (千円)	40,167	国庫	特定	起債	一般
	(一部安心こども基金)	1,166	31,607	0	7,394
事業内容	<p>児童福祉法改正に伴い、児童養護施設等を退所した者(ケアリーバー)に必要な支援や、入所児童の養育に当たる職員の研修等に必要な取組を促進</p> <p>1 (新)社会的養護自立支援の実態把握：933千円</p> <p>○ 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握調査(アンケート調査、インタビュー調査) (ア)調査項目 就労・就学、住まい・家計の状況 等 (イ)対象者 H29～R4年度に退所した義務教育終了後の児童 ・支援のあり方検討委員会 (ア)検討内容 実態把握調査の内容、調査結果検証、支援策検討 (イ)回数 4回 <p>2 (新)社会的養護自立支援拠点の整備支援：35,034千円</p> <p>○ 補助対象 児童養護施設等</p> <p>○ 対象経費 退所後児童向けの相談室や交流スペース等整備費</p> <p>○ 負担割合 国2/3(安心こども基金)、県1/12、事業者1/4</p> <p>3 社会的養育の推進に向けた取組の実施：2,332千円</p> <p>○ 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアリーバー支援体制構築のための関係機関との調整 ・施設間及びこども家庭センター職員の相互交流の場の設定 等 <p>4 (新)児童養護施設の対応力向上研修：345千円</p> <p>○ 対象者 児童養護施設従事者</p> <p>○ 研修内容 児童養護施設内での発達に特性を持つ児童への支援方法等</p> <p>○ 実施回数 2回(神戸、姫路)</p> <p>○ 定員 30人/回</p> <p>5 (新)認知機能向上に向けたトレーニングの支援：1,000千円</p> <p>○ 補助対象 児童養護施設</p> <p>○ 対象経費 認知トレーニング(コグトレ等)の実施に必要な学習教材費、講師派遣経費等</p> <p>○ 補助基準額 25,000円(対象児童1人あたり)</p> <p>○ 補助率 1/2</p> <p>(参考)コグトレの概要</p> <p>「覚える」「数える」「写す」「見つける」「想像する」の合計5つの分野をターゲットとし、認知機能の向上を目的とするトレーニング</p> <p>6 入所児童に対する学習支援：523千円</p> <p>○ 実施内容 児童養護施設等に学生等ボランティアを派遣</p> <p>○ 派遣回数 1回/週(概ね各施設1人程度)</p> <p>○ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力の指導、学習の補助 ・児童との交流、相談、児童の見守り 等 				

事業名	川西こども家庭センター一時保護所の整備				
予算額 (千円)	552,265	国庫	特定	起債	一般
		250,215	0	271,800	30,250
事業 内容	<p>急増する一時保護委託及び一カ所運営体制の解消を図るため、川西こども家庭センターに新たな一時保護所を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定員 46人 ○ 施設構造 鉄筋コンクリート3階建(延床面積2,702㎡) ○ 総事業費 約16.5億円 ○ 開設時期 令和7年4月(予定) 				

事業名	(新)全国里親大会兵庫大会の開催支援				
予算額 (千円)	500	国庫	特定	起債	一般
		0	0	0	500
事業 内容	<p>全国の里親が一堂に会する第68回全国里親大会が兵庫で開催されることから、開催地自治体として負担金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主催 厚生労働省、(公社)全国里親会、全国里親大会兵庫大会実行委員会 ○ 開催日 令和5年10月28日(土)、29日(日) ○ 開催場所 神戸国際会議場 ○ 実施内容 行政説明、基調講演、シンポジウム ○ 参加者数 500人程度 				

Ⅱ 一人一人が尊重される社会

事業名	(新)「親なきあと」を見据えた在宅障害者等への支援														
予算額 (千円)	2, 1 5 0	国 庫	特 定	起 債	一 般										
		1, 075	0	0	1, 075										
事業 内容	<p>「親なきあと」を見据えて、在宅障害者と保護者に対し、地域生活(グループホーム等での生活)への理解を促す取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施内容 親なきあとの地域での生活の具体的な姿の説明・提案を行う説明会を実施 ○ 対象者 在宅障害者・保護者 等 ○ 定 員 20人/回程度 ○ 実施回数 10回(各圏域1回) <p>(成果指標)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">R5</th> <th style="width: 15%;">R6</th> <th style="width: 15%;">R7</th> <th style="width: 25%;">最終目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明会参加者数(累計)</td> <td>200人</td> <td>400人</td> <td>600人</td> <td>600人 [R7年度]</td> </tr> </tbody> </table>					指標名	R5	R6	R7	最終目標	説明会参加者数(累計)	200人	400人	600人	600人 [R7年度]
	指標名	R5	R6	R7	最終目標										
説明会参加者数(累計)	200人	400人	600人	600人 [R7年度]											

事業名	(新)いのち輝くユニバーサルひょうごづくり機運醸成事業の実施				
予算額 (千円)	12,606	国庫	特定	起債	一般
		3,551	3,296	0	5,759
事業 内容	大阪・関西万博の開催に向けて、国内外から来県する障害者等へのホスピタリティ向上のための取組を推進				
	1 ひょうごから発信！みんなの声かけの啓発強化：3,319 千円				
	○ みんなの声かけ運動出前講座の強化				
	・対 象 観光業・サービス事業者、団体、フィールドパビリオン出展者、県民、学校等				
	・回 数 60 回				
	2 手話の普及促進：5,478 千円				
	○ フィールドパビリオン出展者も含めた観光業従業者向け手話講座の実施				
	○ 万博開催に向けた手話の普及推進				
	3 視覚障害者の安全確保：1,250 千円				
	○ 安全確保研修の開催				
・対 象 者 公共交通機関職員(JR・私鉄・バス等の主要駅等)					
・内 容 視覚障害者への配慮や支援					
○ 公共交通機関利用者への普及啓発					
4 盲ろう者社会参加促進セミナーの開催：374 千円					
○ 対 象 者 公共交通機関職員、サービス業の従業員 等					
○ 内 容 万博に向けた盲ろう者の社会参加のための理解促進					
○ 回 数 5 回(2 圏域で 1 回)					
5 ヘルプマークの作成：2,185 千円					
万博開催に向けて、ヘルプマークを作成し、必要な方へ配付					
(参考)ヘルプマーク					
義足や人工関節を使用している方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマーク			[ヘルプマーク]		
					
(成果指標)					
	指標名	R5	R6	R7	最終目標
	研修受講人数 (出前講座+手話研修)	46,200 人	56,200 人	66,200 人	66,200 人 [R7 年度]
※みんなの声かけ運動出前講座と手話促進事業の参加者(受講者)数累計					
(見直し基準)令和7年度に増加人数が50%未満の場合、見直しを実施					

事業名	(新)農福連携の理解促進																
予算額 (千円)	5,000	国庫	特定	起債	一般												
		5,000	0	0	0												
事業 内容	<p>農業者や農業経営体が農福連携への理解を深める機会を提供するとともに、障害福祉サービス事業所と農業者のマッチング等を支援</p> <p>1 農福連携マッチング支援会議：600千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構 成 員 JA、障害福祉事業所、農業経営体、農林・福祉分野の行政機関、兵庫セルフセンター ○ 内 容 情報共有、相互理解の促進 ○ 実施箇所数 3箇所(①但馬・丹波、②播磨、③淡路等) <p>2 農業経営体幹部等に対する研修会：400千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対 象 農業経営体幹部・職員、JA、農林分野の行政職員 ○ 内 容 農福連携のメリット・効果・事例紹介 等 ○ 回 数 8回 <p>3 農福連携の普及啓発：4,000千円</p> <p>農作業の担い手の受け入れを行う農業者や農業経営体の掘り起こし、情報提供、連携にあたっての課題解決策の提案等を行う地域支援推進員を配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配置場所 JA等(1人) 																
	<p>(成果指標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状値 (R2)</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>最終目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農福連携取組件数</td> <td>191件</td> <td>210件</td> <td>235件</td> <td>260件</td> <td>260件 [R7年度]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(見直し基準) 増加件数が50%未満の場合、見直しを実施</p>						区分	現状値 (R2)	R5	R6	R7	最終目標	農福連携取組件数	191件	210件	235件	260件
区分	現状値 (R2)	R5	R6	R7	最終目標												
農福連携取組件数	191件	210件	235件	260件	260件 [R7年度]												

事業名	(新)依存症対策の理解促進																		
予算額 (千円)	9, 125	国庫	特定	起債	一般														
		4,562	0	0	4,563														
事業 内容	<p>依存症に関する正しい知識の理解を進め、適切な支援や治療につなげていくための取組を実施</p> <p>1 自助グループ等活性化事業：6,500千円</p> <p>○ 補助内容 団体が行う以下の新規・拡充事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症に関する研修、セミナーの開催 ・相談会やミーティングの開催 ・正しい知識の理解を進める啓発活動 <p>○ 補助率 定額</p> <p>○ 補助上限額 50万円/団体</p> <p>2 大学を対象とした啓発：1,512千円</p> <p>○ 実施内容 ①学生向け啓発セミナー・教員向け研修(アルコール、ギャンブル、薬物依存症等)</p> <p>②新入生向けチラシ配付</p> <p>○ 実施校数 ①7校(包括連携協定締結大学等)</p> <p>②県内全大学</p> <p>3 一般県民を対象とした啓発：1,113千円</p> <p>○ 実施内容 啓発フォーラム、検索連動型広告</p> <p>(成果指標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>最終目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>依存症に関する相談件数(※)</td> <td>1,346件</td> <td>1,373件</td> <td>1,401件</td> <td>1,429件</td> <td>1,458件</td> <td>1,458件 [R9年度]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ひょうご・こうべ依存症対策センター、健康福祉事務所における年間相談件数</p> <p>(見直し基準)3年ごとに評価を行い、増加数の実績が目標の50%を下回った場合に、事業の実施手法を見直し</p>					指標名	R5	R6	R7	R8	R9	最終目標	依存症に関する相談件数(※)	1,346件	1,373件	1,401件	1,429件	1,458件	1,458件 [R9年度]
	指標名	R5	R6	R7	R8	R9	最終目標												
依存症に関する相談件数(※)	1,346件	1,373件	1,401件	1,429件	1,458件	1,458件 [R9年度]													

事業名	(新)ひきこもり連携支援検討会議の設置				
予算額 (千円)	500	国庫	特定	起債	一般
		250	0	0	250
事業 内容	<p>本県のひきこもり支援施策をさらに効果・効率的に進めるため、兵庫県ひきこもり連携支援検討会議を設置し、現状の課題整理や新施策の検討等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県ひきこもり連携支援検討会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・構成委員 家族会、支援団体、有識者、市町、県 等 ・開催回数 3回 ・協議内容 現状の課題整理、既存施策の検証、新施策の検討 等 ○ 実態・ニーズ調査 <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 各地域に赴き、ヒアリング形式により実態・ニーズを把握 ・対 象 当事者(元当事者含む)、家族会、支援団体等 				

事業名	(新)女性を中心とした働き盛り世代の自殺対策の推進														
予算額 (千円)	1,049	国庫	特定	起債	一般										
		1,049	0	0	0										
事業 内容	<p>コロナ禍での経済情勢や生活様式の変化の影響等により、女性を中心とした働き盛り世代の自殺者が増加していることから、企業内で悩みに気づき、専門的な窓口につなぐ体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業を対象とした自殺予防研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 企業内で悩みを抱える人に声かけ等を行うゲートキーパーを養成 ・対 象 県内企業・商工会議所等 ・参 加 者 450人/回(全3回) ・実施手法 NPO法人ゲートキーパー支援センター等への委託 ○ 声かけツール(相談窓口等説明パンフレット)の作成 <p>(成果指標)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>最終目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会参加者数</td> <td>1,350人</td> <td>2,700人</td> <td>4,050人</td> <td>累計4,050人 [R7年度]</td> </tr> </tbody> </table>					指標名	R5	R6	R7	最終目標	研修会参加者数	1,350人	2,700人	4,050人	累計4,050人 [R7年度]
指標名	R5	R6	R7	最終目標											
研修会参加者数	1,350人	2,700人	4,050人	累計4,050人 [R7年度]											

業名	(拡)パラスポーツ拡大推進プロジェクトの展開				
予算額 (千円)	38,856	国庫	特定	起債	一般
		0	0	0	38,856
事業 内容	神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会の本県開催を契機に、障害やパラスポーツへの理解促進、パラアスリートの育成強化等パラスポーツ振興の取組を強化				
	1 (新)子どもとパラアスリートとの交流 : 518 千円				
	○ 対 象 小中学生等				
	○ 内 容 本県ゆかりのパラアスリートとの交流				
	○ 回 数 2回				
	2 (新)子ども向けパラスポーツ体験 : 2,485 千円				
	○ 対 象 小中学生等				
	○ 内 容 パラスポーツ体験(モルック、ボッチャ等)				
	○ 回 数 5回				
	3 パラスポーツ出前講座の実施 : 1,955 千円				
一般県民への理解・啓発等のため、パラスポーツを体験できる出前講座を実施					
4 (新)ジュニアマルチサポート事業の実施 : 3,646 千円					
○ 対 象 パラアスリートを目指す小中学生等					
○ 内 容 練習会、スポーツトレーナー・栄養士による講座 等					
○ 回 数 強化練習6回、記録会1回					
5 マルチサポート事業の実施 : 13,497 千円					
全国大会等を目指す意欲あるパラアスリートを育成するため、専門的指導者による多面的・体系的な支援を実施					
6 競技団体等への支援 : 16,755 千円					
競技団体の運営支援等を通じ、継続してスポーツを行える環境を整備					
(参考) 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会の概要					
・開催日程 令和6年5月17日～25日					
・約100の国・地域から選手約1,300人が参加予定					
(成果指標)					
指標名	R5	R6	R7	R8	最終目標
県内障害者スポーツ大会参加者数	44,500人	47,000人	49,500人	52,000人	累計235,000人 [R8年度]
(見直し基準) 令和6年度に達成率50%未満の場合、見直しを検討					

事業名	(新)盲ろう者の社会参加促進体制の構築				
予算額 (千円)	1, 524	国庫	特定	起債	一般
		762	0	0	762
事業 内容	<p>盲ろう者の社会参加を促進するため、市町と連携し、実態把握やアウトリーチ相談を実施</p> <p>○ 実施内容 ・病院等からの情報により、盲ろう者を訪問・相談 (市町とひょうご盲ろう者支援センター支援員が訪問) ・支援や訓練を必要とする盲ろう当事者を支援センターに登録</p> <p>○ 実施手法 ひょうご盲ろう者支援センター(NPO法人兵庫盲ろう者友の会)に委託</p> <p>(事業終期)令和5年度限り</p>				

事業名	(拡)障害者芸術「する・みる・ささえる」応援プロジェクトの実施				
予算額 (千円)	2, 331	国庫	特定	起債	一般
		1,165	0	0	1,166
事業 内容	<p>障害者の芸術作品等の発表機会の確保、鑑賞機会の拡大、活動を支える人材育成の観点から、芸術文化活動を行う障害者や団体等への多面的な支援を実施</p> <p>1 作品展示・発表の支援：1,574千円</p> <p>○ 実施内容 常設展の開催(障害者アートギャラリー(原田の森ギャラリー内)) 作品展示・発表会の開催支援(160千円/団体)</p> <p>2 鑑賞機会の拡大に向けたサポート：158千円</p> <p>○ 実施内容 障害者が芸術鑑賞する際の合理的配慮研修の実施</p> <p>○ 対象者 劇場・ホール等芸術文化施設の運営者及びスタッフ</p> <p>3 (新) 障害者芸術シンポジウムの開催：599千円</p> <p>○ テーマ (仮題)インクルーシブ・アートを考える</p> <p>○ 実施内容 基調講演、本県ゆかりの芸術家・著名人等を招いてのパネルディスカッション、作品展等</p> <p>○ 参加者 100人程度</p>				

事業名	(拡)失語症者向けの意思疎通支援体制の整備																	
予算額 (千円)	1,012	国庫	特定	起債	一般													
		506	0	0	506													
事業 内容	失語症者向け意思疎通支援者の派遣体制を県・市町で構築																	
	<p>○ 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターによる派遣調整(県・政令市・中核市協同で実施) ・市町域を超える広域的な派遣、複数市町の住民が参加する会議・研修・講習等への派遣(市域内を対象とした派遣については市町が実施) <p>○ 実施手法 (一社)兵庫県言語聴覚士会へ委託</p>																	
	<p>(参考)失語症</p> <p>脳梗塞や脳外傷などにより脳の言語中枢が損傷され、「聞く」「話す」「読む」「書く」という言語の機能が低下する障害</p> <p>(成果指標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>最終目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町の派遣と県の広域派遣の件数</td> <td>200件</td> <td>400件</td> <td>600件</td> <td>800件</td> <td>1,000件</td> <td>1,000件 [R9年度]</td> </tr> </tbody> </table>					指標名	R5	R6	R7	R8	R9	最終目標	市町の派遣と県の広域派遣の件数	200件	400件	600件	800件	1,000件
指標名	R5	R6	R7	R8	R9	最終目標												
市町の派遣と県の広域派遣の件数	200件	400件	600件	800件	1,000件	1,000件 [R9年度]												

Ⅲ 介護体制の充実

事業名	(新)介護ロボット導入・生産性向上の総合的な推進				
予算額 (千円)	27,926 (医療介護推進基金)	国庫 0	特定 27,926	起債 0	一般 0
事業 内容	<p>介護ロボットの導入や人材確保などに係る介護現場の生産性向上に関する相談等に対応する「介護生産性向上総合相談センター(仮称)」を設置し、既存事業に生産性向上の視点を加えることで、介護の質の向上や働きたい職場づくりを推進</p> <p>1 (新)介護生産性向上総合相談センター(仮称)の設置：27,563千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容 機器導入・活用の相談対応 関係機関の紹介・連携 等 ・設置場所 福祉のまちづくり研究所、県(予定) ○ 介護ロボット導入支援研修等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット導入支援研修 <ul style="list-style-type: none"> (ア)基礎編 機器導入に関する基礎的知識の習得を図る動画研修 (イ)応用編 導入予定機器を活用した実技研修 ・介護ロボット導入時伴走型フォローアップ支援事業 介護ロボットの導入から活用まで、実地指導を含めたフォロー ○ 生産性向上支援事業の実施 業務改善のための課題抽出、改善方針の検討、改善活動の評価等の業務について、知識・経験を有する第三者に委託する際の費用を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2(上限30万円/施設) ○ ノーリフティングケアの普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうごノーリフティングケアモデル施設」認定審査会の設置 職場ぐるみで“持ち上げない介護”に取り組む施設を「ひょうごノーリフティングケアモデル施設」に認定し、取組を広く発信 ・ノーリフティングケア地域研修の実施 ノーリフティングケアの取組を行っていない施設に対し、モデル施設の取組などを広く普及・啓発するための研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> (ア)実施回数 5回 (イ)定員 50人/回 <p>2 (新)都道府県版介護現場革新会議の設置：363千円</p> <p>介護現場の課題を関係者で共有し、介護ロボット・ICTの普及促進方策を含めた地域の課題に対する対応方針等を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員 行政、研究機関、事業者団体 <p>(成果指標)生産性向上に取り組もうとする事業所の割合 70% [令和7年度] (見直し基準) 令和7年度に目標値を下回っている場合、見直しを実施</p>				

事業名	(拡)外国人介護人材受入施設における環境の整備				
予算額 (千円)	22,000	国庫	特定	起債	一般
	(医療介護推進基金)	0	22,000	0	0

事業 内容	外国人介護人材の活用を促進するため、受入環境の充実等に資する取組を実施				
	<p>1 (新)外国人介護人材受入促進事業：1,000千円 受入実績のない事業所の不安を払拭するため、受け入れを働きかけるセミナーを開催し、外国人介護人材の新規受入を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施内容 手続きや県の支援等の説明会、受入事例紹介 ○ 実施回数 年3回 ○ 参加施設数 400施設 <p>2 (新)特定技能外国人の資格取得支援：20,000千円 最長5年で帰国となる特定技能外国人の長期定着を図るため、介護福祉士資格取得に要する経費を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象 特定技能外国人を受け入れる施設 ○ 対象経費 資格取得に必要な日本語・介護技術等学習経費 ○ 補助件数 100施設 ○ 補助上限額 20万円/施設 <p>3 (拡)外国人留学生の進学促進：1,000千円 日本語学校の留学生の介護福祉士養成校への進学を促進するため、進路説明会開催経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象校 県内日本語学校、(新)近隣府県の日本語学校 ○ 対象者 日本語学校職員、(新)留学生 ○ 開催場所 神戸市、(新)オンライン配信(ハイブリッド方式) ○ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格や制度説明、養成校での学習内容 ・(新)養成校を卒業した外国人介護職員による経験談等 ・(新)車いす等介護体験 ○ 実施手法 兵庫県介護福祉士養成校連絡協議会への補助 <p>(参考)事業イメージ</p> <p>①外国人材受入促進事業</p> <p>②特定技能外国人の資格取得支援</p> <p>③外国人留学生受入環境整備事業(進学促進)</p> <p>(成果指標) 特定技能外国人資格取得支援事業による介護福祉士国家試験合格率が45%を上回ること</p> <p>(見直し基準) 事業開始から3年経過後、3年平均の実績が目標の1/2を下回る場合、見直しを実施</p>				

事業名	(新)介護サービス事業所・施設における業務継続計画策定の支援				
予算額 (千円)	1,967	国庫	特定	起債	一般
	(医療介護推進基金)	0	1,967	0	0
事業 内容	<p>介護サービス事業所における業務継続計画(BCP)の策定や研修の実施等の義務化を踏まえ、令和5年度末までに全事業所の策定に向けた取組を実施</p> <p>○ 相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容 BCP策定に関する相談を受ける窓口を設置 ・開設時間 10時～16時(土・日・祝除く) <p>○ 研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容 専門家によるBCP策定に関する研修 ・参加人数 300人(60人×5回) <p>(事業終期)令和5年度限り</p>				
担当課	福祉部高齢政策課介護基盤整備班	連絡先	078-362-9117	(内線 3107)	

IV その他①（兵庫で働く人材の確保・育成）※産業労働部分含む。

事業名	(新)県内企業等就業者確保の支援																
予算額 (千円)	91,440	国庫	特 定	起 債	一 般												
	(法人県民税超過課税)	0	91,440	0	0												
事業 内容	<p>県内中小企業の人材確保や、若者の県内定着・経済的支援として、県内中小企業等と連携し、若手従業員を対象とする新たな奨学金返済支援制度を創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補 助 対 象 ・ 県内に本社のある中小企業・社会福祉法人等 ・ 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業実施企業の県内事業所 ○ 支 援 対 象 以下の全てを満たす者(既に就業している者を除く) <ul style="list-style-type: none"> ①日本学生支援機構の奨学金受給者 ②正社員で30歳未満の者 ③当該企業就職後5年以内で県内事業所勤務 ○ 支 援 期 間 最大5年間(支援対象者ごとに算定) ○ 補 助 額 企業が支援対象者1人あたり年間返済額の1/3を負担した場合に2/3(上限12万円/人・年) <p>(参考)現行制度からの見直し内容</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">区分</td> <td colspan="3" style="padding: 5px;">通常</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">現行制度</td> <td style="padding: 5px;">県 1/3</td> <td style="padding: 5px; border: 2px solid black;">本人 1/3</td> <td style="padding: 5px;">企業 1/3</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">新 制 度</td> <td style="padding: 5px;">県 1/3</td> <td style="padding: 5px; border: 2px solid black;">県 1/3</td> <td style="padding: 5px;">企業 1/3</td> </tr> </table> <p>※ただし、企業負担が1/3未満の場合は同額まで(上限6万円/人・年)</p>					区分	通常			現行制度	県 1/3	本人 1/3	企業 1/3	新 制 度	県 1/3	県 1/3	企業 1/3
区分	通常																
現行制度	県 1/3	本人 1/3	企業 1/3														
新 制 度	県 1/3	県 1/3	企業 1/3														

V その他②（新型コロナウイルス感染症への対応）※福祉部分のみ

事業名	無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応				
予算額 (千円)	1, 4 3 2	国 庫	特 定	起 債	一 般
		1,432	0	0	0
	<p>11 新型コロナウイルス感染症回復者退院受入相談支援窓口の設置：1,432 千円 入院対応医療機関で回復した高齢者を介護老人保健施設において受け入れる場合、退院と受入を円滑に行うための相談窓口を設置 ○ 設置期間 R5.4.1～R5.9.30</p>				

事業名	検査機能の充実				
予算額 (千円)	1, 2 6 8, 2 1 3	国 庫	特 定	起 債	一 般
		634,106	0	0	634,107
事業 内容	<p>3 高齢者入所施設等の従事者に対する検査の実施：1,268,213 千円 高齢者・障害者施設等におけるクラスター発生及び在宅の要介護高齢者等の感染拡大防止のため、施設従事者等に対する集中的検査を全額公費により実施 ○ 検査回数 原則週2回 ○ 検査方法 抗原定性検査 ○ 検査対象 入所・通所・訪問系の施設・事業所</p>				

事業名	社会福祉施設等への支援																																
予算額 (千円)	1, 586, 236	国庫	特定	起債	一般																												
	(一部医療介護推進基金 一部地方創生臨時交付金)	592,051	994,185	0	0																												
事業 内容	<p>1 感染等発生福祉施設の感染拡大防止・事業継続等の支援：1,160,685千円 事業所等が感染防止対策やサービス継続等に際して生じたかかりまし経費を補助 ○ 対象施設 高齢者施設、障害者施設、児童養護施設、救護施設等 ○ 対象経費 施設の消毒・洗浄に要する経費、衛生用品購入費用、人材確保費用等</p> <p>2 社会福祉施設における緊急時対応コーディネーターの設置：4,500千円 感染発生等の緊急時において応援調整等を行うコーディネーターを設置 ○ 設置数等</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>高齢者施設</td> <td>障害者施設</td> </tr> <tr> <td>設置数</td> <td>1人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>基金 10/10</td> <td>国 2/3、臨時交付金 1/3</td> </tr> </table> <p>3 保育施設における新型コロナウイルス対応事業の実施：34,500千円 認可外保育施設にかかるマスク等衛生資機材の購入を支援 ※認可保育所等の新型コロナウイルス対応事業は、市町で包括的に実施 ○ 対象経費 ・職員が感染症対策の徹底をはかりながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修等) ・マスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入 ○ 補助上限額 15万円/箇所 ○ 負担割合 国 1/2、県 1/2</p> <p>4 事業を継続的に実施していくためのかかりまし経費等への支援：315,556千円 ○ 対象経費 ・職員が感染症対策の徹底を図りながら、業務を継続的に実施していくために必要な経費 ・マスクや消毒液等の衛生物品や感染防止用の物品購入 ○ 補助上限額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放課後児童健全育成事業</td> <td>定員 19 人まで</td> <td>30 万円/箇所</td> </tr> <tr> <td>定員 20 人～59 人</td> <td>40 万円/箇所</td> </tr> <tr> <td>定員 60 人以上</td> <td>50 万円/箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">延長保育事業</td> <td>定員 19 人まで</td> <td>15 万円/箇所</td> </tr> <tr> <td>定員 20 人～59 人</td> <td>20 万円/箇所</td> </tr> <tr> <td>定員 60 人以上</td> <td>25 万円/箇所</td> </tr> <tr> <td>その他の事業(※)</td> <td>-</td> <td>30 万円/箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育推進事業、ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>5 感染症対策のための簡易な改修にかかる経費：70,995千円 ○ 対象施設 地域子ども・子育て支援事業を実施する施設 ○ 対象経費 感染症対策のための改修(トイレ、非接触型の蛇口の設置等簡易なもの) ○ 補助上限額 100万円/箇所</p>					区 分	高齢者施設	障害者施設	設置数	1人	3人	負担割合	基金 10/10	国 2/3、臨時交付金 1/3	区 分	金 額	放課後児童健全育成事業	定員 19 人まで	30 万円/箇所	定員 20 人～59 人	40 万円/箇所	定員 60 人以上	50 万円/箇所	延長保育事業	定員 19 人まで	15 万円/箇所	定員 20 人～59 人	20 万円/箇所	定員 60 人以上	25 万円/箇所	その他の事業(※)	-	30 万円/箇所
	区 分	高齢者施設	障害者施設																														
	設置数	1人	3人																														
	負担割合	基金 10/10	国 2/3、臨時交付金 1/3																														
	区 分	金 額																															
	放課後児童健全育成事業	定員 19 人まで	30 万円/箇所																														
		定員 20 人～59 人	40 万円/箇所																														
		定員 60 人以上	50 万円/箇所																														
	延長保育事業	定員 19 人まで	15 万円/箇所																														
		定員 20 人～59 人	20 万円/箇所																														
定員 60 人以上		25 万円/箇所																															
その他の事業(※)	-	30 万円/箇所																															

2月定例会提出予定議案（条例等関係）について

【令和5年度関係】

1 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

介護支援専門員実務研修受講試験の問題作成を全都道府県から受託している（公財）社会福祉振興・試験センターより、当該試験の問題作成事務に係る受託単価改定の申し出があったことから、介護保険法に関する手数料について所要の整備を行う。

(1) 改正の概要

介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額を、1,400円（現行：1,800円）に改定する（別表第4関係）。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

2 兵庫県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

(1) 制定の概要

子ども・子育て支援法の引用条文を改める（第1条関係）。

現 行
（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第4項</u> の規定に基づき、兵庫県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
改 正 案
（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第4項</u> の規定に基づき、兵庫県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

3 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター	大阪市城東区東中浜1丁目5番1号 社会医療法人大道会 理事長 大道 道大	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 長年にわたる脳性麻痺等の肢体不自由児者に対する診療やリハビリテーション治療の提供、医療ソーシャルワーカーによる障害児者やその家族に対する支援業務等の優れた実績を有しており、センター開設以降も指定管理者として適切に管理運営している。 (2) 当該施設は無床診療所であるため、患者に入院による集中リハビリや手術が必要な場合、これに対応可能な病院と連携する必要があるが、社会医療法人大道会が運営するボバース記念病院は、センターに近接するとともに、乳児から高齢者まで幅広い年齢を対象に継続的な治療を行っており、相互の連携を通じたセンターの発展が期待できる。	
兵庫県こころのケアセンター	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 理事長 五百旗頭 真	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) こころのケアセンターの前身である「こころのケア研究所」（平成12～15年度）以来センターを一貫して管理運営しており、本県の取組と方向性を一にしている。 (2) センターの開設以来、専門的な研究、診察及び相談事業等に取り組んでいる。こころのケアを専門とする精神科医が少ない中、当該分野の第一人者で、かつ震災を契機としたこれまでの本県の取組の中心的役割を果たす精神科医など、センターの管理運営に不可欠な人材を擁している。	

【令和4年度関係】

1 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金の債権放棄

尼崎市ほか8市に貸し付けた阪神・淡路大震災における災害援護資金に係る貸付金について、令和5年3月31日を債権放棄基準日（以下「基準日」という。）として、基準日までに各市が借受人に対して債権放棄を行った額の3分の1について放棄しようとする。

(1) 放棄する債権

阪神・淡路大震災における災害援護資金に係る貸付金のうち、(2)の各市が借受人に対して債権放棄を行った額の3分の1

(2) 債権放棄の相手方

尼崎市ほか8市

(内訳)

市名	債権額	債権放棄額
尼崎市	97,767,586円	32,589,195円
明石市	31,729,855円	10,576,618円
西宮市	231,030,343円	77,010,114円
洲本市	6,031,881円	2,010,627円
芦屋市	72,220,058円	24,073,352円
伊丹市	31,547,659円	10,515,886円
宝塚市	64,874,912円	21,624,970円
川西市	17,694,096円	5,898,032円
淡路市	70,040,596円	23,346,865円
合計	622,936,986円	207,645,659円

※金額は令和4年12月末時点

安全安心な 保健医療の実現

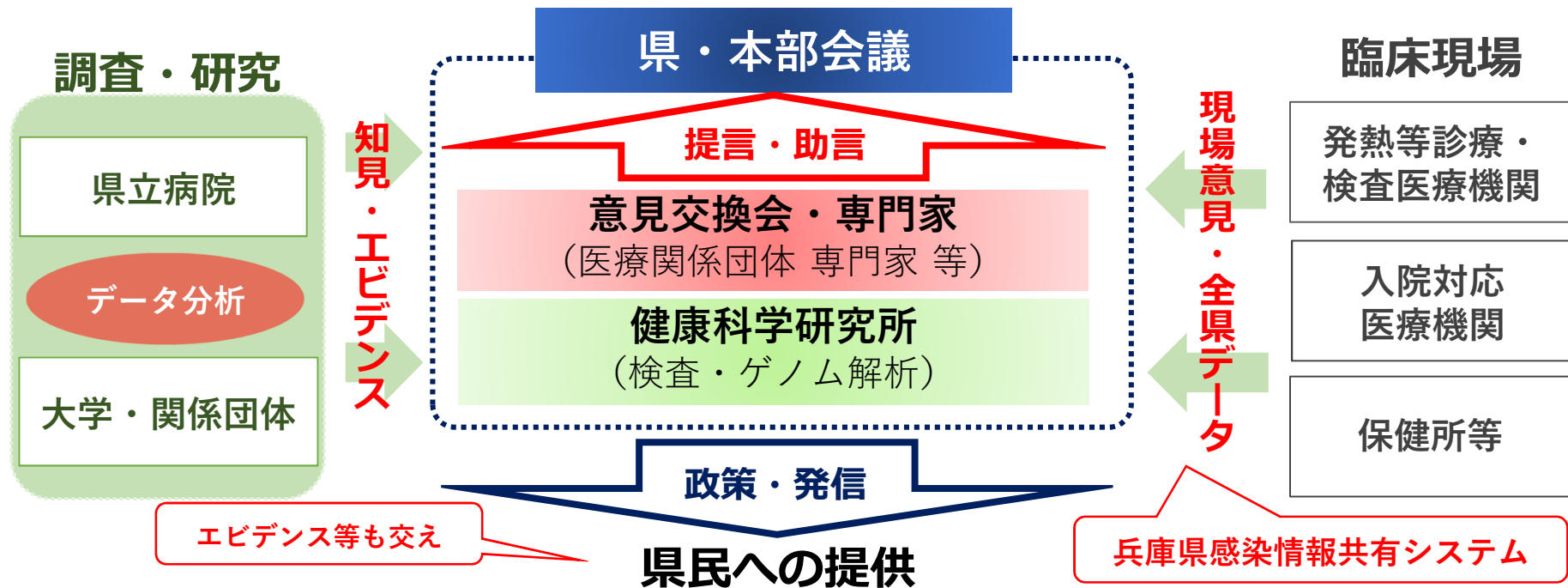
令和5年2月2日



兵庫県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

新型コロナウイルス感染症対策等の着実な実施：744億円(うち保健医療部659億円)

- 5類への移行を見据えつつ、感染状況を踏まえた医療提供・検査体制を確保
- 第8波までの経験を踏まえ、新たに後遺症対策の充実と一般医療化に向けた機能強化を実施



入院医療体制、保健所体制、検査体制、ワクチン接種、感染症対策、後遺症対策等

- 【新】** ■ 救急外来等の治療情報分析：300万円
治療データ分析結果を県の政策決定に活かし、感染症対策機能を強化する
- 【新】** ■ 新型コロナウイルス感染症の後遺症対策：210万円
県医師会と連携し、後遺症に対応できる医療機関を幅広く確保し、地域医療の充実を図る

不妊・不育症治療・出産への支援

不妊・不育症治療を支援するため、不妊治療ペア検査費用及び不育症治療費の助成にかかる所得制限要件を見直すなどの支援や県民の理解を深めるための普及啓発等を実施

【拡】 ■ 不妊治療ペア検査の受診助成の実施： 510万円

不妊治療のため、夫婦揃って検査を受ける場合の検査費用助成の対象要件を緩和(所得制限撤廃)
夫婦受診間隔期間の延長 (現行) 1ヶ月→ (R5) 3ヶ月

【拡】 ■ 不育症治療への支援の充実： 2,050万円

不育症に悩む夫婦の治療に係る経済的負担の軽減及び早期治療を促進するため、治療費等の一部を助成(県単事業に係る所得制限を撤廃)

【新】 ■ 不妊症に関するデジタル広報等による普及啓発： 500万円

男性不妊を含む不妊症について、県民の理解を深めるため、動画を活用した普及啓発を実施

【新】 ■ 不妊治療推進検討会及び産科医療体制に関する研究会の設置： 100万円

子どもを持ちたいと望む方が安心して不妊治療を受けられる体制整備等についての検討会及び安心して妊娠・出産できる体制の検討を進めるための研究会を設置



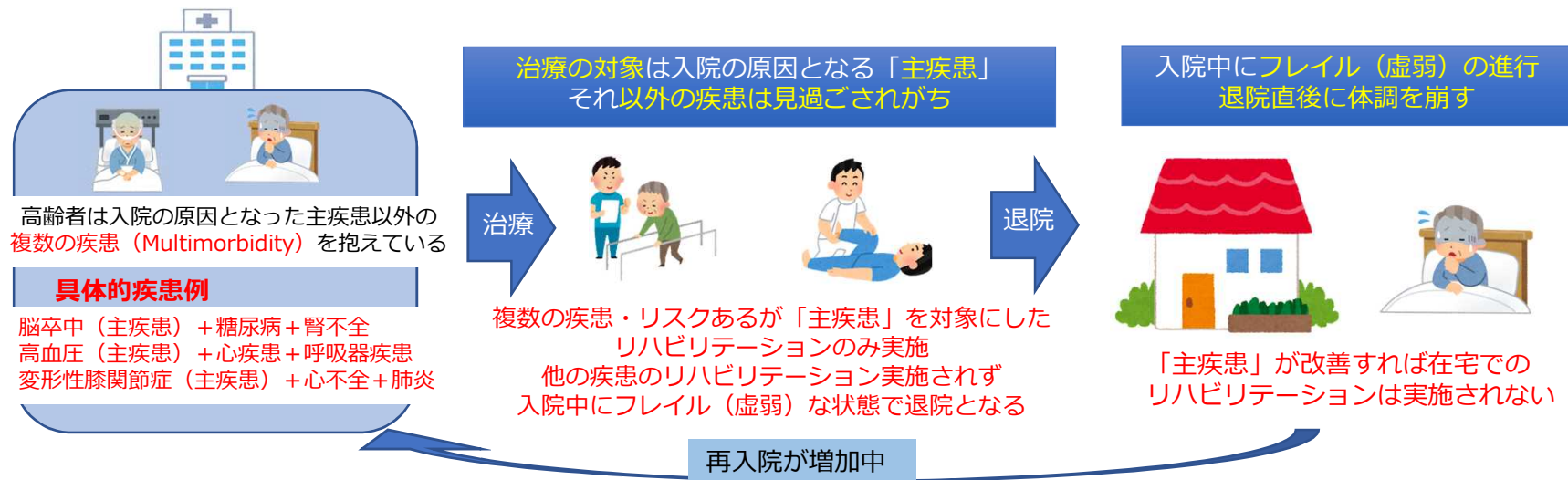
不妊治療促進のための県民シンポジウム (R4.10.3)

医療確保の推進

【新】 ■ マルチモビディティ患者に対するリハビリ人材の養成：90万円

高齢化の進展に伴うマルチモビディティ患者（※）の増加に対応するため、リハビリを行うことのできる人材を養成 ※複数の疾患（呼吸器、循環器等）をもつ患者

マルチモビディティ患者の増加が、健康、治療負担、医療資源に悪影響を及ぼす具体例



【新】 ■ 産科医療体制に関する研究会の設置：50万円【再掲】

産科医の不足や分娩取扱医療機関が減少する一方、晩産化等によるリスクのある妊娠や低体重児の出生割合が増加する中で、安心して妊娠・出産できる体制の検討を進めるため、産科医療体制に関する研究会を設置

参考資料

令和5年度当初予算（案）

（主要施策の説明）

保健医療部

(目 次)**I ウイズコロナに向けた「新型コロナ対策」**

1	入院医療体制の強化	46,564,500 千円	……	3
2	無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応	10,739,417 千円	……	5
◆3	(拡) 保健所等の体制強化	835,000 千円	……	7
4	検査機能の充実	1,993,700 千円	……	7
5	ワクチン接種体制等の整備	1,905,000 千円	……	8
◆6	(拡) 発熱等診療・検査医療機関等の設置	221,731 千円	……	9
7	相談体制の強化	1,277,000 千円	……	10
8	入院医療費の公費負担	1,760,000 千円	……	10
9	地域医療体制の維持	584,000 千円	……	11
	(参考) 担当課一覧			…… 12

II 子ども・子育て環境の充実

◆1	(拡) 不妊治療ペア検査の受診助成	5,100 千円	……	15
◆2	(新) 不妊症に関するデジタル広報等による普及啓発	5,000 千円	……	15
◆3	(新) 不妊治療推進検討会の設置	500 千円	……	16
◆4	(拡) 不育症治療への支援の充実	20,502 千円	……	16

III 医療・介護体制の充実

◆1	(新) 認知症患者に対する介護人材の養成	900 千円	……	19
◆2	(新) 産科医療体制に関する研究会の設置	500 千円	……	19
3	(拡) 災害医療体制の強化	32,809 千円	……	20
4	(新) 在宅医療における栄養食事管理体制の整備	1,857 千円	……	21
5	(新) 新興感染症対策の総合的な推進	3,574 千円	……	22

I ウィズコロナに向けた「新型コロナ対策」

事業名	入院医療体制の強化																												
予算額 (千円)	46,564,500	国庫	特定	起債	一般																								
		46,519,500	0	0	45,000																								
事業 内容	1 入院病床の確保：46,073,000 千円 県の要請に基づき、入院病床を確保する重点医療機関に対して、空床確保支援を実施 ○ 補助対象																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重点医療機関</td> <td colspan="4">感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関</td> </tr> <tr> <td>特定機能病院等</td> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・大学附属病院 ・ECMO による治療を行う患者が延べ3人以上の月または人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関 </td> </tr> </tbody> </table>					区 分	内 容				重点医療機関	感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関				特定機能病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・大学附属病院 ・ECMO による治療を行う患者が延べ3人以上の月または人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関 												
	区 分	内 容																											
	重点医療機関	感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関																											
	特定機能病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・大学附属病院 ・ECMO による治療を行う患者が延べ3人以上の月または人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関 																											
	○ 補助金額																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">重点医療機関</th> <th colspan="2">特定機能病院等</th> </tr> <tr> <th>ICU 病床</th> <th>HCU 病床</th> <th>ICU 病床</th> <th>HCU 病床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU 病床</td> <td>301 千円/床</td> <td>211 千円/床</td> <td>436 千円/床</td> <td>211 千円/床</td> </tr> <tr> <td>HCU 病床</td> <td>211 千円/床</td> <td>71 千円/床</td> <td>211 千円/床</td> <td>74 千円/床</td> </tr> <tr> <td>休止・その他病床</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	重点医療機関		特定機能病院等		ICU 病床	HCU 病床	ICU 病床	HCU 病床	ICU 病床	301 千円/床	211 千円/床	436 千円/床	211 千円/床	HCU 病床	211 千円/床	71 千円/床	211 千円/床	74 千円/床	休止・その他病床				
	区 分	重点医療機関		特定機能病院等																									
		ICU 病床	HCU 病床	ICU 病床	HCU 病床																								
	ICU 病床	301 千円/床	211 千円/床	436 千円/床	211 千円/床																								
HCU 病床	211 千円/床	71 千円/床	211 千円/床	74 千円/床																									
休止・その他病床																													
2 CCC-hyogo の体制強化：13,000 千円 新型コロナウイルス入院コーディネートセンター(CCC-hyogo)に医師や看護師等を配置し、感染者の入院・搬送の調整体制を整備 ○ 人員体制 医師、看護師等																													
3 夜間保健所支援センターの設置：90,000 千円 夜間に保健所が行っている入院・搬送調整業務等を集約した夜間保健所支援センターを設置 ○ 対応時間 18:00～9:00 ○ 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の消防や医療機関からの依頼に基づく入院調整 ・患者搬送のための民間救急車等の手配 等 																													
4 重点医療機関における設備整備への支援：53,000 千円 重点医療機関が、高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援 ○ 対象経費 超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡等																													
5 入院医療体制の機能強化：214,000 千円 重点医療機関に対し、入院患者への医療を提供するために必要な設備整備等を支援するとともに、県において個人防護具等を備蓄 ○ 設備整備支援(医療機関への補助) <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費 人工呼吸器、個人防護具、簡易陰圧装置、人工肺等 ○ 個人防護具等備蓄 <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費 防護服購入・配送費 																													

※ 各施策の担当課・連絡先は P12 参照

6 医療従事者の宿泊施設の助成：44,000 千円

医療従事者の宿泊施設の確保等に要する経費を支援

- 補助要件 コロナ対応で業務が深夜に及んだ場合や基礎疾患等を有する家族と同居しており、帰宅が困難な場合
- 対象経費 医療機関が帰宅困難な医療従事者のため支払った宿泊室料
- 補助金額 上限 13,100 円/室・日

7 医師等の派遣：71,000 千円

新型コロナウイルス感染症の診療のため医師・看護師等を派遣する派遣元医療機関に対し、派遣に要する経費の一部を助成

- 補助金額
 - ・重症患者診療医師等派遣補助 医師 240 万円/人・月
看護師等 132 万円/人・月
 - ・医療チーム派遣補助 医師 240 万円/人・月
その他 132 万円/人・月
業務調査員 50 万円/人・月

8 重症患者に対応する医療従事者養成研修の実施：6,500 千円

ECMO 及び人工呼吸器を扱うことのできる医療従事者を養成するための研修を実施

※ 各施策の担当課・連絡先は P12 参照

事業名	無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応				
予算額 (千円)	10,739,417	国庫	特定	起債	一般
		10,739,417	0	0	0
事業 内容	<p>1 宿泊療養施設の健康管理体制の整備：2,552,000 千円 宿泊施設で療養となった者の健康管理情報の整理等を行うため、24 時間の健康管理体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内 容 宿泊療養施設での療養者の一元管理、健康管理情報の整理、症状悪化時の入院調整、退院管理等を行う体制整備に要する経費（看護師の 24 時間常駐、医師の派遣及びオンコール体制等） <p>2 自宅等療養者・待機者に対するフォローアップ体制の強化：2,872,000 千円 自宅療養者及び入院調整中の自宅等での待機者において、県看護協会による健康観察の強化及び希望者への食料品等配布を実施し、健康管理体制を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話による健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ・人員体制 看護師 6 人、事務職員 5 人 ○ 訪問による健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 看護師の訪問等による健康観察 ○ 食料品等の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 希望者へ食料品（5 日分）と衛生資材を宅配業者により自宅玄関前へ宅配 <p>3 自宅療養者等相談支援センターの設置：1,276,000 千円 急増する自宅療養者や濃厚接触者からの健康相談等への対応を実施する 24 時間対応のセンターを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施手法 民間事業者へ委託 ○ 内 容 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談業務（24 時間・最大 50 回線に対応） ・医療機関案内業務（往診、発熱等診療・検査医療機関との調整） ・生活支援対応業務（配食等の調整） ・パルスオキシメーターの配送・回収業務 <p>4 自宅待機等を行う患者に対する公費負担：3,021,000 千円 自宅療養者及び入院調整中の自宅等での待機者が往診等受診した場合における医療費の自己負担分を公費で負担</p> <p>5 入院医療機関等への搬送：257,000 千円 民間搬送事業者を活用した医療機関や宿泊療養施設等への移送を実施</p> <p>6 自宅等療養者・待機者に対する往診への支援：225,000 千円 自宅療養者及び入院調整中の自宅等での待機者において、緊急的に医療対応が必要となった場合に、保健所が必要と認める往診を実施した医療機関等に対して協力金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給金額 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関：5 万円/日 ・薬局：1 万円/日 ・訪問看護：3 万円/日 ○ 対象期間 R5.4.1～R5.9.30 				

※ 各施策の担当課・連絡先は P12 参照

7 抗原検査キットの配布：239,417 千円

医療提供体制を確保するため、重症化リスクの低い者へ検査キットを配布することにより自主療養制度を促進

8 陽性者登録支援センターの設置：260,000 千円

発生届の届出対象外となる方や自己検査等で陽性と判定された方に対するフォローアップ体制を構築するため、陽性者登録支援センターを設置

○ 業 務 内 容

- ・感染者総数の把握
- ・発生届出対象外の者(希望者)の登録
- ・健康相談、宿泊支援、食料支援など個別支援の調整

9 新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口の設置：3,000 千円

県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を継続設置し、医療機関の地域連携室等と連携し、回復者の転院受入を促進

○ 設 置 期 間 R5.4.1～R5.9.30

10 新型コロナウイルス感染症関連の各種相談窓口の多言語対応：34,000 千円

外国人患者の増加に備えて、外国人療養者と各種相談窓口の間で、必要な情報提供と意思疎通を円滑に行うため、三者間通話の遠隔医療通訳を実施

○ 対 応 言 語 31 言語(英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ヒンディー語等)

事業名	(拡)保健所等の体制強化				
予算額 (千円)	835,000 (一部地方創生臨時交付金)	国庫	特定	起債	一般
		730,000	0	0	105,000
事業 内容	<p>1 保健所の体制強化：830,600 千円</p> <p>○ 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談センター補助員の配置 ・ 疫学調査・感染事務補助員の配置 ・ 感染拡大時の職員派遣 ・ 応援チームの保健所への派遣 <p>(ア)業務内容 県民からの相談対応、疫学調査の実施等 (イ)派遣箇所 県所管の各健康福祉事務所 (ウ)実施手法 民間事業者から派遣</p> <p>2 (新)感染症対策機能の強化：3,400 千円</p> <p>兵庫県感染症対策アドバイザーを設置し、データ分析等への支援や県のコロナ対策に対する助言等を行うことにより、感染症対策機能を強化</p> <p>○ 役 割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症防止策等に対するヒアリングに基づく助言・提言 ・ 県立病院の治療情報や感染症システム、救急外来の治療データ収集・集計・分析 等 <p>3 専門アドバイザーの派遣：1,000 千円</p> <p>クラスターが発生した医療機関等に感染症専門家を派遣</p>				

事業名	検査機能の充実				
予算額 (千円)	1,993,700	国庫	特定	起債	一般
		1,013,200	0	0	980,500
事業 内容	<p>1 PCR 検査試薬の確保等：1,961,000 千円</p> <p>○ PCR 検査試薬の確保 (国 1/2、県 1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 県立健康科学研究所で使用する PCR 検査試薬を確保 <p>○ 社会福祉施設新規入所者等への PCR 検査の実施 (国 1/2、県 1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 希望施設において、新規入所者や新規採用職員に対して行政検査としての PCR 検査を実施 ・ 対 象 者 新規入所者、新規採用職員 <p>○ 検査の外部委託の実施 (国 1/2、県 1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 医療機関等に委託して実施した発熱患者等に対する PCR 検査等の自己負担分を公費で負担 <p>2 PCR 検査体制の拡充：30,000 千円</p> <p>病院等で PCR 検査を実施するための検査機器の整備を支援</p> <p>○ 対 象 経 費 検査機器の整備に要する経費</p> <p>3 妊婦への分娩前検査の実施：2,700 千円</p> <p>妊婦が分娩前に PCR 検査を受検する費用を支援</p>				

※ 各施策の担当課・連絡先は P12 参照

事業名	ワクチン接種体制等の整備				
予算額 (千円)	1,905,000	国庫	特定	起債	一般
		1,627,600	277,400	0	0
事業 内容	<p>1 新型コロナウイルスワクチン接種体制等の推進：52,000 千円 市町や医療機関等との調整及びワクチン接種の副反応等に関する専門的相談等に対応するための相談窓口設置や専門的医療機関との連携を実施</p> <p>2 新型コロナウイルスワクチン接種実施医療機関等への支援：1,196,000 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療従事者派遣への支援 市町が行う集団接種会場への時間外・休日の医療従事者派遣費用を支援 ・補助金額 医師：7,550 円/時間、看護師等：2,760 円/時間 ○ 個別接種促進への支援 一定以上の個別接種を行う医療機関等に対して支援 ・診療所 (ア)週 100 回以上の接種を 4 週間以上：2,000 円/回を加算 (イ)週 150 回以上の接種を 4 週間以上：3,000 円/回を加算 ・病院等 50 回以上/日の接種：1 日定額 10 万円を加算 ○ 職域接種への支援 大学等が複数の関連事業者を対象に職域接種を実施する場合に、接種会場の設備整備等の経費を支援 ・補助金額 1,000 円(上限)/回×接種回数 <p>3 県ワクチン接種会場の設置：657,000 千円 播磨及び阪神地域に、現状より規模を縮小の上、県ワクチン接種会場を設置</p>				

※ 各施策の担当課・連絡先は P12 参照

事業名	(拡)発熱等診療・検査医療機関等の設置				
予算額 (千円)	221,731	国庫	特定	起債	一般
	(一部医療介護推進基金)	217,800	2,131	0	1,800
事業内容	<p>1 発熱等診療・検査医療機関の設置：207,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備導入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 発熱等診療・検査医療機関として県が指定する診療所等に対し、感染防止に必要な設備の導入等を支援 ・対象経費 空気清浄機、パーテーション等の整備に要する経費 <p>2 地域外来・検査センターの設置：12,600千円</p> <p>自院では検査ができない医療機関からの患者紹介を受けて検体採取等を実施する地域外来・検査センターの運営を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象経費 感染防止に必要な設備整備経費、センターの運営費 <p>3 (新)新型コロナウイルス感染症の後遺症対策の強化：2,131千円</p> <p>後遺症診療の実態把握・情報発信により、後遺症に対応できる医療機関の幅広い確保を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ワーキンググループによる調査分析、治療方針等の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 医療機関から集める症例による調査分析等 ○ 成果発表及び研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 (ア)後遺症に関する最新の知見、臨床現場の取組報告 (イ)調査分析結果及び治療方針、フォローアップ指針の報告 等 				

※ 各施策の担当課・連絡先はP12 参照

事業名	相談体制の強化				
予算額 (千円)	1, 277, 000	国庫	特定	起債	一般
		1,277,000	0	0	0
事業 内容	<p>1 県民相談窓口(コールセンター)の人員体制の強化等：1,251,000千円 新型コロナ健康相談コールセンターを設置し、県民からの健康相談等へ対応</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の後遺症専用窓口の設置：26,000千円 後遺症に悩む罹患者の増加に対応するため、看護師による専用相談窓口を設置</p> <p>○ 名 称 ひょうご新型コロナ後遺症相談ダイヤル</p> <p>○ 対応時間 9:00～20:00</p>				

事業名	入院医療費の公費負担				
予算額 (千円)	1, 760, 000	国庫	特定	起債	一般
		1,320,000	0	0	440,000
事業 内容	<p>感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症により入院した者の入院医療費の自己負担分を公費で負担</p> <p>○ 負担割合 国3/4、県1/4</p>				

※ 各施策の担当課・連絡先はP12参照

事業名	地域医療体制の維持				
予算額 (千円)	584,000	国庫	特定	起債	一般
		584,000	0	0	0
事業 内容	<p>1 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止への支援：567,000千円 救急・周産期・小児医療機関において院内感染を防止するための対策を支援 ○ 対象経費 個人防護具、消毒経費等</p> <p>2 感染症対応医療機関への支援：1,000千円 感染症対応により厳しい診療状況となっている地域の基幹医療機関の感染症対応以外の診療部門に対して、医師等を派遣した医療機関を支援 ○ 補助金額 ・医師 36万円/人・月 ・看護師等 9万円/人・月</p> <p>3 感染した医師等の代替医師の派遣：1,000千円 医師等が感染し、診療不能となった医療機関等に対し、医師等を派遣する医療機関・薬局を支援 ○ 補助金額 ・医師 120万円/人・月 ・薬剤師 44万円/人・月</p> <p>4 休業等医療機関等に対する継続・再開への支援：1,000千円 院内感染の発生により休業等になった医療機関・薬局に対し、継続・再開に要する経費として、消毒経費等を支援 ○ 対象経費 消毒経費、空気清浄機購入経費</p> <p>5 感染症外国人患者受入れ設備の整備：2,000千円 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、感染症の疑いのある外国人が適切に受診できるよう設備整備を支援 ○ 対象経費 多言語看板、電子掲示板等の整備に要する経費 ○ 補助金額 1,512,000円/施設</p> <p>6 入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制の確保：12,000千円 外国人患者の受入れにあたり必要となる診療等体制整備、感染防止対策に要する経費を支援 ○ 対象経費 医療通訳者・コーディネーターの配置、資料の多言語作成、施設内表示の多言語翻訳等 ○ 補助金額 ・入院医療機関 上限1,000万円/機関 ・宿泊療養施設 上限 200万円/機関</p>				

※ 各施策の担当課・連絡先はP12参照

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業 担当課一覧（保健医療部）

区 分	金額(千円)	担 当 課	連 絡 先
入院医療体制の強化			
1 重点医療機関等の入院病床の確保	46,073,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
2 CCC-hyogoの体制強化	13,000	医務課企画調整班	078-362-9124 (内線3224)
3 夜間保健所支援センターの設置	90,000	医務課企画調整班	078-362-9124 (内線3224)
4 重点医療機関等における設備整備への支援	53,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
5 入院医療体制の機能強化	214,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
6 医療従事者への宿泊施設の助成	44,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
7 医師等の派遣	71,000	医務課医療人材確保班	078-362-3606 (内線2713)
8 重症患者に対応する医療従事者養成研修の実施	6,500	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応			
1 宿泊療養施設の健康管理体制の整備	2,552,000	健康増進課保健・栄養指導班	078-362-9128 (内線3241)
2 自宅等療養者・待機者に対するフォローアップ体制の強化	2,872,000	健康増進課保健・栄養指導班	078-362-9128 (内線3241)
3 自宅療養者等相談支援センターの設置	1,276,000	健康増進課保健・栄養指導班	078-362-9128 (内線3241)
4 自宅待機等を行う患者に対する公費負担	3,021,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
5 入院医療機関等への搬送	257,000	医務課企画調整班(医療体制担当)	078-362-4351 (内線3219)
6 自宅等療養者・待機者に対する往診への支援	225,000	医務課企画調整班 薬務課薬務指導班	078-362-3135 (内線2716) 078-362-3268 (内線3309)
7 抗原検査キットの配布	239,417	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
8 陽性者登録支援センターの設置	260,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
9 新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口の設置	3,000	医務課企画調整班	078-362-3135 (内線2716)
10 新型コロナウイルス感染症関連の各種相談窓口の多言語対応	34,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
(拡)保健所等の体制強化			
1 保健所の体制強化	830,600	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班 総務課総務班	078-362-4095 (内線3191) 078-362-9464 (内線2712)
2 (新)兵庫県感染症アドバイザーの設置	3,400	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
3 専門アドバイザーの派遣	1,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
検査機能の充実			
1 PCR検査試薬の確保等	1,961,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
2 PCR検査体制の拡充	30,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
3 妊婦への分娩前検査の実施	2,700	健康増進課保健・栄養指導班	078-362-9128 (内線3241)
ワクチン接種体制等の整備			
1 新型コロナウイルスワクチン接種体制の推進	52,000	ワクチン対策課企画調整班	078-362-4378 (内線3170)
2 新型コロナウイルスワクチン接種実施医療機関等への支援	1,196,000	ワクチン対策課企画調整班	078-362-4378 (内線3170)
3 大規模接種会場の設置	657,000	ワクチン対策課企画調整班	078-362-4378 (内線3170)
(拡)発熱等診療・検査医療機関等の設置			
1 発熱等診療・検査医療機関の設置	207,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
2 地域外来・検査センターの設置	12,600	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
3 (新)新型コロナウイルス感染症の後遺症対策	2,131	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
相談体制の強化			
1 県民相談窓口(コールセンター)の人員体制の強化等	1,251,000	健康増進課保健・栄養指導班	078-362-9128 (内線3241)
2 新型コロナウイルス感染症の後遺症専用窓口の設置	26,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
入院医療費の公費負担			
	1,760,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
地域医療体制の維持			
1 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止への支援	567,000	医務課企画調整班(医療体制担当)	078-362-4351 (内線3219)
2 感染症対応医療機関への支援	1,000	医務課医療人材確保班	078-362-3606 (内線2713)
3 感染した医師等の代替医師の派遣	1,000	医務課医療人材確保班	078-362-3606 (内線2713)
4 休業等医療機関等に対する継続・再開への支援	1,000	感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策班	078-362-4095 (内線3191)
5 感染症外国人患者受入れ設備の整備	2,000	医務課企画調整班(医療体制担当)	078-362-4351 (内線3219)
6 入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制の確保	12,000	医務課企画調整班(医療体制担当) 健康増進課保健・栄養指導班	078-362-4351 (内線3219) 078-362-9128 (内線3241)

Ⅱ 子ども・子育て環境の充実

事業名	(拡)不妊治療ペア検査の受診助成													
予算額 (千円)	5, 100	国庫	特定	起債	一般									
		0	0	0	5,100									
事業 内容	<p>不妊治療の促進のため、夫婦揃って検査を受ける場合の検査費用助成の対象要件を緩和</p> <p>○ 実施主体 市町(政令・中核市含む)(県 1/2、市町 1/2)</p> <p>○ 対象者 法律上婚姻又している夫婦で、初診日における妻の年齢が 43 歳未満(現行)所得制限 400 万円未満 → (R5)所得制限なし</p> <p>○ 助成要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得要件</td> <td>400 万円未満(夫婦合算)</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>夫婦の初診日の間隔</td> <td>1 ヶ月以内</td> <td>3 ヶ月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 対象経費 保険適用外の検査費の 7 割(3 割は受診者負担)</p> <p>○ 助成回数 1 回</p>					区 分	R4 年度	R5 年度	所得要件	400 万円未満(夫婦合算)	制限なし	夫婦の初診日の間隔	1 ヶ月以内	3 ヶ月以内
	区 分	R4 年度	R5 年度											
所得要件	400 万円未満(夫婦合算)	制限なし												
夫婦の初診日の間隔	1 ヶ月以内	3 ヶ月以内												
担当課	保健医療部健康増進課保健・栄養指導班	連絡先	078-362-9128	(内線 3319)										

事業名	(新)不妊症に関するデジタル広報等による普及啓発				
予算額 (千円)	5, 000	国庫	特定	起債	一般
		2,500	0	0	2,500
事業 内容	<p>男性不妊を含む不妊症について、県民の理解を深めるため、動画を活用した普及啓発を実施</p> <p>○ 動画内容 不妊治療に悩む人の心理面での負担軽減に繋がるような動画を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療の体験者インタビュー ・不妊治療に関するデータ紹介 ・気軽に相談できる専門相談窓口の紹介 等 <p>○ 普及啓発手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージ広告 ・SNS 広告(YouTube 等でのターゲティング広告等) ※不妊治療の主要な対象層である 20~30 代をメインに広告表示 ・県 YouTube チャンネル(ひょうごチャンネル) <p>(事業終期)令和 5 年度限り</p>				
	担当課	保健医療部健康増進課保健・栄養指導班	連絡先	078-362-9128	(内線 3319)

事業名	(新)不妊治療推進検討会の設置				
予算額 (千円)	500	国庫	特定	起債	一般
		250	0	0	250
事業 内容	<p>不妊治療の課題を明確にし、子どもを持ちたいと望む方が安心して不妊治療を受けられる体制整備等について協議するための検討会を設置</p> <p>1 不妊治療に係る実態調査：100千円 県内の産婦人科や生殖補助医療実施医療機関等への調査や、他都道府県の先行事例調査等</p> <p>2 不妊治療推進検討会の設置：400千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構 成 員 医療機関、医療関係団体、当事者団体、県、市町、県立病院等 ○ 検 討 内 容 <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査結果を踏まえた現状と課題の共有 ・不妊治療への理解促進や、治療に向けた早期検査の推進、産科医療機関の環境改善、検査・治療費の負担軽減、検査を受けやすい体制整備、市町との連携等、課題解決に向けた対応 等 ○ 回 数 3回程度 				
担当課	保健医療部健康増進課保健・栄養指導班	連絡先	078-362-9128	(内線 3319)	

事業名	(拡)不育症治療への支援の充実				
予算額 (千円)	20,502	国庫	特定	起債	一般
		2,880	0	0	17,622
事業 内容	<p>不育症に悩む夫婦の治療に係る経済的負担の軽減及び早期治療を促進するため、治療費等の一部を助成</p> <p>1 (拡)検査費・治療費の助成(県単事業)：14,742千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施主体 市町(政令・中核市含む)(県1/2、市町1/2) ○ 対象者 法律上婚姻している夫婦で、妻の年齢が43歳未満 ○ 所得要件 400万円未満(夫婦合算)→【拡充】所得制限なし ○ 対象経費 保険適用外の検査費の7/10・治療費の1/2 <p>2 指定検査費助成(国庫補助事業)：5,760千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施主体 県・政令市・中核市(国1/2、県または市1/2) ○ 対象者 保険適用外の先進医療に係る検査を受ける者 ○ 助成要件 婚姻要件、年齢要件、所得制限なし ○ 助成額 上限6万円/回 				
担当課	保健医療部健康増進課保健・栄養指導班	連絡先	078-362-3249	(内線 3261)	

Ⅲ 医療・介護体制の充実

事業名	(新)マルチモビディティ患者に対するリハビリ人材の養成																			
予算額 (千円)	900 (医療介護推進基金)	国庫	特定	起債	一般															
		0	900	0	0															
事業 内容	<p>高齢化の進展に伴うマルチモビディティ患者(※)の増加に対応するため、リハビリを行うことのできる人材を養成</p> <p>※複数の疾患(呼吸器、循環器等)をもつ患者</p> <p>○実施主体 兵庫県理学療法士会</p> <p>○研修内容 呼吸器疾患コース(2日間)、循環器疾患コース(2日間)、代謝系コース(1日間)</p> <p>○研修対象者 県内回復期リハ病棟を有する病院の理学療法士</p> <p>(成果指標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>最終目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回復期リハ施設における心大血管リハ取得率</td> <td>23%</td> <td>33%</td> <td>48%</td> <td>70%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(見直し基準)令和6年度まで実施後、取得増加率(48%-23%=25%)の50%に満たない場合は事業内容を見直し</p>						指標名	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標	回復期リハ施設における心大血管リハ取得率	23%	33%	48%	70%	100%	100%
	指標名	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標													
	回復期リハ施設における心大血管リハ取得率	23%	33%	48%	70%	100%	100%													
	担当課	保健医療部医務課企画調整班		連絡先	078-362-3135 (内線 3225)															

事業名	(新)産科医療体制に関する研究会の設置					
予算額 (千円)	500 (医療介護推進基金)	国庫	特定	起債	一般	
		0	500	0	0	
事業 内容	<p>産科医の不足や分娩取扱医療機関が減少する一方、晩産化等によるリスクのある妊娠や低体重児の出生割合が増加する中で、安心して妊娠・出産できる体制の検討を進めるため、産科医療体制に関する研究会を設置</p> <p>○構成員 医療関係団体、周産期母子医療センター等産科医療機関</p> <p>○研究内容 産科医療体制の検討のための課題整理、解決に向けた方向性</p> <p>○回数 4回</p> <p>(事業終期)令和5年度限り (令和6年度以降は、令和5年度の検討内容を踏まえて検討)</p>					
	担当課	保健医療部医務課企画調整班		連絡先	078-362-4351 (内線 2726)	

事業名	(拡)災害医療体制の強化				
予算額 (千円)	32,809	国庫	特定	起債	一般
		10,202	0	0	22,607
事業 内容	<p>災害医療体制強化等のため、近畿6府県で持ち回り開催している近畿地方 DMAT ブロック訓練を主催県として開催するとともに、県内災害医療体制を強化</p> <p>1 (新)近畿地方 DMAT ブロック訓練：19,941 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練内容 ・県内での災害発生を想定したシナリオによる実働訓練 ・広域災害救急医療情報システムを活用した図上訓練 ○ 参加者 近畿6府県の災害拠点病院(DMAT 隊員)等 <p>2 兵庫県災害救急医療システムの運営：922 千円</p> <p>行政、医師会、災害拠点病院等で構成する協議会の取組を充実させ、災害時の患者搬送に係る航空拠点ごとの運用マニュアルを充実化</p> <p>3 災害医療コーディネーター人材の育成：9,831 千円</p> <p>災害拠点病院職員等を対象とする災害発生時の情報収集等に係る研修の実施等</p> <p>4 災害医療従事者への活動支援：2,115 千円</p> <p>DMAT 等が現地活動時に必要となる携行用資機材購入経費の支援等を実施</p>				
担当課	保健医療部医務課企画調整班	連絡先	078-362-4351	(内線 2718)	

事業名	(新)在宅医療における栄養食事管理体制の整備													
予算額 (千円)	1,857 (医療介護推進基金)	国庫 0	特定 1,857	起債 0	一般 0									
事業 内容	<p>在宅療養者に対する訪問栄養・食事指導を推進するため、関係機関と連携した体制整備や、訪問栄養・食事指導をモデル的に実施(R5：2圏域)</p> <p>1 栄養食事管理の実施状況等に関する実態調査：810千円 ○ 対象者 在宅療養支援医療機関、訪問看護事業所、栄養士等</p> <p>2 体制整備に向けた関係者会議：244千円 ○ 参加者 医療機関、栄養関係団体 等 ○ 内容 実態調査結果の共有、取組の方向性の検討 等 ○ 開催回数 2回/年</p> <p>3 訪問栄養・食事指導実践者の育成研修：145千円 ○ 対象者 管理栄養士または栄養士 30人 ○ 内容 疾病や食事機能に応じた栄養管理、訪問栄養・食事指導の進め方等</p> <p>4 多職種連携研修：88千円 ○ 対象者 訪問看護師、介護支援専門員、訪問介護員 等 ○ 内容 訪問栄養・食事指導の理解 等</p> <p>5 訪問栄養・食事指導の実施検証と普及啓発：570千円 ○ 内容 栄養士会や地域の医師と連携した在宅療養者への訪問栄養・食事指導のモデル実施、成果発信等</p> <p>(成果指標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>最終目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問栄養・食事指導を実施(算定)している診療所・病院数</td> <td>0箇所</td> <td>17箇所</td> <td>31箇所</td> <td>40箇所 [R8年度]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(見直し基準) 県内全圏域を3年間で実施。全圏域で事業実施できれば見直し。</p>				指標名	R5	R6	R7	最終目標	訪問栄養・食事指導を実施(算定)している診療所・病院数	0箇所	17箇所	31箇所	40箇所 [R8年度]
指標名	R5	R6	R7	最終目標										
訪問栄養・食事指導を実施(算定)している診療所・病院数	0箇所	17箇所	31箇所	40箇所 [R8年度]										
担当課	保健医療部健康増進課保健・栄養指導班	連絡先	078-362-3249 (内線 3248)											

事業名	(新)新興感染症対策の総合的な推進				
予算額 (千円)	3,574	国庫 180	特定 0	起債 0	一般 3,394
事業 内容	<p>感染症法等の改正(R5.4及びR6.4に段階的に施行)や、新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、今後の新興感染症の発生に備えた対策を実施</p> <p>1 都道府県連携協議会等の設置：1,958千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県連携協議会(改正感染症法に基づく協議会) <ul style="list-style-type: none"> ・協議内容 保健医療体制等の方針、あり方、感染症予防計画の改定等 ○ 予防計画部会(協議会の下部組織) <ul style="list-style-type: none"> ・協議内容 協議会で提起された専門的な課題等 <p>2 新興感染症対策に係る調査・分析：945千円</p> <p>感染症予防計画改定等に向け、感染症対策の体制や医療・福祉サービス提供体制等の状況を調査・分析</p> <p>3 感染症法改正等に係る医療機関説明会：310千円</p> <p>医療措置協定締結の円滑化及び新感染症サーベイランスシステムの積極的な利用の促進等のため、法改正内容を説明</p> <p>4 新型インフルエンザ等対策：361千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催 ○ 関係機関従事者への訓練・研修の実施 				
担当課	保健医療部感染症対策課感染症班	連絡先	078-362-3213	(内線 3286)	

2 月定例会提出予定議案（条例等関係）について

兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

博物館法が一部改正され、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直し、地方公共団体、一般社団法人等に限定していた博物館の設置者要件が改められるなど、規定が整備された。

旅館業法施行条例及び動物の愛護及び管理に関する条例においては、従来より博物館法で規定されている「博物館」及び「博物館に相当する施設」を引用しているため、博物館法改正後に齟齬が生じないように、必要な整備を行う。

(1) 条例における博物館法引用の概要

ア 旅館業法施行条例

旅館業許可申請に係る施設の設置場所が、学校等の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100 メートルの範囲にある場合で、旅館の設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認める場合は、許可を与えないことができるとされており、その対象施設のひとつとして、「博物館」及び「博物館に相当する施設」を規定している。

イ 動物の愛護及び管理に関する条例

実験動物を飼養し、又は保管しようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならないが、博物館法で規定する「博物館」及び「博物館に相当する施設」において実験動物を飼養し、又は保管しようとする場合は、この限りではないと規定している。

(2) 改正の概要

ア 旅館業法施行条例

第 8 条第 1 項第 2 号中「博物館に相当する施設」を「指定施設」に、「第 29 条」を「第 31 条第 2 項」に改める。

イ 動物の愛護及び管理に関する条例

第 25 条第 1 項第 2 号中「第 29 条の規定により文部科学大臣若しくは教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの」を「第 31 条第 2 項に規定する指定施設」に改める。

※改正博物館法

第 31 条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定す

ることができる。

- 一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
 - 二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）
 - 三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するものうち、当該指定都市の区域内に所在するもの
- 2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

(3) 施行期日

令和5年4月1日

令和 5 年 2 月 10 日
健康福祉常任委員会資料

医療確保と健康づくり

地域医療の推進について

保健医療部医務課

目 次

1	医療確保対策の推進	
(1)	兵庫県保健医療計画の推進	3
2	医療機関の許可、立入検査等の実施	
(1)	医療機関等の許可、届出受理	3
(2)	医療機関等への立入検査の実施	4
(3)	医療機能情報の公表	5
(4)	医療安全相談センターの運営	5
3	医師・看護職員確保対策の推進	
(1)	医師確保対策の推進	5
(2)	看護職員確保対策の推進	9
4	医療体制の確保	
(1)	地域医療構想の推進	13
(2)	医療提供体制の整備	14
(3)	在宅医療の推進	21
(4)	勤務医の働き方改革推進事業の実施	22
(5)	医療介護推進基金の活用	22
5	県民の健康づくりへの支援	
(1)	WHO神戸センターへの支援	23
(2)	音楽療法の普及・推進	24
6	新型コロナウイルス感染症対策	
(1)	新型コロナウイルス感染症対策の推進	25
	用語解説	27

(注) 資料中で注釈番号を付している用語 [例：○○*1] について解説を記載している。

1 医療確保対策の推進

「兵庫県保健医療計画」に基づき、地域医療構想を推進するとともに、医師・看護職員等確保対策を実施し、良質な医療提供体制を整備する。

(1) 兵庫県保健医療計画の推進

令和3年4月に中間見直しを実施した「兵庫県保健医療計画（全県版）」および平成31年3月に策定した「保健医療計画（圏域版）」に基づき、①医療と介護の一体化・連携、②医療・介護人材の総合的確保と質の向上、③良質で効率的な医療提供体制の確立を方針とした取組みを推進する。

ア 計画期間

6年間（平成30年度～令和5年度）

イ 主な推進方策

分野	主な取組
地域医療構想	○病床の機能分化・連携の推進 ○在宅医療の充実
医療従事者人材確保	○地域医療支援センターの運営 ○へき地等勤務医師の養成・派遣
救急医療	○救命救急センター等の運営 ○ドクターヘリを活用した救急医療の充実
小児医療	○子ども医療電話相談体制の推進 ○小児救急医療体制の充実
災害医療	○災害拠点病院等の体制強化 ○保健医療調整本部の体制整備
周産期医療	○周産期母子医療センターを中心とした周産期医療機能の充実
へき地医療	○へき地医療拠点病院を中心としたへき地医療支援活動の充実
在宅医療	○地域単位の在宅医療提供体制の構築 ○人材育成 ○多職種連携の推進
がん	○質の高い医療体制の確保 ○小児、AYA世代がん対策の推進
脳卒中、心血管疾患、糖尿病	○病期に適した切れ目のない医療提供体制の構築
精神疾患	○多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築

2 医療機関の許可、立入検査等の実施

県民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう、医療機関の開設許可や立入検査の実施、指導等を行っている。

(1) 医療機関等の許可、届出受理

(571千円)

医療法その他関係法令に基づき、適正な医療機関等の設置を図るため、病院*1、診療所*2、助産所、施術所などの開設等に関する許可、届出の受理を行っている。

<過去5年間の医療施設数、病床数の推移>

(箇所・床)

区 分		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
施設数	病 院	353	352	351	348	347	348
	医科診療所	5,159	5,172	5,219	5,257	5,295	5,323
	歯科診療所	3,041	3,016	3,010	3,014	2,987	2,984
病床数	一 般	39,344	39,853	39,913	39,732	39,647	39,406
	療 養	14,563	14,217	13,620	13,057	13,058	12,739
	精 神	11,655	11,604	11,589	11,576	11,530	11,502
	結 核	150	150	150	150	150	150
	感 染 症	54	54	50	54	54	54
	計	65,766	65,878	65,322	64,569	64,439	63,851

(注) 各年4月1日現在 (医務課調べ)

<人口10万対病床数>

(単位：床)

区 分	総 数	病 床 種 別				
		一 般	療 養	精 神	結 核	感 染 症
兵 庫 県(a)	1,185.8	731.8	238.4	211.8	2.8	1.0
全 国(b)	1,261.9	767.7	231.8	257.8	3.1	1.5
割合 (a/b)	94.0%	95.3%	102.9%	82.2%	90.3%	66.7%

(注) 令和3年医療施設調査 (令和3年10月1日現在)

(2) 医療機関等への立入検査の実施

(37千円)

病院、診療所、助産所及び施術所が医療法その他関係法令に規定された構造施設、人員を有し、かつ適正な管理を行っているか否か等を検査し、不適切な事項を確認した場合には改善指導を行っている。

【令和3年度 立入検査の実施状況】

(単位：箇所)

区 分	病 院		医 科 診 療 所				歯 科 診 療 所	
			有 床		無 床			
	医 療 機関数	実施数 実施率	医 療 機関数	実施数 実施率	医 療 機関数	実施数 実施率	医 療 機関数	実施数 実施率
県保健所	134	73 54.5%	69	2 2.9%	1,840	22 1.2%	1,087	13 1.2%
保健所 設置市	214	213 99.5%	107	25 23.4%	3,307	112 3.4%	1,897	41 2.2%
県計	348	286 82.2%	176	27 15.3%	5,147	134 2.6%	2,984	54 1.8%

※保健所設置市：神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市

※病院の実施数は書面審査を含む。

※検査の実施については新型コロナウイルスの感染拡大の状況等に応じて実施の可否を判断した。(国通知による)

(3) 医療機能情報の公表

病院、診療所及び助産所から報告を受けた医療機能情報を県が集約し、住民・患者が利用しやすいように検索機能を付加した医療機関情報システムを整備し、県ホームページにおいて公表している。

(公表情報の主な項目)

病院等の名称、所在地、電話番号、診療科目、診察日、診察時間、許可病床数など

(4) 医療安全相談センターの運営

(3,597千円)

県民からの医療に関する相談等に対応するための窓口を設置し、別途センターを設置している神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市と連携して、必要な情報提供や助言を行っている。

<医療安全相談センター相談受理件数※>

(単位：件)

区分	苦情・提言			相談・問合せ			合計		
	医療行為・医療内容	医療機関従事者の接遇	その他(医療費関係等)	健康や病気に関すること	医療機関の紹介、案内	その他(薬品、医療行政等)			
29年度	782	460	168	154	271	67	112	92	1,053
30年度	803	478	164	161	319	41	207	71	1,122
元年度	589	365	122	102	426	94	216	116	1,015
2年度	401	225	92	84	370	116	166	88	771
3年度	373	264	44	65	526	226	180	120	899

3 医師・看護職員確保対策の推進

へき地等勤務医師の養成・派遣、医師のキャリア形成支援など医師確保対策を推進するとともに、離職防止・再就業支援をはじめとした看護職員確保対策に取り組んでいる。

(1) 医師確保対策の推進

県内に定着する医師の増加、医師の地域偏在の解消を図るため、「兵庫県地域医療支援センター」(平成26年4月設置)において、へき地等勤務医師の養成・派遣するほか、「兵庫県医師確保計画」(令和元年度策定)に基づき、県内で相対的に医師が不足している圏域を「医師確保対策重点推進圏域」と位置付け、医師確保の取組を重点的に推進している。

ア 県内勤務医師等の量的確保

(7) へき地等勤務医師の養成・派遣

(554,810千円)

自治医科大学、兵庫医科大学、神戸大学、鳥取大学及び岡山大学において、へき地等勤務医師を養成し、へき地医療拠点病院及びへき地の市町立病院等に派遣している。

<養成枠等>

大学名	新規養成枠	予算額	説明
自治医大	3名	131,200千円	(内容) 大学運営費の負担 (金額) 127,000千円+4,200千円(3名入学時加算)
兵庫医大	5名	231,000千円	(内容) 修学資金の貸与 (金額) 44,800千円/人
神戸大	10名	161,208千円	(内容) 修学資金の貸与 (金額) 11,516千円/人
鳥取大	2名		
岡山大	2名		

<派遣等状況>

区分	学生	義務年限(卒後9年)				小計	合計
		臨床研修 ^{*5}	前期派遣	後期研修 ^{*6}	後期派遣		
R3.4.1	129	42	47	18	10	117	246
R4.4.1	131	38	56	25	12	131	262
R5.4.1	129	44	57	30	19	150	279

<県養成医師数の年次推移(令和5年1月現在)>

(単位:人)

年度	2008 (H20)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2028 (R10)
医学生	28	111	118	125	127	130	129	129	131	129	63
医師	29	37	48	57	72	87	107	117	131	150	193
総計	57	148	166	182	199	217	236	246	262	279	256

※R10:義務年限内の医師数最大

<義務年限終了者の定着状況(令和4年5月現在)>

区分	定着率	備考
県内定着率	68.5%	89名(県内勤務者(開業含む)) /130名(義務年限終了者)
へき地定着率	40.0%	52名(へき地勤務者(開業含む)) /130名(義務年限終了者)

※死亡、無職、不明者は除く

(イ) 地域医療支援医師県採用制度の運用 (4,750千円)

義務年限を終了した県養成医師や、後期研修*6修了医師等を県職員として採用し、県内の公立病院等に派遣している。

<医療機関派遣者数：4名（令和4年4月1日現在）>

イ 医師の地域偏在への対応

(7) 大学医学部への特別講座の設置 (180,000千円)

大学との連携により、大学に特別講座を開設して地域医療のあり方等を研究するとともに、医師不足地域に活動拠点を置いて診療等に従事することで、地域医療を支援している。

<特別講座>

連携大学	講座名	研究拠点	設置期間
神戸大学医学部	地域医療支援学部門講座	公立豊岡病院 県立丹波医療センター	令和2年4月 ～令和7年3月
	低侵襲外科学講座	公立八鹿病院	令和4年4月 ～令和5年3月
兵庫医科大学	地域救急医療学講座 機能再生医療学講座	兵庫医科大学ささやま医療センター	平成31年4月 ～令和8年3月
大阪医科薬科大学	地域総合医療科学講座	公立神崎総合病院 公立宍粟総合病院 赤穂市民病院	令和4年4月 ～令和7年3月

(イ) 医師派遣等推進事業の実施 (26,250千円)

県地域医療対策協議会の調整により、医師不足の医療機関に医師を派遣する医療機関に対し、派遣に伴う逸失利益の一部を助成している。

<令和3年度実績> 市立加西病院ほか9病院から加東市民病院等11病院へ27名

(ウ) 遠隔医療設備整備事業の実施 (51,843千円)

情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消するため、必要な機器を購入する医療機関に対し、費用の一部を助成している。

<令和3年度実績> 3施設 17,661千円

ウ 医師の診療科偏在への対応

(7) 県養成医師特定診療科コースの設置

小児科医や産婦人科医等をめざす県養成医師のために特定診療科コースを設置し、義務年限中に専門医を取得できるよう支援していく。

<特定診療科育成コースでの派遣状況>

区 分	小児科	産婦人科	外科	救急科	整形外科	合計
R3. 4. 1	3	2	6	2	4	17
R4. 4. 1	3	4	6	4	5	22
R5. 4. 1	5	5	6	2	3	21

(イ) 特定専門医研修資金貸与事業 (12,000千円)

産科・小児科・総合診療医の深刻な医師不足の解消を図るため、専攻医*7を対象に研修資金を貸与し、専門医資格の取得を支援している。

<令和3年度実績> 貸与者数 2名 (内訳：小児科医2名)

エ 県内勤務医師等の資質向上

(7) 各種研修の実施 (119,084千円)

地域医療機関に従事する医師・メディカルスタッフを対象に、神戸大学地域医療活性化センターの教育・研修機能も活用しながら各種研修を実施している。

<研修内容>

区 分	事 業	内 容
医 師	臨床技能研修	神戸大学医学部附属地域医療活性化センターのシミュレーター機器等を活用した模擬臨床研修や診療現場で求められる技能向上を図るための講習会等 ・基礎(救命、産科急変、画像診断等)・高度(内視鏡手術、腹腔鏡手術修練) 【実施団体：神戸大学 R3受講者：1,288名】
	女性医師等再就業支援事業	離・退職した女性医師等に対する相談窓口の設置や大病院等での復職支援プログラムの実施 【実施団体：神戸大学、兵庫県医師会 R3利用者：60名】
	小児救急医療研修	初期救急医療に従事する医師で小児科専門医以外の医師に対する研修 【実施団体：兵庫県医師会 R3受講者：9名】
歯科医師	女性歯科医師復職支援研修	離・退職した女性歯科医師等に対する復職支援研修 【実施団体：兵庫県歯科医師会 R3受講者：61名】
メディカル スタッフ	臨床技能研修	神戸大学医学部附属地域医療活性化センターのシミュレーター機器等を活用した模擬臨床研修や診療現場で求められる技能向上を図るための講習会等 (災害・救急、感染症、周産期、高齢者、がん治療、排尿ケア分野) 【実施団体：神戸大学 R3受講者：延べ935名】
	歯科技工士技術研修	最新の歯科技工知識等習得に係る研修等 【実施団体：兵庫県歯科技工師会 R3受講者：73名】

(2) 看護職員確保対策の推進

令和2年12月における本県の看護師等従事者数は70,536人と年々増加しているが、令和元年9月に策定した「看護職員需給推計」の結果、本県では2025年に必要とされる看護職員数は約4,000人不足する見込みであり、今後増加・多様化が見込まれる医療ニーズへの対応が可能な看護職員を確保するため、養给力強化、資質向上、離職防止・再就業支援を3本柱とした、幅広い支援を展開している。

＜看護師等就業者数の推移（隔年12月末現在 業務従事者届）＞ (単位：人)

区分	H20年	H22年	H24年	H26年	H28年	H30年	R2年
保健師	1,396	1,482	1,548	1,569	1,679	1,759	1,903
助産師	1,073	1,160	1,265	1,334	1,446	1,544	1,493
看護師	38,026	41,267	44,502	47,672	50,916	54,658	57,521
准看護師	13,684	13,246	12,542	11,787	11,016	10,560	9,619
計	54,179	57,155	59,857	62,362	65,057	68,521	70,536

ア 養给力の強化対策

(7) 看護師等養成所運営費の助成

(241,338千円)

民間立等の看護師等養成所の運営に要する経費について助成を行うとともに県内就業者の割合による加算を行い、教育内容の強化、充実を図っている。

＜看護師等学校養成所の入学定員の推移（各年4月現在）＞

(単位：人)

区分	H25	H29	H30	H31	R2	R3	R4	令和4年学校数	
保健師	0	4	4	4	4	6	6	大学院2 (その他選択制：大学13 定員429人)	
助産師	38	31	31	31	31	31	31	養成所1、大学院3 (その他選択制：大学8 定員77人)	
看護師	大学	1,050	1,320	1,320	1,330	1,350	1,350	1,360	15
	3年課程	860	950	950	950	950	950	915	養成所18
	2年課程	480	330	230	230	190	190	190	高校及び専攻科(5年一貫)2
	小計	2,390	2,600	2,500	2,510	2,490	2,490	2,465	養成所1、通信制短大1
准看護師	185	155	155	155	55	62	62		
計	2,613	2,790	2,690	2,700	2,580	2,589	2,564		

＜看護師等学校養成所の卒業者の推移（各年3月現在）＞

(単位：人)

区分	H25	H30	H31	R2	R3	R4	備考
卒業生	2,248 (2,558)	2,306 (2,573)	2,403 (2,641)	2,475 (2,783)	2,496 (2,718)	2,428 (2,649)	()内は、入学時学生数
県内就職率(%) (県内就業看護職員 /看護職員就業者数)	74.5 (88.9)	75.6 (87.8)	77.1 (87.5)	74.6 (86.7)	74.5 (88.2)	76.8 (88.0)	()内は大学院・大学 通信制短大を除いた率

(イ) 看護職員確保のための進学説明会等

(1,802千円)

看護職の魅力をもPRするため県内高校への出前講座や、看護系学校への進学を希望する高校生を集めての説明会のほか、高校の進路指導担当教諭向けの説明会を開催している。

イ 資質向上の推進

(7) 看護職員の資質向上に関する研修事業の実施

＜看護職員の資質向上に関する研修内容＞ (32,625千円)

対 象	事 業	内 容	受講人数 (R3実績)
看護師 (病院等)	管理者・技術研修	医師との協働による組織展開や、救急処置、緩和ケア等の看護技術を習得	延べ211人
	特定行為研修 推進事業	特定行為研修終了者の現場での実践や活用について周知し、本制度を理解	延べ36人
看護師 (福祉施設)	福祉人材育成事業	福祉施設の看護職員の育成及び管理者向けの研修を行い、施設におけるケアの質を向上	延べ151人
看護教員	保健師助産師看護師 実習指導者講習会 (隔年実施)	看護師等養成所の実習施設における実習指導者を対象とした、効果的な指導方法等を習得	(R3実績) 74名
	養成所教員 指導力強化研修	シミュレーターモデルや模擬授業による実践能力を強化する他、最新の専門知識を修得	延べ222人
保健師	保健師技術研修	地域医療構想を推進するため、医療機関と地域の役割分担と協働を進めるための展開方法を習得	延べ28人
助産師	院内助産等 開設支援研修	安全管理や保健指導等医師との連携を講義で学ぶほか、実習にて院内助産所・助産師外来における展開を習得	延べ82人
	助産師資質向上 研修事業	将来的に助産所が開設できるだけの実践能力を習得	延べ776人

(4) 看護大会の開催及び看護功績賞表彰の実施 (820千円)

看護職員としての役割の自覚と意識の高揚を図るために看護大会を開催し、同大会席上で看護業務に特に貢献した看護職員に対して、兵庫県看護功績賞を贈呈した。

＜開催日＞ 令和4年7月7日 ＜開催場所＞ 兵庫県公館

＜受賞者数＞ 25人、受賞者数累計（昭和42年度～令和4年度）1,256人

ウ 離職防止対策の推進

(7) 看護職員離職防止・確保対策事業の実施 (25,022千円)

看護職員の離職防止・確保対策を検討するとともに、実践能力等向上のための体系的な各種研修、相談事業を実施している。

<看護職員離職率>

(単位：%)

年度	全国		兵庫県	
	常勤看護師	新卒看護師	常勤看護師	新卒看護師
H27年	10.9	7.8	12.6	11.4
H28年	10.9	7.6	13.1	9.2
H29年	10.9	7.5	12.4	8.9
H30年	10.7	7.8	12.6	8.0
R元年	11.5	8.6	14.2	10.3
R2年	10.6	8.2	11.7	10.7

(出所：公益社団法人 日本看護協会「病院における看護職員需給状況調査」)

a 看護職員離職防止対策検討会の開催

看護職員確保に係る課題を明確にし、効果的な対策や関係機関の連携促進策について検討し、取組みを進めている。

<令和3年度実績> 2回 (令和3年8月、令和4年1月)

b 相談事業の実施

就業上の悩みを抱える看護職員の相談に対応するため、メンタルサポート相談員等をナースセンターに配置するとともに、勤務環境改善に向けた取組を促進するアドバイザーを医療機関に派遣し、支援を行っている。

<令和3年度実績> 相談件数6,922件 派遣件数 23施設23回

(イ) 新人看護職員卒後臨床研修事業の実施

(43,042千円)

新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得することにより、看護の質の向上や新人看護職員の早期離職防止を図るため、各医療機関への研修費助成や多施設合同研修等を実施している。

a 卒後臨床研修実施施設への助成

<令和3年度実績> 69施設

b 多施設合同研修の実施

<令和3年度実績> 429人

c 研修責任者等研修の実施

<令和3年度実績> 160人



(ウ) 病院内保育所設置支援

a 病院内保育所運営費の助成

(304,775千円)

乳幼児を持つ医師や看護職員等医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、病院内保育所運営費の一部を助成している。

<令和3年度実績> 84施設

- (イ) 看護職員の勤務環境改善のための施設整備費の助成 (80,000千円)
乳幼児を持つ医師や看護職員等医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、病院内保育所等の施設整備費の一部を助成している。
＜令和3年度実績＞ 8施設

エ 再就業対策の推進

- (7) ナースセンター事業の実施 (31,170千円)
看護職員の再就業支援事業を実施し、潜在看護職員の再就業を促進している。
潜在看護職員等に対して、身近できめ細かな支援をするため、ナースセンター支所及びサテライトを開設している。

ナースセンター：本部1カ所（看護協会内）支所2カ所（姫路、宝塚）
サテライト2カ所（北播、但馬）

a ナースバンク事業（看護職無料職業紹介）の実施

＜令和3年度実績＞

・紹介数 1,114件 ・就業者数 965人

b 再就業支援研修の実施

＜令和3年度実績＞

・看護協会実施分（研修5日間） 開催中止
・医療機関実施分 6施設 26人受講

c 看護基礎技術研修の実施

＜令和3年度実績＞ 神戸（1回/週）姫路、北播磨（2回/月）計266名受講

d 合同就職説明会の開催

全県及び圏域（神戸、中・西播、阪神南）計194人参加 ※北播磨中止

e プラチナナース活躍促進事業の実施

プラチナナースの人材登録の促進及びセカンドキャリア研修を実施するため、兵庫県ナースセンター及び支所の計3カ所に当事業専任者を各1名配置し、各病院の定年退職予定者へのPR及びマッチングを行う経費を補助する。

(イ) 看護師等届出制度の周知

離職による潜在化を予防し、看護職の再就業を支援するため、看護師等が病院等を離職した場合に届け出る「看護師等の届出制度」を平成27年10月より施行している。

＜届出数累計＞ 6,648件（平成27年10月～令和4年12月末）

オ 県立総合衛生学院建替整備事業 (3,133,293千円)

県立総合衛生学院の校舎老朽化に伴う移転・建替にあたり、阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けた新長田地区の活性化を図るため、兵庫県立大学・兵庫教育大学のサテライトキャンパスを誘致し9階建ビルを建設している。

県立大学による起業家育成支援等や、各学校による積極的な地域交流等により、教育複合ビルの新長田キャンパスプラザ（仮称）として、まちの賑わいづくりに

貢献する。

(7) 建設場所：神戸市長田区腕塚町5丁目（新長田駅から南へ徒歩約7分）

(4) 施設概要：鉄骨造9階建、延床面積：約12,000㎡

〔1～4階〕総合衛生学院、〔5階〕県立大学、〔6～8階〕兵庫教育大学、〔9階〕大講堂兼体育館

(5) 工事スケジュール

建設工事：令和5年1月18日～令和6年6月（令和5年2月7日起工式）

供用開始：令和6年9月

4 医療体制の確保

(1) 地域医療構想の推進

団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年に向けて、医療資源を有効に活用するため、平成28年10月に策定した「地域医療構想」に基づき、住民が住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切で必要な医療を受けられる地域医療の提供体制の構築を目指す。

ア 地域医療構想推進のための施策

①病床の機能分化・連携の推進、②在宅医療の充実、③医療従事者の確保を重点項目として、各圏域に協議の場を設け、国、県、市町の取組や医療機関等の自主的取組を、医療介護推進基金等を活用しながら促進していく。

イ 推進体制

(7) 地域医療構想推進委員会

本庁に「地域医療構想推進委員会」を置き、各圏域の推進状況の報告を受け、施策の評価と構想の必要な見直しを行う。

(4) 地域医療構想調整会議

構想区域において、医療関係者、医療保険者その他の関係者からなる「協議の場」として「地域医療構想調整会議」を開催し、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う。

ウ 病床機能報告と将来の病床必要数

病床機能	病床機能報告 (R3) 最大使用病床	地域医療構想 2025 (R7) 必要病床数	病床過不足 (+過剰、△不足) R7-R3
高度急性期*8	6,335	5,901	+434
急性期*9	21,485	18,257	+3,228
回復期*10	8,700	16,532	△7,832
慢性期*11	12,718	11,765	+953
合計	49,238	52,455	△3,217

エ 病床の機能分化・連携の推進

(7) 病床機能転換推進・再編統合等支援 (2,200,000千円)

複数医療機関による病院等の統廃合や病床機能の集約化等に伴う施設整備費等を支援するとともに、統廃合等により病床を削減する病院等への支援している。

<令和4年度実績>医療機関数：8機関

(イ) 重点支援区域

地域医療構想を踏まえ、医療機能の再編、病床数等の適正化の推進に向け、重点支援区域において、国による助言や集中的な支援をしている。

(対象区域等)

阪神圏域（市立伊丹病院・近畿中央病院、市立川西病院・協立病院）

(2) 医療提供体制の整備

ア 救急医療（医療体制担当）

(7) 救急医療体制の整備 (221,210千円)

a 1次救急医療体制^{*12}

休日及び夜間における軽症患者の救急医療を確保するため、県下を41地区に分け、市町において、休日夜間急患センター^{*13}（25施設）及び在宅当番医制^{*14}（17カ所）により対応している。

b 2次救急医療体制^{*15}

休日及び夜間における重症患者の救急医療を確保するため、県下を13の救急医療圏域に分け、市町において、初期救急医療機関の後送病院としての病院群輪番制^{*16}を実施している。

c 3次救急医療体制^{*17}

重篤患者の救命救急医療を常時確保するため、県下を7ブロックに分け、救命救急センター^{*18}等を設置している。

< 救急医療体制地区別整備状況 >

(令和5年2月1日現在)

1次(初期)			2次(重症)		3次(重篤)	
地区名	休日夜間 急患センター	在宅当 番医制	地域名	病院群 輪番制	圏域名	救命救急 センター等
神戸市 (東灘区・灘区・中央区・兵庫区・ 北区・長田区・須磨区・垂水区・ 西区)	◎ (4箇所に対応)		神戸	◎	神戸	● 兵庫県災害医療センター ● 神戸市立医療センター 中央市民病院 ● 神戸大学医学部附属病院
三田市	○		三田	◎	阪神	● 県立尼崎総合医療センター ● 兵庫医科大学病院 ● 県立西宮病院
尼崎市	◎	◎	阪神南	◎		
西宮市	◎	◎				
芦屋市	○	◎	阪神北	◎		
伊丹市	○ ◎ (小児科を広 域に対応)					
川西市・川辺郡	○					
宝塚市	○					
明石市	◎	○	明石	◎	播磨東	● 県立加古川医療センター
加古川市・加古郡	◎	○	東播磨	◎		
高砂市		○				
西脇市・多可郡	○		北播磨	◎		
三木市		○				
小野市・加東市		○				
加西市		○				
姫路市	◎	○(整形外科)	中播磨	◎	播磨 姫路	● 県立はりま姫路総合 医療センター
姫路市(旧家島町)		○				
神崎郡		○	西播磨	◎		
たつの市・揖保郡	○					
宍粟市		○				
佐用郡		○				
相生市		○				
赤穂市		○				
赤穂郡		○				
養父市	○	公立病院等で対応	西南 但馬	◎	但馬	● 公立豊岡病院
朝来市						
美方郡						
豊岡市	○		北但馬	◎		
丹波篠山市	○		丹波	◎	丹波	△ 県立丹波医療センター
丹波市	○					
洲本市	◎		淡路	◎	淡路	● 県立淡路医療センター
淡路市	○					
南あわじ市	○					
計	25機関	17地区	13地域	13箇所	7ブロック	11機関

○：毎休日に救急体制を実施 ◎：毎休日・毎夜間に救急体制を実施
 ●：救命救急センター(地域救命救急センターを含む。)
 △：3次のうち、救命救急センターの指定はないが3次医療機能を持つ医療機関

(イ) ドクターヘリを活用した救急医療の確保

広域救急医療体制を確保するため、4機のドクターヘリを着実に運用する。

<ドクターヘリの運航状況>

区分	公立豊岡病院 ドクターヘリ	兵庫県 ドクターヘリ	鳥取県 ドクターヘリ	徳島県 ドクターヘリ
運航開始	平成22年4月	平成25年11月	平成30年3月	平成24年10月
関西広域連 合への移管	平成23年4月	平成26年4月	平成30年3月	平成25年4月
運航範囲	但馬地域 丹波北部地域	播磨地域 丹波南部地域	但馬北西部地域	淡路地域
基地病院 (準基地病院)	公立豊岡病院	県立加古川 医療センター (県立はりま姫路 総合医療センター)	鳥取大学医学部 附属病院	徳島県立中央病院
出動件数 (令和2年度)	1,812件 兵庫県 1,119件 京都府 271件 鳥取県 342件	513件 兵庫県 513件	487件 鳥取県 308件 島根県 164件 岡山県 9件 広島県 5件 兵庫県 1件	492件 徳島県 485件 高知県 4件 兵庫県 2件 愛媛県 1件



イ 災害医療

(7) 広域災害・救急医療情報システムの運営 (159,506千円)

「災害救急医療情報指令センター」を県災害医療センター内に設置するとともに、医療機関等関係機関に端末を配置し、災害時における医療機関の診療の可否、患者受入可能数等救急医療情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システムを運営している。

なお、搬送先医療機関の確保が困難な場合に、一斉に搬送要請を行う個別搬送要請機能を平成21年度から追加し、救急患者搬送体制の強化を図っている。

(イ) 災害拠点病院^{*19}の整備

基幹災害拠点病院（県災害医療センター・神戸赤十字病院）を含め18災害拠点病院により、2次保健医療圏域単位の災害救急医療体制を整備している。

<災害拠点病院の指定状況> (令和5年2月1日現在)

2次保健医療圏域	災害拠点病院名
神戸	兵庫県災害医療センター・神戸赤十字病院(基幹災害拠点病院) 神戸大学医学部附属病院、神戸市立医療センター中央市民病院
阪神南	県立尼崎総合医療センター、兵庫医科大学病院、県立西宮病院
阪神北	宝塚市立病院
東播磨	県立加古川医療センター
北播磨	西脇市立西脇病院
中播磨	県立はりま姫路総合医療センター、姫路赤十字病院 独立行政法人国立病院機構姫路医療センター
西播磨	赤穂市民病院
但馬	公立豊岡病院、公立八鹿病院
丹波	県立丹波医療センター
淡路	県立淡路医療センター

(ウ) 災害医療に関する人材育成研修の実施 (4,090千円)

災害医療及び救急医療に関する人材養成を図るため、県災害医療センターにおいて医療従事者に対し研修・訓練等を実施している。

また、災害時に、地域における保健医療活動の総合調整が円滑に行われるよう、保健所職員等を対象に、コーディネートに係る知識・技能等の向上を図る研修を実施している。

<災害医療コーディネーター数> 116名 (令和5年2月1日現在)

ウ 周産期医療

(7) 周産期医療体制の整備

(276, 301千円)

ハイリスク妊産婦等の搬出入等について、空床情報、緊急手術の可否等の応需情報を提供する周産期医療情報システムを活用するとともに、県立こども病院を「広域搬送調整拠点病院」に位置づけ他府県との広域調整を実施するほか、総合周産期母子医療センター*20や地域周産期母子医療センターの体制強化を図っている。また、本県独自制度として、周産期母子医療センターと連携して2次的医療を担う地域周産期病院の認定を進めている。

<周産期母子医療センターの設置状況（令和5年2月1日現在）>

区分	医療機関名	設置年月	
総合	県立こども病院	平成12年3月	
	神戸市立医療センター中央市民病院	平成25年4月	
	神戸大学医学部附属病院	平成27年4月	
	兵庫医科大学病院	平成27年4月	
	姫路赤十字病院	平成27年4月	
	県立尼崎総合医療センター	平成27年7月	
地域	神戸・三田圏域	済生会兵庫県病院	平成13年8月
	阪神圏域	県立西宮病院	平成25年4月
		加古川中央市民病院	平成28年7月
	東播磨圏域	明石医療センター	平成29年4月
		公立豊岡病院	平成13年8月
淡路圏域	県立淡路医療センター	平成13年8月	

※区分欄 総合：総合周産期母子医療センター、地域：地域周産期母子医療センター

<地域周産期病院認定状況（令和5年2月1日現在）>

圏域	医療機関名（18病院）
神戸・三田圏域	甲南医療センター、パルモア病院、母と子の上田病院、神戸アドベンチスト病院、神戸医療センター、神戸市立西神戸医療センター、三田市民病院、なでしこレディースホスピタル、神戸市立医療センター西市民病院
阪神圏域	関西労災病院、明和病院、近畿中央病院、市立伊丹病院、
播磨東圏域	あさぎり病院
播磨姫路圏域	姫路聖マリア病院、県立はりま姫路総合医療センター、公立宍粟総合病院
丹波圏域	県立丹波医療センター

(イ) 院内助産・助産師外来設置促進事業の実施 (6,500千円)

周産期医療体制の維持充実と産科医師の負担軽減を図るため、院内助産体制構築への支援を行うことで、院内助産・助産師外来の設置を促進している。

<参考> 県内の院内助産所6施設、助産師外来22施設（令和3年3月末時点）

エ 小児救急医療

(7) 子ども医療電話相談の実施 (98,108千円)

こどもの急病時の患者家族の不安を解消するため、「全国统一電話番号#8000」による子ども医療電話相談を実施している。また、地域における子ども医療電話相談についても、2次保健医療圏域において実施している。

<子ども医療電話相談の実施状況>

圏域	相談時間	R3年度相談件数
全県 (#8000)	平日・土曜日：18:00～翌8:00、 日祝・年末年始：8:00～翌8:00	37,832
神戸	平日：20:00～翌7:00、土：15:00～翌7:00、 日祝：9:00～翌7:00	11,462
阪神南	平日：21:00～24:00、土日祝：16:00～24:00	1,341
阪神北	平日：20:00～翌6:30、土：15:00～翌6:30、 日祝：9:00～翌6:30	12,190
東播磨	毎日：20:30～23:30	835
北播磨	毎日：18:00～22:00（祝日・年末年始を除く）	486
播磨姫路	毎日：20:00～24:00、日祝：9:00～18:00	4,919
但馬	毎日：19:00～22:00	145
丹波	平日：17:30～翌8:00、土日祝：8:00～翌8:00	708
淡路	毎日：22:00～翌6:00	547
合計		70,465

(イ) 小児科救急対応病院群輪番制の実施 (104,715千円)

小児科医と小児専用病床等、重症患者の受け入れに必要な機能を配置した病院による輪番制を11圏域（神戸、三田、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路）で実施している。

オ 医療イノベーションの創出

(7) 本庶佑ノーベル賞受賞記念「次世代医療開発センター」への研究支援 (43,333千円)

本庶佑ノーベル賞受賞記念「次世代医療開発センター」において、本庶氏のマネジメントのもと、自己免疫疾患など新たな治療法が求められる疾患に関する治療法や革新的な創薬等の研究開発を行うため、県・神戸市・経済界で支援する。

所在地	神戸医療産業都市「クリエイティブラボ神戸」内
組織等	免疫研究部、神経変性疾患研究部、血液・腫瘍研究部、感染症制御研究部、動物実験飼育施設等
備考	年間1億円を県・神戸市・経済界で等分し、センター開設以降10年間にわたり支援（令和2年度～）

カ 地域医療連携

(7) 地域医療支援病院による病診連携の推進

紹介患者等に対する医療提供、逆紹介患者増加への取組、地域の医療従事者に対する研修等を通じてかかりつけ医を支援する地域医療支援病院の承認を進めている。

＜地域医療支援病院の承認状況＞

(令和5年2月1日現在)

圏 域	地 域 医 療 支 援 病 院 (38病院)
神 戸	神戸労災病院、神戸市立医療センター中央市民病院、神戸赤十字病院、神鋼記念病院、神戸中央病院、神戸市立医療センター西市民病院、県立こども病院、神戸医療センター、神戸市立西神戸医療センター、神戸掖済会病院、済生会兵庫県病院、川崎病院、甲南医療センター
阪 神	関西労災病院、県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院 三田市民病院、宝塚市立病院、近畿中央病院、市立伊丹病院、川西市立総合医療センター、西宮市立中央病院
東 播 磨	明石市立市民病院、明石医療センター、県立加古川医療センター、加古川中央市民病院、高砂市民病院
北 播 磨	西脇市立西脇病院、北播磨総合医療センター
播 磨 姫 路	姫路赤十字病院、姫路医療センター、県立はりま姫路総合医療センター、赤穂市民病院、姫路聖マリア病院
但 馬	公立八鹿病院、公立豊岡病院
丹 波	県立丹波医療センター
淡 路	県立淡路医療センター

(4) ICTの活用による医療機関連携システムの推進

(5,000千円)

病病・病診・在宅連携を効果的に行えるよう、ICTを活用したネットワーク構築による医療機関相互の情報連携を推進している。

＜地域での取組事例＞

- ・阪神地域「h-Anshinむこねっと」
- ・北播磨地域「北はりま絆ネット」
- ・淡路地域「あわじネット」

(3) 在宅医療の推進

病院から在宅への円滑な移行と安心して在宅療養生活を送ることができるよう、適切な医療が切れ目なく提供されるための体制の充実・強化を図っている。

ア 在宅医療推進協議会の設置・運営 (82,078千円)

在宅医療基盤の充実強化を図るため、医師、歯科医師、看護師等の各関係団体の代表者で構成する在宅医療推進協議会を設置・運営している。

- ＜内 容＞・在宅医療推進体制の課題、推進方策の検討
・地域の現状把握や在宅医療の導入意向調査 等
- ＜令和3年度実績＞・在宅医療推進協議会の開催
・各郡市区における在宅医療の推進の検討 等

イ 在宅・かかりつけ医育成研修事業の実施

地域で在宅医療に関わる医療介護従事者の育成及び在宅医療に参入する医師への実践的な研修を実施している。

- ＜内 容＞・多職種向け各疾患別の在宅医療研修 等
- ＜令和3年度実績＞・在宅医療医師育成専門研修への医師派遣
・地域における在宅医療医師育成にかかる取組
・プライマリ・ケア協議会研究集会の開催 等

ウ 在宅医療地域ネットワークの整備 (31,250千円)

在宅療養患者情報を共有し、訪問診療現場における医療の効率化を図るため、新たに付加されたWEB会議システムを活用し、病院-診療所間の連携、多職種連携等のネットワークを整備する。

さらに、自宅などの患者が望む住み慣れた場所での看取りへの対応を充実させるため、医師の看取り連携システムの構築や看取り体制の検討などを推進する。

- ＜内 容＞・在宅医療患者情報共有システムの構築
・在宅医療の紹介や相談等の支援ツールシステムの開発 等
- ＜令和3年度実績＞・多職種間連携システム（バイタルリンク）の導入
・在宅看取り医療連携システムの導入 等

エ 在宅歯科医療の充実への取組み (28,650千円)

在宅歯科医療推進のための資質向上や体制充実に向けた全県及び地域の先導的な取組みを支援する。

- ＜内 容＞・在宅歯科従事者に対する実践的研修実施のための歯科支援
・歯科連携医療従事者育成研修
・重篤在宅患者対応歯科支援 等

オ 在宅看護体制の機能強化支援

(72,413千円)

24時間対応が可能な訪問看護ステーションの設置を促進するとともに、特定行為の推進による業務効率向上や、小規模事業者に対する教育支援（同行訪問・集合研修）病院等他機関・多職種との連携強化を推進し、在宅看護体制機能を総合的に強化する。

(7) 訪問看護総合支援センター推進事業

兵庫県看護協会内に「訪問看護総合支援センター」を設置し、訪問看護事業者の相談支援、多職種との連携強化を行うほか、訪問看護師の資質向上を図る研修を実施する。

(イ) 在宅看護拠点整備事業

小規模訪問看護ステーションが機能強化型訪問看護ステーション（大規模・多機能）へ移行する際に要する経費を助成

(ロ) 特定行為研修受講支援事業

訪問看護ステーションと他機関・多職種との連携強化、人的交流等を支援するほか、訪問看護師の資質向上を図る研修を実施する。

(ハ) 教育支援強化事業

訪問看護師の資質向上・離職防止を推進するため、機能強化型訪問看護ステーションによる小規模訪問看護ステーションへの教育にかかる経費を支援

(4) 勤務医の働き方改革推進事業の実施

(600,000千円)

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（令和6年4月1日）に向け、チーム医療の推進やICTの活用等による業務改革を行う医療機関に対し、取組みに要する費用の一部を助成している。

(5) 医療介護推進基金の活用

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「医療介護総合確保推進法」（平成26年6月25日公布）により、消費税増収分を財源とした国の新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）が創設され、本県においても「医療介護推進基金」を平成26年度に設置し、計画に基づいて活用している。

ア 対象事業

- (7) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- (イ) 居宅等における医療の提供に関する事業
- (ロ) 介護施設等の整備に関する事業〔介護分〕
- (ハ) 医療従事者の確保に関する事業
- (ニ) 介護従事者の確保に関する事業〔介護分〕
- (ホ) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

イ 規模

医療分：1,029億円（負担割合 国：都道府県＝2：1）

介護分：824億円（負担割合 同上）

ウ 本県の基金の状況（国内示額）

（単位；百万円）

区 分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
I-1 地域医療連携推進事業	1,408	2,454	2,104	2,485	2,760	2,768	371
I-2 病床機能再編支援事業						621	603
II 在宅医療体制推進事業	170	98	289	290	288	320	54
III 医療従事者確保対策等事業	1,545	1,232	1,476	1,618	2,202	1,561	892
IV 勤務医の働き方改革推進事業						300	600
計	3,123	3,784	3,879	4,393	5,250	5,570	2,521

エ 主な基金事業

(7) 病床機能転換推進・再編統合等支援(再掲) (2,200,000千円)

(イ) 在宅医療地域ネットワークの整備(再掲) (31,250千円)

(ウ) へき地勤務医師の養成・派遣(再掲：地域枠分) (161,208千円)

(エ) 病院内保育所運営費の助成(再掲) (304,775千円)

5 県民の健康づくりへの支援

(1) WHO神戸センターへの支援 (236,900千円)

地元との連携を強化し、県民の健康福祉と安全安心の向上につながる活動が円滑に進められるよう、平成8年に設置されたWHO神戸センターの運営を県、神戸市、神戸経済界が共同して支援している。

<第3期の支援の概要（2016年度（平成28年度）年～2025年度（令和7年度））>

区 分	兵庫県	神戸市	経済界
センター運営費	200万ドル／年	100万ドル／年	対等無償提供 (約1億円／年)
センター管理費	19,000千円／年	19,000千円／年	—
支援事業費	1,900千円／年	1,900千円／年	1,900千円／年

<第3期活動目標（2016年度（平成28年度）～2025年度（令和7年度））と活動実績>

第3期（2016～2025年度）の活動目標		2016～2021年度の活動実績
研究機能の強化	①国内外の研究機関との連携強化	・高齢化するASEAN諸国における生活の質向上・サービス提供等の研究 ・神戸市・神戸大学等との認知症研究の共同実施
	②地元健康課題を踏まえた研究の実施	・「高齢化」「認知症」「健康寿命」等の研究 ・「災害と健康危機」に関する研究 ・UHCと高齢化人口に対する研究の実施等
	③研究成果の効果的発信	・SNS・マスメディア等を活用した広報 ・研究活動のホームページでの日本語発信等
地元との連携強化	④地元連携強化に向けた体制の構築	・地元研究機関が実施する国際学会への協力 ・COVID-19に関する情報の提供や、行政からの要請による関係会議での専門的助言の実施等
	⑤研究成果の地元への還元	・福祉のまちづくり研究所、災害医療センター等、地元と共同したWKCフォーラムの開催等
	⑥人材育成への協力	・グローバルヘルス高校生サミットでの地元高校生に対する国際的な健康課題への意識醸成 ・県内小・中・高への出前講座の実施等

(2) 音楽療法^{*21}の普及・推進

ア 兵庫県音楽療法士の養成・認定

(7) 音楽療法講座の開催

音楽療法の実践者としてふさわしい「専門的知識・技術」や「豊かな人間性」を身につけた、本県独自の兵庫県音楽療法士を養成している。

(1) 兵庫県音楽療法士の認定

県独自の専門的人材として、音楽療法講座を開設し、修了者のうち、一定の実験経験を積んだ者を対象に審査を行い、兵庫県音楽療法士として認定している。

(令和3年度認定実績 0名（累計413名：平成13年度～令和3年度）)

※ 令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で、認定要件である施設実習が実施できなかったため、認定実績なし

6 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の推進

令和2年2月に感染症法に基づき指定感染症とされた「新型コロナウイルス感染症」について、入院病床の確保などの医療体制を充実、感染拡大防止対策等を推進する。

ア 入院病床の確保

入院加療が必要な方に適切に対応できるよう、重症対応142床、中等症1,250床、軽症320床の計1,712床を確保している。入院フェーズの切替にあたっては、病床利用率の状況を踏まえ判断するなど、状況に応じて機動的に対応する。

【フェーズに応じた体制】

入院フェーズ		I	II	III	IV	V	
切替の目安	病床利用率	10%未満	10%以上	30%以上	50%以上	総合的に判断	
体制	病床	病床数	800床程度	1,000床程度	1,200床程度	1,400床程度	1,700床程度
		うち重症	40床程度	70床程度	100床程度	120床程度	140床程度
	宿泊	室数	800室程度	1,100室程度	1,400室程度	1,700室程度	1,800室程度

イ 円滑な入院調整等の実施

各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整や宿泊療養調整を行う。

区分	入院等	宿泊	計
調整件数 (令和4年4月～12月)	625	9,197	9,822

ウ 感染者受入医療機関等への支援

(3,046,000千円)

新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費(入院患者1人あたり12,000円/日〔GW期間:24,000円/日〕)を支援している。

〈医療機関数：90機関 支給実績：1,057,997千円(令和4年12月末現在)〉

エ 夜間救急外来対応の強化

(276,000千円)

流行期に、コロナ患者や疑い救急患者に対し、夜間に検査・診断処置を実施する救急医療機関を支援する。(患者1人あたり12,000円/日)

- オ 妊婦対応入院医療体制の強化** (90,000千円)
流行期に、コロナに感染した妊婦の分娩に対応する入院医療機関を支援する。
(分娩1件あたり300,000円)
- カ 救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止支援** (1,133,000千円)
救急・周産期・小児医療機関において、院内感染防止対策を推進するとともに、診療体制の確保を支援する。
整備内容: 簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等
〈医療機関数: 61機関 実績額: 471,938千円 (令和5年1月末現在) 〉
- キ 回復者の転院等の促進**
- (7) **転院支援窓口の設置** (6,000千円)
県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進している。
(受入登録病院: 241病院)
- (イ) **転院受入医療機関等への支援** (170,000千円)
入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入支援(1名受入あたり10万円)を実施している。
- ク 自宅療養者等に対するフォローアップ体制の強化** (325,000千円)
自宅療養者等への往診・訪問看護・調剤を行った医療機関等に対して、協力金を支給している。(医療機関:5万円/日、訪問看護:3万円/日、薬局:1万円/日)
また、対応医療機関を拡充するため、往診対応医師研修(成人・小児)や協力要請を行っている。

用語解説

区分	記載頁	用語	解説内容
*1	3	病院	20人以上の患者を入院させるための施設を有する医療機関をいう。
*2	3	診療所	患者を入院させる施設を有しないもの、又は19人以下の患者を入院させるための施設を有する医療機関をいう。
-	-	一般病床	急性増悪を含む発症後間もない患者又は病状が不安定な患者を対象とする病床をいう。
-	-	療養病床	病状は安定し、疾病若しくは障害を抱えている患者又は長期にわたる医療の提供が必要な患者を対象とする病床をいう。
*5	6	臨床研修	医師免許取得後の2年間で、医師として的人格を涵養し、内科、外科、小児科など基礎的な知識技能を幅広く身につけるための研修（初期臨床研修とも言う）。医師法で義務づけられた研修である。
*6	6	後期研修	初期臨床研修を修了したのちに、専門分野の知識技能を習得するために行う研修。3年間が一般的。
*7	8	専攻医	後期研修を受けている医師
*8	13	高度急性期	急性期患者の早期安定化に向け診療密度の特に高い医療を提供する機能
*9	13	急性期	急性期患者に医療を提供する機能（高度急性期を除く）
*10	13	回復期	急性期を経過した患者に、在宅復帰に向けた医療・リハビリを提供する機能
*11	13	慢性期	長期の療養が必要な患者、重度障害者、難病患者等を入院させる機能
*12	14	1次救急医療体制	休日・夜間の時間外に自力により受診可能な比較的軽症の患者を診療する体制をいう。
*13	14	休日夜間急患センター	休日又は夜間に比較的軽症の患者を診療するとともに、入院治療を要する重症救急患者を、二次あるいは三次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う診療所をいう。
*14	14	在宅当番医制	市町等の委託等を受けた郡市医師会員の診療所等が休日等に当番制により比較的軽症の救急患者の診療を担当する体制をいう。
*15	14	2次救急医療体制	地域の病院がグループを作り、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う医療機関をいい、原則として初期救急医療施設からの転送患者を受け入れる体制をいう。
*16	14	病院群輪番制	地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日、夜間における重症救急患者の入院治療を実施する体制をいい、輪番に参加している病院を病院群輪番制参加病院という。
*17	14	3次救急医療体制	重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる体制をいう。
*18	14	救命救急センター	厚生労働省の承認を得て、県が指定した第三次救急医療施設を救命救急センターという。
*19	17	災害拠点病院	災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能、被災地からの重症傷病者の受入機能、DMATの派遣機能等を有する「地域災害拠点病院」及びこれらの機能を強化し、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」をいう。
*20	18	総合周産期母子医療センター	母体胎児集中治療室（MFICU）を含む産科病棟、及び新生児集中治療室（NICU）を含む新生児病棟を備え、常時、母体、及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体、または、児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる施設。
*21	24	音楽療法	心身の障害の軽減回復、機能の維持改善、生活の質の向上、問題となる行動の変容に向けて、専門的知識及び技能を有する療法士が、音楽のもつ生理的、心理的、社会的働きを意図的、計画的に活用して行う行為。主に高齢者保健福祉施設、障害児（者）施設、病院において実施されている。

令和 5 年 2 月 1 0 日
健康福祉常任委員会資料

医療確保と健康づくり

- ・ 医薬品等の安全対策の推進

保 健 医 療 部

薬 務 課

目 次

【医薬品等の安全対策の推進について】

I	医薬品の安全性確保対策	3
II	災害時の医薬品供給等	4
III	毒物劇物の危害発生防止対策	5
IV	薬物乱用防止対策	6
V	血液確保及び造血幹細胞移植推進対策	7
VI	温泉対策	10
	資料編（文中に参照頁を表示）	11
	用語編（文中に※で参照番号を表示）	15

【医薬品等の安全対策の推進について】

I 医薬品の安全性確保対策

保健衛生の向上に必要な医薬品等について、兵庫県薬事審議会の意見等を踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、薬局及び医薬品製造販売業等への監視指導を行うとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進やジェネリック医薬品（後発医薬品）（※1）の安心使用の促進等に努めている。

1 医薬品等の許認可・監視指導 (21,866千円)

(1) 製造・製造販売業関係

医薬品、医療機器等の製造業及び製造販売業に係る承認・許可等について、薬局等構造設備規則、製造管理及び品質管理の基準省令等により審査を行っている。

また、令和3年度は、製造・製造販売業計1,083施設に対して、195件の立入検査等により、承認内容と異なる医薬品の製造による業務停止命令等6件の違反に対して改善指導・措置を行った。 (P11 1参照)

(2) 薬局・販売業関係

薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等に係る許可・届出について、薬局等構造設備規則、薬局等の業務を行う体制省令等により審査を行っている。

また、令和3年度は、薬局・販売業等計3,355施設に対して、1,496件の立入検査等により、必要な研修を受講していない等25件の違反に対して改善指導・措置を行った。 (P11 1参照)

さらに、自己管理の強化等を推進するため、令和3年度は延べ15回、1,019人に対して講習会を実施した。

(3) 薬局機能情報の公表

医薬品医療機器等法に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うための情報を、兵庫県医療機関情報システムにより公表している。

<公表情報>

基本情報(10項目)	薬局の名称、開設者、管理者、所在地、電話番号、開店時間、地域連携薬局の認定の有無 等
その他の情報 (28項目)	薬局までの主な利用交通手段、駐車場、障害者に対する配慮、薬剤師数、情報開示体制、健康サポート薬局である旨の表示等

2 かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進

(5,462千円)

患者が医薬品の重複や相互作用を防止する等の医薬分業のメリットを享受できるよう、兵庫県薬剤師会と連携して「かかりつけ薬剤師・薬局」に係る研修会開催等による訪問薬剤師の育成並びに患者宅の残薬を整理し適正使用推進を図るとともに、医薬品医療機器等法改正により位置付けられた地域連携薬局制度等（※2）の認定取得を推進する。

<令和3年度実施状況>

多職種連携・訪問薬剤師育成研修会	実施回数：8回 参加者：591人
残薬整理	患者数：473人（延人数） 残薬薬価合計：5,678,560円

<令和3年度医薬分業率> 兵庫県 73.8%（全国 75.3%）

（P11 2参照）

3 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の安心使用促進

(12,080千円)

患者の負担軽減等に寄与する後発医薬品を県民・医療関係者が安心して使用できるよう、関係団体と協力し県民への普及啓発や医療関係者への情報提供を行っている。

また、厚生労働省と協力し、流通しているジェネリック医薬品を県立健康科学研究所において溶出試験（※3）を行い、品質を確認している。

<令和3年度ジェネリック医薬品数量シェア>

兵庫県78.1%（全国79.0%、目標：令和5年3月までに全ての都道府県で80%以上）

（P11 3参照）

II 災害時の医薬品供給等

1 災害時の医薬品等の供給

災害時等における緊急用医薬品等の安定供給を確保するため、平成18年6月に兵庫県医薬品卸業協会と、平成19年1月に兵庫県医療機器協会及び日本産業・医療ガス協会兵庫県支部と協定を結び、保有する流通在庫医薬品等について、県への優先的供給体制を構築している。

2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

(80,105千円)

新型インフルエンザ対策として、国が示した抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき本県備蓄目標総量 752,500人分を確保し、新型インフルエンザの大流行に備える。

なお、令和4年7月に国の備蓄方針等が見直されたことに伴い、備蓄薬剤の追加及び各薬剤の備蓄目標量を見直した。



備蓄薬の保管状況

<備蓄状況>

(単位：人分)

備蓄薬剤	R3年度	R4年度計画				旧目標
	R3末現在	廃棄	購入	R4末予定	目標	
タミフル [®] セル	138,930	—	—	138,930	219,300	203,200
リレンザ	100,375	—	—	100,375	51,400	75,300
タミフル [®] ライソロップ [®]	137,000	—	—	137,000	126,600	97,800
ラピアクタ	37,600	△35,025	17,025	19,600	19,600	37,600
イナビル	338,600	—	—	338,600	273,900	338,600
ゾフルーザ	—	—	18,000	18,000	61,700	—
計	752,505	△35,025	35,025	752,505	752,500	752,500

3 新型コロナウイルス感染症に対応する医療物資の確保等 (161,000千円)

(1) 医療物資の確保

新型コロナウイルス感染症の流行による感染症協力医療機関等における医療物資の不足に対応するため、サージカルマスク等医療物資の確保を図っている。現在、感染の再拡大に備え、医療機関での概ね6か月の使用相当分を県で保管している。

(2) 自宅療養者等に対する調剤支援

自宅療養者及び入院調整中の自宅等での待機者に対し、往診等を行った医療機関が発行した院外処方箋に基づき調剤及び服薬指導を行った薬局に対し、協力金を支給する。

・支給金額：10千円／日

(3) 薬局のゴールデンウィーク及び年末年始期間中の運営支援

医療提供体制を確保するため、ゴールデンウィーク及び年末年始期間中に開局する薬局に対し、かかり増しとなる運営経費を支援する。

・対象期間 令和4年4月29日～令和4年5月5日（補助金額：15千円／日）

・対象期間 令和4年12月29日～令和4年1月3日（補助金額：15千円／日）

(4) 感染した薬剤師の代替薬剤師の派遣

勤務する薬剤師が新型コロナウイルス感染症に感染し、運営不能となった薬局等に対し、薬剤師等を派遣する薬局を支援する。

Ⅲ 毒物劇物の危害発生防止対策

保健衛生上、重大な危害を及ぼす毒物劇物について、毒物及び劇物取締法に基づき、その危害防止対策の推進を図っている。

1 毒物劇物営業者の許認可・監視指導 (526千円)

毒物劇物の製造・輸入・販売業等の登録・届出等について、毒物劇物の流出、飛散防止等の基準及び取扱責任者の資格等に係る審査を行っている。

また、令和3年度は、毒物劇物の製造・輸入・販売業者等計1,027件に対して、270件の立入検査を実施し、無登録販売1件の違反に対して改善指導・措置を行った。

(P12 4参照)

IV 薬物乱用防止対策

本県における薬物乱用の現状は、令和3年の検挙者数で見ると、令和2年に比べ15人増加して714人となっており、覚醒剤事犯が全薬物事犯の52.7%を占めている。また、大麻事犯検挙者は312人(初犯者が約9割、30歳未満が約7割)で、令和2年と比べて13人増加し、全薬物事犯の43.7%となっている。(P12 5参照)

警察、行政、教育機関など関係機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な薬物乱用防止対策を強力に推進することにより、薬物乱用を許さない社会環境づくりに努めている。

なお、危険ドラッグ(※4)については、平成26年に「薬物の濫用の防止に関する条例」を制定して規制を強化するなどの取組により、販売店舗を一掃したが、インターネット等を悪用した販売手法の巧妙化・潜在化が懸念され、引き続き警戒している。

乾燥大麻(マリファナ)



覚醒剤



兵庫県薬物乱用対策
推進会議マスコット
「まやタン」

1 麻薬等取扱者の許認可・監視指導

(8,540千円)

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱者の免許の交付等を行うとともに、届出を審査している。

また、令和3年度は、麻薬・向精神薬等を取り扱う医療機関、薬局、研究施設等計5,310施設に対し、461件の立入検査を実施し、不正譲渡譲受等2件の違反に対して改善指導・措置を行った。(P13 6参照)

2 啓発活動の推進

(1,253千円)

(1) 日常の啓発と併せて、全国一斉に実施される「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日～7月19日)及び麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(10～11月)の期間に重点的な啓発活動を実施している。

令和3年度は、新型コロナウイルスのワクチン接種会場で啓発を行うなど、感染拡大に配慮した啓発も実施した。

<令和3年度実施状況> キャンペーン開催 : 83か所
啓発資材配布 : 28,997部



街頭キャンペーン

(2) 薬物乱用防止指導員の設置及び組織活動の充実

保護司、学校薬剤師など約530名を薬物乱用防止指導員に委嘱し、生徒や保護者等への啓発活動を行うほか、県内12地区(10県民局・尼崎・西宮)毎に指導員協議会を設置し、指導員による地域に密着した効果的な啓発活動の展開を図っている。

(3) 不正大麻・けしの撲滅

5～6月の2か月間、不正大麻・けし撲滅運動を展開し、大麻やけしについて正しい知識を啓発するとともに、不正大麻・けしの発見、抜去に努めている。

＜令和4年度処分状況＞ けし：272件(51,185株)



(4) 青少年薬物乱用防止対策

教育委員会等と連携し、学校での薬物乱用防止教室等に講師を派遣するとともに、令和元年8月5日に兵庫県薬物乱用対策推進会議で採択した青少年へのメッセージを活用の上、薬物見本やDVDなど視聴覚機材等を用いた啓発活動を実施している。

＜令和3年度実施状況＞ 講師派遣：98回、参加者：8,422人

3 薬物依存・中毒者対策

(214千円)

健康福祉事務所等45か所に薬物相談窓口を設置し、覚醒剤等薬物に関する相談に応じるとともに、県立精神保健福祉センターにおいて薬物依存者及びその家族に対する家族教室や医師による個別相談を実施し、薬物離脱や社会復帰を支援している。

＜令和3年度実施状況＞ 電話相談対応等：288件

V 血液確保及び造血幹細胞移植推進対策

現在、輸血用の血液製剤は、全て国内の献血で賄われているが、血漿分画製剤（※5）の自給率は、アルブミン製剤で約63%等となっている。県においては、400mL献血と成分献血参加者の確保を中心とした献血運動を推進するとともに、将来に向け、若年層への普及啓発を一層強化している。

また、白血病等の血液難病に対する治療法である造血幹細胞移植（骨髄移植、臍帯血移植、末梢血幹細胞移植）（※6）を推進するため、県民に対し、正しい知識の普及啓発等を行っている。



献血キャラクター
けんけつちゃん

1 血液確保対策

(33,684千円)

(1) 献血運動の推進

効率的な計画献血を推進するため、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき「兵庫県献血等推進計画」を策定し、啓発事業を展開している。

ア 確保すべき献血者数

県民医療に必要な血液を常時安定して確保するため、令和4年度の献血参加者等の目標数を定め、兵庫県赤十字血液センター及び関係機関と連携し、献血者の確保を図っている。

<令和4年度献血確保目標・令和3年度実績>

区 分	4年度	3年度		
	目 標	目 標	実 績	対目標
血 液 量	94,177 L	93,949 L	95,430 L	101.6%※
献 血 参 加 者 数	243,600人	247,700人	240,424人	97.1%
献 血 者 数	213,101人	212,857人	216,567人	101.7%

※ 参考：平成2年度血液量 目標達成率 101.7%

イ 県民に対する普及啓発

献血者が減少する冬季を中心に、市町と連携してポスターや新聞等を活用した幅広い広報を行い、県民に献血への理解と協力を求めている。

また、全ての血液を常時安定して確保するため、兵庫県赤十字血液センターと連携し、複数回献血者の確保を図っている。

ウ 若年者層に対する献血思想の普及啓発

少子高齢化が進行するなか、将来にわたり安定した献血参加者の確保を図るため、高校生を中心とした若年者層に、ボランティアとしての献血の意義と正しい知識の普及啓発を推進している。

(ア) 高校生献血等推進ボランティア事業の実施

<令和3年度実施状況> 実施高校：9校

(イ) 兵庫県学生献血推進協議会が企画した学生献血推進イベント事業の実施

<令和3年度実施状況> 主要イベント：6回



高校生献血等推進ボランティア事業

(P13 7参照)

(2) 血液製剤の適正使用の推進

血液製剤は、人の血液を原料とする有限で貴重なものであると同時に、原料に由来する感染リスクについて特段の注意を払う必要があるため、合同輸血療法委員会や輸血医療従事者を対象にした研修会を開催し、血液製剤の適正使用を推進している。

<令和3年度実施状況> 研修会開催：1回 参加者：141人

(3) 兵庫県赤十字血液センターへの助成

平成15年7月に神戸東部新都心に新築移転を行った兵庫県赤十字血液センター建築費の償還金の一部について、元利補給を行っている。

<期間> 平成15～令和9年度 <令和3年度元利補給金額> 32,689千円

2 造血幹細胞確保対策

(3,274千円)

(1) 造血幹細胞移植事業の普及啓発の推進

毎年10月の全国一斉「骨髄バンク推進月間」を中心とした広報媒体による普及啓発とともに、大学生等を対象とした特別講義を実施し、理解・協力を求めている。

＜令和3年度特別講座実施状況＞ 大学等：6校 参加者：903人

(2) 骨髄等ドナー登録の推進

兵庫県赤十字血液センター、市町及び各支援団体等の連携を図り、献血会場を活用した献血併行型骨髄等ドナー登録会を積極的に開催し、ドナー登録者の確保に努めている。

また、平成29年度に骨髄ドナー休暇制度の導入や普及啓発等に取り組む企業に対する支援金交付制度を創設し、ドナーが骨髄提供しやすい職場環境づくりを推進している。

さらに、令和3年度に骨髄等の提供を行った者への助成を実施する市町に対し県が補助を行うことにより、ドナーの負担を軽減し、ドナー登録者の確保と骨髄等移植率向上を促進している。

＜令和3年度実施状況＞ 献血併行型骨髄等ドナー登録会：30回 登録者数：228人
骨髄ドナー確保等活動支援：3企業に支援金各10万円交付
市町への助成：6市に1,220,000円補助

＜登録者等の状況（令和4年3月末日現在）＞

区 分	骨髄等ドナー有効登録者数		骨髄移植希望者数 (患者数)
	現在登録者数	対前年増加数(増加率%)	
全 国	537,820人	6,867人(1.3%)	1,732人(国内)
兵庫県	20,300人	72人(0.4%)	56人(全国の3.2%)

(3) 臍帯血バンク事業の推進

NPO法人兵庫さい帯血バンクと連携・協力して、妊産婦への普及啓発や臍帯血の採取に従事する医療関係者等に対する技術向上のための研修を実施している。

＜臍帯血バンク事業の状況＞（令和4年3月末現在）

区 分	公開保存数	累計供給数	うち3年度供給数
全 国（6バンク計）	9,617本	22,056本	1,341本
兵庫さい帯血バンク	1,208本	2,395本	142本

(データ提供元：造血幹細胞移植情報サービス)

VI 温泉対策

(155千円)

1 温泉掘削等の許認可

温泉法に基づき設置した「兵庫県環境審議会温泉部会」の意見を聴いて、温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の増掘又は動力の装置の許可を行うほか、温泉の利用に係る許可並びに届出等の審査を行い、温泉の保護及びその利用の適正化を図っている。

2 温泉の採取に伴う災害の防止対策

温泉法に基づき、県内の業として温泉を採取する源泉のうち、採取に伴い発生する可燃性天然ガスの分離設備等が必要な源泉に対して、同設備の整備を指導し、災害の防止を図っている。

<源泉数>

(R4.3 末現在)

地区 区分	神戸・阪神		播磨	但馬		丹波	淡路	計	
	有馬			城崎	湯村				
源泉総数	183	42	77	141	10	62	12	31	444
うち利用源泉数	123	36	44	69	4	27	7	20	263
うちガス分離設備必要源泉数	38	2	13	1	0	0	4	6	62

資 料 編

1 薬事監視結果（令和4年3月末現在）

区 分		立入検査 対象施設数	立入検査 実施数	違 反 施設数	行 政 処 分 数
製 造 業	医薬品等製造販売業	323	51	2	1
	医薬品等製造業	565	119	4	2
	医療機器修理業	195	25	0	0
	小 計	1,083	195	6	3
薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業	薬 局 (薬局製造業等を含む)	1,206	432	8	0
	店舗販売業	450	135	0	0
	卸売販売業	461	131	2	0
	薬種商販売業	0	0	0	0
	特例販売業	1	0	0	0
	配置販売業	193	3	4	0
	小 計	2,311	701	14	0
高度管理医療機器 等販売業・貸与業		1,002	341	11	0
再生医療等製品販売業		42	2	0	0
合 計		4,438	1,239	31	3

注) 薬局、薬局製造業等、店舗販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業は保健所設置市を除く。

2 医薬分業率の推移 (単位：%)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
兵庫県	64.5	65.8	67.4	68.7	70.2	71.5	72.4	73.2	74.3	73.8
全 国	66.1	67.0	68.7	70.0	71.7	72.8	74.0	74.9	75.7	75.3
近畿圏	55.5	57.0	59.1	60.8	62.6	64.2	65.6	66.9	68.4	68.3

医薬分業率 = 薬局への処方せん枚数 ÷ 外来処方件数 (全体)

3 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の数量シェアの推移 (単位：%)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
兵庫県	56.9	62.2	65.2	71.0	73.0	76.1	78.1
全 国	56.2	—	65.8	72.6	76.7	78.3	79.0

兵庫県：各年度10月調べ

全 国：9月の薬価調査に基づく集計値 (厚生労働省調べ)

4 毒物劇物監視結果（令和4年3月末現在）

区分	立入検査 対象施設数	立入検査 実施数	違反 施設数	行政 処分数
毒物劇物製造・輸入業	219	0	0	0
毒物劇物販売業	767	236	1	0
特定毒物研究者	27	1	0	0
要届出業務上取扱者	14	0	0	0
届出不要業務上取扱者	—	33	0	0
計	1,027	270	1	0

注) 毒物劇物販売業、要届出業務上取扱者及び届出不要業務上取扱者は保健所設置市を除く。

5 薬物事犯検挙者の状況

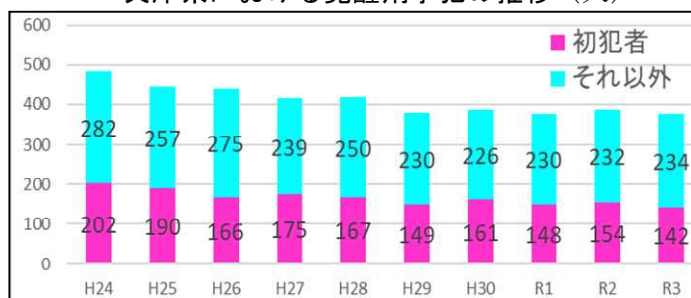
(単位：人)

区分	全国					兵庫県				
	平29	平30	令元	令2	令3	平29	平30	令元	令2	令3
検挙者数	14,019 (13,542)	14,322 (13,862)	13,860 (13,364)	14,567 (14,079)	14,408 (13,862)	595	665	657	699	714
覚醒剤	10,284 (10,113)	10,030 (9,868)	8,730 (8,584)	8,654 (8,471)	7,970 (7,824)	379	386	378	386	376
大麻	3,218 (3,008)	3,762 (3,578)	4,570 (4,321)	5,260 (5,034)	5,783 (5,482)	186	269	265	299	312
麻薬※	517 (421)	530 (416)	560 (459)	653 (574)	655 (556)	27	10	14	14	26

※向精神薬を含む

全国：上段 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料
下段 警察庁調べ
兵庫県：兵庫県警察本部調べ

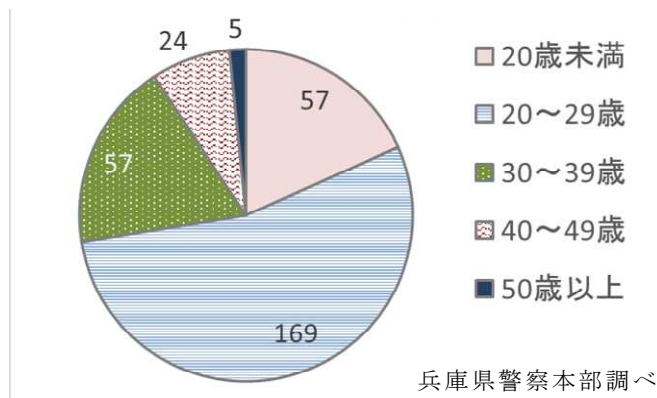
兵庫県における覚醒剤事犯の推移（人）



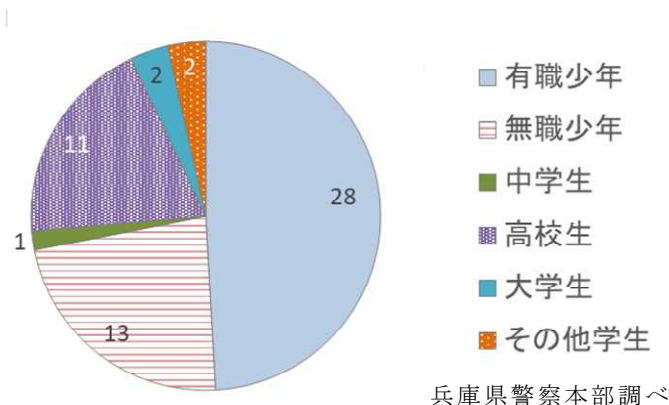
兵庫県における大麻事犯の推移（人）



令和3年兵庫県における大麻事犯年齢別検挙状況（人）



令和3年兵庫県における10代の職業別大麻事犯検挙状況（人）

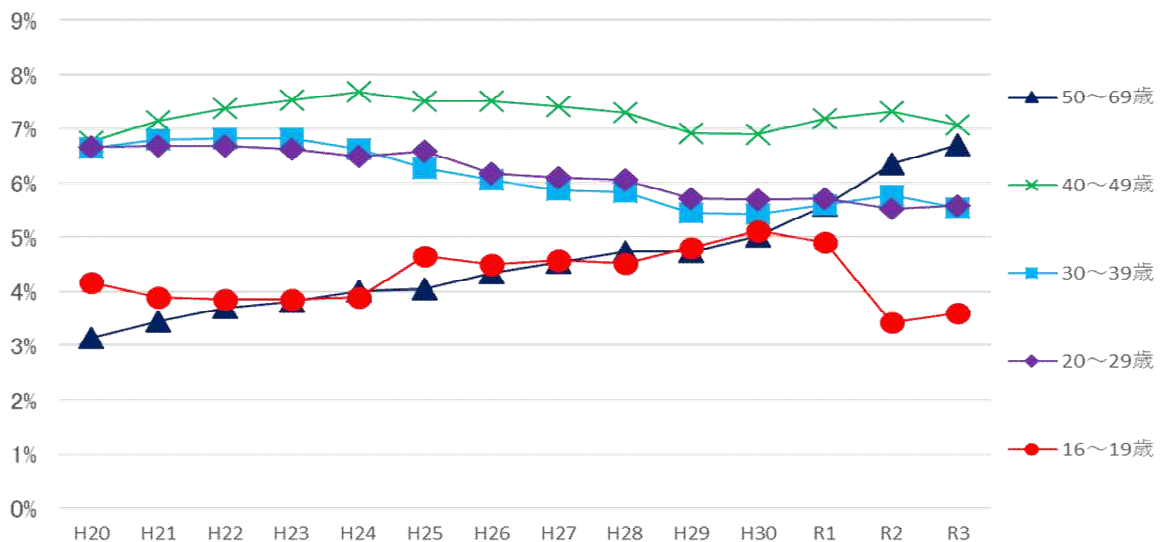


6 麻薬関係監視結果（令和4年3月末現在）

区 分		立入検査 対象施設数	立入検査 実施数	違反 施設数	行政 処分数
麻 薬	麻薬卸売業	38	7	0	0
	麻薬小売業	2,428	342	1	0
	病院	348	35	0	0
	診療所	2,107	41	1	0
	麻薬研究者	171	15	0	0
	小計	(5,092)	(440)	(2)	(0)
向 精 神 薬	向精神薬卸売業	3	0	0	0
	向精神薬試験研究施設	87	2	0	0
	向精神薬診療施設	※	※	0	0
	向精神薬取扱薬局	※	※	0	0
	小計	(90)	(2)	(0)	(0)
覚 せ い 剤 関 係	覚せい剤施用機関	2	0	0	0
	覚せい剤研究者	32	0	0	0
	覚せい剤原料取扱者	58	18	0	0
	覚せい剤原料研究者	16	1	0	0
	覚せい剤原料取扱医療機関	※	※	0	0
	覚せい剤原料取扱薬局	※	※	0	0
	小計	(108)	(19)	(0)	(0)
大麻研究者		20	0	0	0
合 計		5,310	461	2	0

※薬事又は麻薬の立入検査数で計上しており、重複するため記載していない。

7 年代別献血率の推移



献血率 = 年代別献血者数 ÷ 年代別人口

8 (参考) 県内の管轄自治体別薬局等施設数(令和4年3月末現在)

管轄自治体		兵庫県	保健所設置市					計	合計
			神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	明石市		
製造業	医薬品等製造販売業	323							323
	医薬品等製造業	565							565
	医療機器修理業	195							195
	小計	1,083							1,083
薬局・医薬品販売業	薬局 (薬局製造業等を含む)	1,206	826	325	272	247	151	1,821	3,027
	店舗販売業	450	295	140	87	72	54	648	1,098
	卸売販売業	461							461
	薬種商販売業	0							0
	特例販売業	1	0	0	1	0	0	1	2
	配置販売業	193							193
	小計	2,311	1,121	465	360	319	205	2,470	4,781
	高度管理医療機器等 販売業・貸与業	1,002	966	322	273	220	136	1,917	2,919
再生医療等製品販売業	42							42	
合計	4,438	2,087	787	633	539	341	4,387	8,825	

用 語 編

【医薬品等の安全対策の推進について】

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※1	3	ジェネリック医薬品 (後発医薬品)	<p>新薬（日本で最初に発売された薬）の特許が切れた後に厚生労働大臣の承認を得て発売される薬のことで、「後発医薬品」または「後発品」と呼ばれる。</p> <p>特許が切れれば、有効成分や製造方法は共有の財産となり、同じ成分・効能の医薬品が安価に提供される。</p>
※2	4	地域連携薬局制度等	<p>患者が自信に適した薬局を選択できるよう、基準を満たした薬局からの申請を受けて機能別に知事が認定する制度。</p> <p>他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤等の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な機能を有する「地域連携薬局」と他の医療提供施設と連携し、専門的な薬学的見地に基づく指導を実施するために必要な機能を有する「専門医療機関連携薬局」がある。</p>
※3	4	溶出試験	<p>医薬品の品質を一定水準に確保することを目的として、錠剤やカプセル等からの主成分の溶出時間、溶出濃度等を測定して、溶出規格（日本薬局方等）への適合性を試験する方法。</p>
※4	6	危険ドラッグ	<p>植物片等に、覚醒剤や大麻等の規制薬物に化学構造を似せて合成された物質などが添加された乱用薬物の総称。</p> <p>乾燥植物片状、粉末状、液体状、固体状（錠剤）といった様々な形態がある。「合法ハーブ」「アロマ」「リキッド」「お香」等と称して販売され、乱用者が病院に救急搬送されたり、交通事故や事件を引き起こし、社会問題となった。</p>
※5	7	けっしょうぶんかくせいざい 血漿分画製剤	<p>多人数から得られた血漿成分を集めて原料血漿とし、この原料血漿から治療に有用なタンパク質を抽出し、高純度に精製したもの。</p> <p>アルブミン製剤、免疫グロブリン製剤、血液凝固因子製剤があり、急な出血や火傷、重症感染症、血友病など、目的に応じて使用される。</p>
※6	7	造血幹細胞移植	<p>骨髄移植</p> <p>白血病などにより、血液を造る機能が正常に働かなくなった患者の骨髄を健康な人（ドナー）の骨髄と置き換えて（実際は骨髄液を静脈から注入して）病気を根本的に治す治療法。</p>
		臍帯血移植	<p>臍帯血とは、胎盤とへその緒（臍帯）の中に含まれる血液のことで、赤血球、白血球、血小板などを造り出す細胞（造血幹細胞）がたくさん含まれており、これを患者に移植する治療法。</p>
		末梢血幹細胞移植	<p>末梢血幹細胞とは、人の血管内を循環している血液（末梢血）中の造血幹細胞のこと。</p> <p>骨髄に比べると、末梢血中の造血幹細胞は少ないため、ドナーに造血幹細胞を増やす薬を注射し、血液中に産生された造血幹細胞をドナーから採取し、これを患者に移植する治療法。</p>

令和 5 年 2 月 1 0 日
健康福祉常任委員会資料

医療確保と健康づくり

- ・ 生活衛生の推進について

保健医療部

生活衛生課

目 次

【生活衛生の推進について】

I	食の安全安心の推進	3
II	水道の整備と衛生対策	7
III	生活衛生営業指導対策	8
IV	生活環境の衛生確保対策	9
V	動物愛護管理対策	10
資料編（文中に参照頁を表示）		14
用語編（文中に※で参照番号を表示）		21

【生活衛生の推進について】

I 食の安全安心の推進

食の安全安心と食育に関する条例に基づいて令和4年3月に策定した「食の安全安心推進計画(第4次)」(令和4年度～令和8年度)により、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、食品衛生法の改正により全ての事業者にHACCP(ハサップ) (※1)に沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、小規模事業者等に対して「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入・定着支援に取り組む。

1 食品衛生対策

(39,107千円)

(1) 食品関係施設の監視指導

食品関係施設に対する危害度に応じた業種毎の監視回数等を定めた県監視指導計画(毎年度策定公表)に基づき、監視及び検査体制の充実強化に努める。

令和3年度の食品関係施設に対する監視指導は、営業許可施設(※2)84,971施設に対し、延べ30,261回、営業届出施設(※3)25,381施設に対し、延べ5,405回実施した。 (P.14～17 1～2参照)

<令和3年度実績>食品関係施設の監視状況

区分	業種	所管	年度末施設数	監視実施回数
営業許可施設	改正前の食品衛生法に基づく34業種	県	28,281	9,914
		政令(中核)市	44,644	11,237
		計	72,925	21,151
	改正後の食品衛生法に基づく32業種	県	4,619	597
		政令(中核)市	7,427	8,513
		計	12,046	9,110
合計			84,971	30,261
営業届出施設	集団給食施設、野菜果物販売業等	県	9,529	1,003
		政令(中核)市	15,852	4,402
		計	25,381	5,405

ア 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入支援

小規模事業者等に対し、講習会(令和3年度69回1,888人)や来庁時のほか、施設監視時に厚生労働省が確認した手引書を活用した導入支援を行う。

イ モニタリング機器を活用した科学的監視

健康福祉事務所(保健所)に配備しているモニタリング機器(※4)を活用(令和3年度4,349件)し、より高度化した食品工場や大量調理施設を重点対象とした科学的なデータに基づく専門的な監視を推進する。

ウ 食品関係施設一斉取締りの実施

食中毒の多発する時期や食品が多量に流通する時期等に合わせた県内一斉の取

締り期間(夏期(7月)、年末(12月)、ふぐ取扱い施設(11～2月))を設け、食品関係施設を重点的に監視指導し、食品に起因する事故の防止に努める。

エ 季節的営業の集中監視

海水浴場、キャンプ場、スキー場等、季節的に利用客が急増する営業施設に対しては集中的に監視指導を行い、食品及び施設の衛生確保に努める。

(2) 食品及び添加物等の試験検査

食品及び添加物等の安全性を確保するため、県立健康科学研究所及び健康福祉事務所検査室において食品等の試験検査(令和3年度 592件)を実施し、違反品の排除に努め、食品に対する県民の不安解消を図る。(P.18 3参照)

(3) 食中毒防止対策

ア 食中毒の発生状況

令和3年度の県内における食中毒発生件数は13件であった。

主な病因物質では、アニサキス(※5)によるものが4件、ノロウイルス(※6)によるものが4件、カンピロバクター(※7)によるものが1件発生した。

<令和3年度実績>食中毒発生件数、患者数、死者数

県		政令(中核)市		計		全 国	
件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
5	81(0)	8	36(0)	13	117(0)	717	11,080(2)

注：()内は死者数で内数、患者数は速報値。全国は年次統計のため令和3年

イ 食中毒の予防対策

カンピロバクター食中毒防止のため、鶏肉等の衛生的取扱い等について営業者及び消費者に指導・啓発を行い、ノロウイルス食中毒防止として、調理従事者の健康管理及び二次汚染対策の徹底を中心とした指導を行う。

食中毒の発生頻度の高い業種への重点監視を実施するとともに、営業者や従事者を対象とした衛生講習会(令和3年度36回)を計画的に開催する。

(4) 違反に対する行政措置状況

食品関係営業者に対して、監視指導を通じて食品衛生法の遵守を指導し、違反事例を発見した場合には、厳正かつ速やかに措置を行い、事故の拡大防止、違反の再発防止を図る。

<令和3年度実績>行政措置状況

区 分	処 分 内 容						始末書 徴 収
	営業禁止 命 令	営業停止 命 令	廃 棄 命 令	回 収 命 令	取 令	その他	
許可を要する営業 (※2)	0 (0)	9 (4)	2 (0)	4 (0)	0 (0)	22 (5)	
許可を要しない営業 (※8)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (4)	0 (0)	9 (6)	

注：()内は政令(中核)市分以内数

2 食肉衛生対策

(86,093 千円)

「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食肉センター及び食鳥処理場におけると畜検査・食鳥検査の徹底、事業者・従事者への衛生指導並びにHACCPに沿った衛生管理の徹底に努め、食肉・食鳥肉の安全性の確保を図る。

(1) と畜検査

ア と畜検査の状況

県内のと畜検査頭数はここ数年やや減少傾向にあるが、令和3年度における全獣畜のと畜検査頭数は前年度に比べて増加し、156,630頭であった。

<令和3年度実績>畜種別と畜検査頭数

牛・馬	豚	めん羊・山羊	とく(子牛)・駒(子馬)	と畜頭数合計
60,866 (46,781)	95,689 (53,387)	0 (0)	75 (53)	156,630 (100,221)

注：()内は政令(中核)市分で内数

イ 精密検査の実施

家畜疾病の複雑多様化、動物用医薬品の食肉中への残留、口蹄疫など外国からの疾病の侵入など新たな課題が生じていることから、最新の機器による微生物学、病理学及び理化学検査等、精密検査の充実に努める。(P.18 4参照)

<令和3年度実績>

精密検査頭数 509頭(うち全部廃棄287頭、一部廃棄130頭)

ウ BSE(牛海綿状脳症)対策の実施

平成13年10月18日以降、BSE対策特別措置法に基づき、対象牛のスクリーニング検査(※9)及び特定部位の完全な除去、焼却など適正な措置を講じてきた。

平成29年度以降は、健康牛のBSE検査を廃止し、生体検査を徹底して、生後24か月齢以上の牛のうち原因不明の神経症状又は全身症状を示す牛のみBSE検査を実施する。

<令和3年度末までの実績累計>

BSE検査頭数 824,986頭(すべて陰性)

(2) 食鳥検査

ア 食鳥検査の状況

年間処理羽数が30万羽を超える大規模食鳥処理場における令和3年度の食鳥検査羽数は17,968,530羽であった。

<令和3年度実績>食鳥検査羽数等

食鳥処理場(食鳥検査対象)			認定小規模食鳥処理場(2月末)		
施設数	管理者数	検査羽数	施設数	管理者数	処理羽数
6	83	17,968,530	96 (54)	138 (72)	610,958 (260,417)

注：()内は政令(中核)市分で内数

イ 食鳥処理衛生管理者等に対する指導

食鳥検査員を補助する食鳥処理衛生管理者に対し、食鳥の疾病や異常の見分け方などの指導を行い、資質の向上を図る。

ウ 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルを作成するとともに、平成 16 年 2 月の京都府内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ集団感染事例を教訓として、次の措置を講じている。

- (ア) 食鳥検査申請書に出荷農場からの「搬入食鳥確認書」を添付させる。
- (イ) 食鳥検査で高病原性鳥インフルエンザの疾病が疑われる場合には、簡易キットを用いたスクリーニング検査を実施し感染の有無を確認する。

令和 3 年度は姫路市内の養鶏場における発生を踏まえ、関係者等との情報共有と検査体制の更なる強化により、食鳥処理場での発生防止を図っている。

3 HACCPに基づく衛生管理の推進

(931 千円)

県内事業者に対して、高度な食品衛生管理システムである HACCP の導入により信頼できる食品産業の育成を図るため、食品の製造等の工程を知事が認定する「兵庫県食品衛生管理プログラム(県版 HACCP)」認定制度を推進する。(P. 19 5 参照)

<令和 3 年度末現在> 県版 HACCP 認定施設：43 件



4 食の安全安心施策の充実・強化

(666 千円)

(1) 「食の安全安心と食育審議会」の開催

食の安全安心推進計画の見直しや食品等の安全基準の設定など、食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、知事の附属機関として、学識経験者、消費者及び事業者並びに関係団体を代表する委員で構成する「食の安全安心と食育審議会」を開催する。

(2) 関係者相互の情報共有等

ア 情報の一元的な発信等

県ホームページや出前講座等により、食品の安全性に関する正確な情報や県が実施する食の安全・安心施策などの情報の一元的・効果的な発信・開示に努める。

<令和 3 年度実績>

出前講座 99 回、参加者 2,492 人



イ 情報モニターの配置

県が発信する食の安全・安心情報の受信状況や理解しやすさのほか、県に対する意見や要望を定期的に報告してもらう情報モニターを配置し、県の施策に反映する。

ウ 意見交換会の開催

県民の食の安全安心の推進について、正しい知識の普及と情報交換を行う場として、県下地域の特色を生かした食の安全安心フェア等による意見交換会を開催し、県民、事業者、行政が相互に意見交換できる機会を設け、リスクコミュニケーション(※10)を推進する。

また、安全な食習慣の定着を図るため、子どもを対象とした普及啓発に取り組む。



II 水道の整備と衛生対策

水道未普及地域の解消、地震などの災害や濁水に強い水道づくりをめざした施設整備の指導と水道施設に対する維持管理指導を通じて、安全で安心して飲める水を安定的に供給できる水道システムの構築を図る。

1 水道の現況

(1) 水道の普及状況

兵庫県の水道普及率は、令和2年度末で99.8%に達しており、面的整備はほぼ完了している。

＜直近年度までの実績＞水道の普及率の推移 (単位：%)

年度	昭40	昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平17	平22	平30	令2
普及率	82.1	91.4	96.2	98.2	98.8	99.2	99.4	99.6	99.7	99.8	99.8	99.8

(2) 水道施設の状況

令和2年度末における水道施設数は、上水道が43、簡易水道が16、専用水道が170、水道用水供給事業が4、県条例に基づく特設水道が66、総数で299施設である。普及率の高い都道府県の中では小規模水道が多いことが本県の特徴である。

2 水道事業広域連携等の推進

(904千円)

「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言等を踏まえ、水道事業の課題解決に向けた取組について、市町振興課及び令和3年度から広域連携を主管する企業庁水道課と連携を図りながら、各市町等と一体となって推進する。

3 強靱な水道施設の整備

(1,412,430千円)

高度経済成長期に整備された水道施設は老朽化が進行し、また耐震性も低いいため、水道事業者等により、順次、更新・耐震化等対策が続けられているが、国庫補助金の活用及び交付金を各市町に配分することにより、県内水道施設の耐震性向上や事業の効率化を進める。

<令和4年度>国庫補助事業の概要

種別	補助事業 1件		交付金事業 34件				
	簡易水道 0	上水道 1	耐震化 24		基盤強化 10		
区分 件数	施設機能維持	1	浸水対策………1	生活基盤近代化	1	水道広域化	1
				高度浄水	1	運営基盤強化	5
				緊急時給水拠点確保	5	IoT活用推進	3
				水道管路耐震化	17	効果促進	1

4 水道施設等の衛生管理指導 (816千円)

安全で良質な水の供給を図るため、健康福祉事務所職員による水道施設への立入検査を行い、消毒の徹底等の維持管理指導や施設の改善指導を行う。

令和2年度の供給水の水質検査結果によると、全事業体で7,905件の検査が実施され、うち8件が水質検査基準不適合であったが、原因究明を行うとともに、浄水処理及び薬品の適正管理等の改善措置が講じられた。

(1) クリプトスポリジウム等対策

塩素消毒では不活性化しない原虫クリプトスポリジウム(※11)等の感染防止を図るため、水道事業者等に対し、浄水処理における濁度管理の徹底や原水の糞便汚染指標菌検査の実施を指導し、汚染の恐れが判明した場合は浄水処理方法を改善するよう指導する。

(2) 水道の危機管理対策の強化

河川への油流出による給水停止事案等の緊急事態に対処するため、水道事業者等に対し、県が策定している「飲料水健康危機管理実施要領」及び「対策マニュアル」を参考として、自らの危機管理マニュアル等の整備と、それに基づく迅速・適切な対応を行うよう指導する。

III 生活衛生営業指導対策

住民の日常生活に密着した生活衛生関係営業施設(旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所)に対して監視指導を行うとともに、経営の近代化を促進することにより、衛生水準の向上を図る。

1 生活衛生関係営業施設の監視指導 (3,735千円)

生活衛生関係営業施設に対する監視指導は、特に衛生対策の強化が求められる旅館業と公衆浴場に重点を置いて実施する。令和3年度は、旅館、公衆浴場、興行場の許可を要する施設3,384施設に対し、延べ2,511回、理容所、美容所、クリーニング所の届出を要する施設17,228施設に対し、延べ2,137回の監視指導を行った。

なお、海水浴場、スキー場の宿泊施設に対しては、利用者の多い季節に集中監視指導を行い、衛生確保に努める。(P.20 6参照)

＜令和3年度実績＞生活衛生関係営業施設の監視状況

区 分	業 種	所 管	年度末施設数	監視実施回数
許可を要する施設	旅館・ホテル、公衆浴場、興行場	県	2,164	1,461
		政令(中核)市	1,220	1,050
		計	3,384	2,511
届出を要する施設	理容所、美容所、クリーニング所	県	6,624	1,351
		政令(中核)市	10,604	786
		計	17,228	2,137

2 生活衛生関係営業の指導・助成事業 (23,400千円)

(1) 経営の健全化指導事業

営業の近代化・健全化促進のため、(公財)兵庫県生活衛生営業指導センターに運営費補助を行い、①経営指導員による融資相談・指導、②弁護士・税理士等による法律・税務相談事業、③経営講習会の開催、④経営特別相談員養成事業等を支援する。

(2) 生活衛生関係営業への振興助成事業

業界の衛生水準向上と振興のため、(公財)兵庫県生活衛生営業指導センターを通じて、①消費者サービスの向上・需要拡大事業、②雇用管理改善事業等を実施する。

3 公衆浴場等の衛生対策 (1,206千円)

公衆浴場や旅館の入浴施設におけるレジオネラ属菌(※12)による感染症の発生を防止するため、適切な衛生管理を指導するとともに、リーフレット等により営業者に対する啓発を実施する。

また、一般公衆浴場の衛生水準の確保と経営安定化のため、日本政策金融公庫から施設整備資金を借り入れた場合の利子補給事業を市町と協調して実施する。

＜令和3年度実績＞ 利子補給1件 4千円

4 住宅宿泊事業(いわゆる「民泊事業」)の適正な運営の確保に向けた取組

住宅宿泊事業を制限する区域・期間の設定に加え、周辺住民への事前周知や善良の風俗保持などを義務付ける独自措置を盛り込んだ条例に基づき、生活環境の悪化やトラブルを防止し、事業の適正な運営を図る。

また、住宅宿泊事業の届出の受理や監督業務を円滑に行うとともに、苦情や通報に対して適切に対応する。

〈全国及び県内の届出状況(令和4年12月14日現在)〉

	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	県合計	全国
届出件数	52	65	5	5	0	1	128	18,514

IV 生活環境の衛生確保対策

快適な生活環境を確保するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物における衛生的な環境の確保を図るとともに、住宅の衛生管理等についての普及啓発を行う。

1 建築物の衛生的環境の確保に関する事業 (1,400千円)

一定規模以上の店舗、旅館、興行場、百貨店、学校等特定用途の建築物に対して、衛生上必要な維持管理を指導するとともに、建築物清掃業等の事業者登録・指導を行う。

2 快適で健康的な住居環境づくりの推進

ホルムアルデヒド等の揮発性化学物質によるシックハウス症候群(※13)や、カビ・ダニによるアレルギーなど住居環境に起因する健康被害を防止するため、有効な換気や清掃方法等快適な住居環境づくりを普及・啓発するとともに、県民からの相談への適切な対応に努める。

3 生活環境安全対策

遊泳用プールについて、「遊泳用プール指導要綱」に基づき、施設の維持・水質管理・消毒を指導するとともに、「プールの安全標準指針」により安全対策の徹底を図る。

V 動物愛護管理対策

心の癒しや教育の観点から、ペット動物が人の生活に及ぼす役割が注目されている。しかし一方で、飼養の途中放棄や、後先を考えない無責任な餌やりに起因する迷惑などの問題も発生している。動物は「命あるもの」として愛護され、飼養者責任の下で適切に飼養管理される必要があることから、令和3年3月に改定した「動物愛護管理推進計画」に基づく各種施策を積極的に推進し、人と動物が調和し、共生する社会づくりを進める。

1 動物愛護対策の推進 (126,458千円)

動物愛護センター及び支所(三木、龍野、但馬、淡路)を拠点として、地域に根ざした動物愛護対策を推進する。

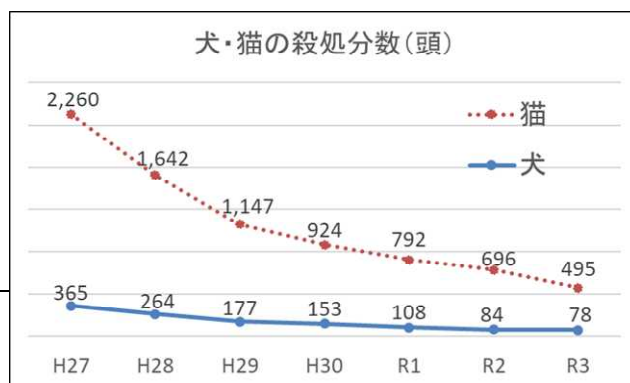
(1) 動物の適正飼養の普及啓発

動物の不適切な飼養による迷惑や虐待を防止するため、リーフレットの配布、市町広報誌への掲載等により、動物の適正飼養の普及啓発に努めるとともに、犬のしつけ方教室や動物の適正飼養講習会等を開催する。(令和3年度 1,198回、5,809名)(P.20 7参照)



犬のしつけ方教室

特に猫については、処分される動物の多くを占めていることから、県内5カ所の動物愛護センターに順次整備した猫の完全屋内飼養モデルルームを活用するとともに、平成29年3月に策定した「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」に基づき、完全屋内飼養や不妊措置の実施をはじめとした適正飼養の普及を推進する。



(2) 動物愛護思想の高揚

各種啓発講習会及び小動物とのふれあい事業等を積極的に展開することにより、動物愛護思想の高揚を図る。(P.20 8参照)



学校への出張啓発事業

＜令和3年度実績＞

- ・動物愛護センター愛護館入館者(注1) 3,352人
- ・講習会・ふれあい事業等の実施状況(注2)

	対象者	実施回数	受講者人数
センター	児童	0	0
	一般	480	1,972
三木支所	児童	3	22
	一般	73	516
龍野支所	児童	10	302
	一般	69	332
但馬支所	児童	5	152
	一般	163	754
淡路支所	児童	3	107
	一般	24	218
計	児童	21	583
	一般	809	3,792
合計		830	4,375

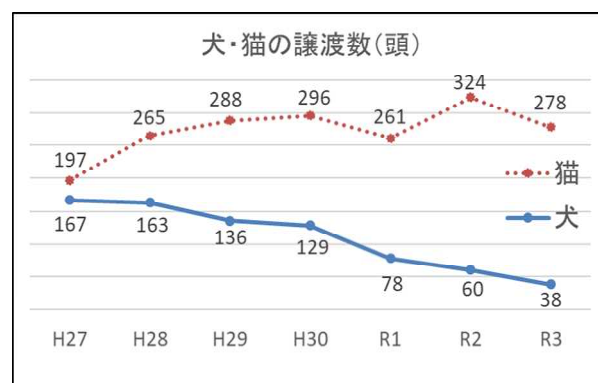
注1：R3/4/25～6/20は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため閉館

注2：R3/4/25～6/20は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業中止

(3) 犬及び猫の譲渡

動物愛護センターが引き取り等した犬猫に生存の機会を与えるとともに、地域における模範的な飼い主に譲渡することにより、動物の適正飼養の普及啓発を図る。また、団体等と連携しながら譲渡事業を推進するとともに、平成28年度からは、ふるさとひょうご寄附金を活用し、ボランティアの協力を得て、離乳前の子犬や子猫を育て譲渡に繋げている。

(令和3年度保育数 子猫：182頭)



(4) 負傷動物の收容等

(一社)兵庫県獣医師会とも連携し、公共の場所において負傷動物が発見された際の応急処置等を実施する。(令和3年度 105頭)

2 動物管理対策の強化

(9,629千円)

(1) 動物に関する相談対応

鳴き声や放し飼い等、県民から寄せられる動物に関する様々な相談に適切に対応する。動物虐待が疑われる事例等については、必要に応じ警察と連携し対応する。

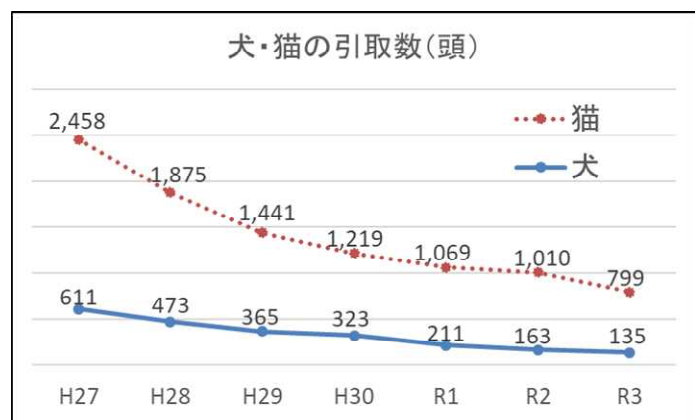
＜令和3年度末実績＞相談受付状況

(単位：件)

所管	犬			猫			その他		
	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他
県	232	431	1,123	553	437	1,563	21	29	437
政令(中核)市	172	978	4,895	636	609	2,531	14	57	385
計	404	1,409	6,018	1,189	1,046	4,094	35	86	822

(2) 犬及び猫の引取り

所有者不明の犬・猫の引取りは、周辺環境が損なわれるおそれがある場合等に実施する。また、所有者からの犬・猫の引取りに関する相談については、状況を聞き取り、終生飼養等を指導した後、攻撃性等やむを得ない場合のみ引取りを実施する。



(3) 動物取扱業の登録指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動愛法」という。)に基づき動物取扱業(※14)の監視指導を実施するとともに、動物取扱責任者を対象とした研修会を実施し、適正管理の徹底を図る。

＜第一種動物取扱業登録状況(令和3年度末時点)＞

(単位：件)

所管	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	競り	計
県	426	514	11	105	69	6	0	1,131
政令(中核)市	488	767	29	148	106	7	0	1,545
計	914	1,281	40	253	175	13	0	2,676

＜第二種動物取扱業届出状況(令和3年度末時点)＞ (単位：件)

所管	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
県	30	3	2	0	10	45
政令(中核)市	40	2	2	0	6	50
計	70	5	4	0	16	95

(4) 特定動物からの侵害防止

ライオンやワニ等の特定動物(※15)の飼養者に対し、動愛法に基づく適正管理指導を行い、人の生命、身体、財産に対する侵害の防止に努める。

<特定動物飼養許可状況(令和3年度時点)>

所 管	施設数	種 数	頭 数
県	14	5	26
政令(中核)市	25	58	256
計	39	59	282

3 危機管理対策の強化

(1) 動物由来感染症対策

動物の飼養者や動物取扱業者等に対し、動物由来感染症に関する知識を普及・啓発し、感染防止に努める。

(2) 狂犬病予防対策

市町及び(一社)兵庫県獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の着実な実施を図る。

(3) 災害対策

災害時には、平成23年度に県内の政令(中核)市及び動物関係団体と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき対応する。また、災害発生時の同行避難(飼い主が動物と共に避難すること)及び平常時における準備の必要性等について啓発を行う。

4 改正動愛法への対応

改正された動愛法を適切に運用するため、パンフレット等の啓発資材を活用した県民への周知を行う。特に、動物取扱業施設については、監視指導及び動物取扱責任者研修等により、販売される犬猫へのマイクロチップ(※16)の装着や飼養管理基準等の遵守について周知徹底を図る。

5 動物愛護センター各支所の機能強化

(65,000千円)

県内5カ所の動物愛護センターに順次整備した、猫の完全屋内飼養モデルルームを活用し、猫の適正飼養の普及啓発を図るとともに、譲渡事業をさらに推進する。

【整備状況】

令和元年7月完成	動物愛護センター
令和4年2月完成	龍野支所
令和4年3月完成	但馬支所、淡路支所
令和4年4月完成	三木支所

資 料 編

1 食品衛生監視状況（令和3年度県健康福祉事務所実施分）

県目標監視回数 (ランク)	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1回／1年 (A)	2,601	1,844	70.9
1回／2年 (B)	941	994	105.6
1回／3年 (C)	6,522	6,144	94.2
1回／6年 (D)	1,493	1,609	107.8
適 宜 (E)	/	923	/
合 計 (Eランクを除く。)	11,557	10,591	91.6

<内訳>

(1) 営業許可業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1回／1年 (A)	飲食店営業 (大量調理)	1,752	1,428	81.5
1回／2年 (B)	そうざい製造業 他	924	988	106.9
1回／3年 (C)	菓子製造業 他	6,514	6,140	94.3
1回／6年 (D)	麺類製造業 他	1,493	1,609	107.8
適 宜 (E)	乳類販売業 (食品衛生法改正前) 他	/	346	/
合 計 (Eランクを除く。)		10,683	10,165	95.2

(2) 営業届出業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1回／1年 (A)	集団給食施設 (大量調理)	849	416	49.0
1回／2年 (B)	集団給食施設 (Aランク・簡易調理施設以外)	17	6	35.3
1回／3年 (C)	集団給食施設 (簡易調理施設)	8	4	50.0
適 宜 (E)	要届出業種 (A・B・Cランク以外)	/	577	/
合 計 (Eランクを除く。)		874	426	48.7

2 食品関係業種別施設数

(1) 営業許可施設数（令和3年度末現在）

ア 改正前の食品衛生法に基づく34業種

項 目 業 種		施 設 数							合 計
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	
飲 食 店 営 業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	6,445	5,432	2,873	1,391	798	1,129	11,623	18,068
	仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	816	1,065	179	164	78	96	1,582	2,398
	旅 館	879	213	86	30	20	14	363	1,242
	そ の 他	10,917	11,348	2,127	2,894	1,495	2,554	20,418	31,335
	小 計	19,057	18,058	5,265	4,479	2,391	3,793	33,986	53,043
菓 子 製 造 業		3,444	2,113	694	422	303	615	4,147	7,591
乳 処 理 業		5	3					3	8
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業									
乳 製 品 製 造 業		50	40	7	1		5	53	103
集 乳 業		2							2
魚 介 類 販 売 業		1,054	494	422	117	138	90	1,261	2,315
魚 介 類 せ り 売 営 業		25	4	7	1	5		17	42
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		24	27	6	4	3	2	42	66
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		449	151	48	52	40	50	341	790
か ん 詰 又 は び ん 詰 食 品 製 造 業		59	52	17	7	1	3	80	139
喫 茶 店 営 業		924	712	309	109	284	314	1,728	2,652
あ ん 類 製 造 業		24	2	5	2		4	13	37
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		414	264	66	48	36	79	493	907
乳 類 販 売 業									
食 肉 処 理 業		197	81	19	14	6	14	134	331
食 肉 販 売 業		838	563	167	139	97	121	1,087	1,925
食 肉 製 品 製 造 業		51	32	6	3	2	7	50	101
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		6	1					1	7
食 用 油 脂 製 造 業		12	9	2	3		1	15	27
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業		3	6					6	9
み そ 製 造 業		128	14	6	1	1	1	23	151
醤 油 製 造 業		35	2	3	5	2		12	47
ソ ー ス 類 製 造 業		30	39	3	11	2	5	60	90
酒 類 製 造 業		56	19	10		8	11	48	104
豆 腐 製 造 業		70	29	13	13	5	6	66	136
納 豆 製 造 業		9	1	1				2	11
め ん 類 製 造 業		430	72	58	13	4	18	165	595
そ う ざ い 製 造 業		772	385	116	48	75	71	695	1,467
添 加 物 製 造 業		39	29	13	9	4	3	58	97
食 品 の 放 射 線 照 射 業									
清 涼 飲 料 水 製 造 業		59	31	11	4	1	4	51	110
氷 雪 製 造 業		15	4	2		1		7	22
氷 雪 販 売 業									
合 計		28,281	23,237	7,276	5,505	3,409	5,217	44,644	72,925

監視数	9,914	6,643	590	1,606	1,158	1,240	11,237	21,151
-----	-------	-------	-----	-------	-------	-------	--------	--------

イ 改正後の食品衛生法に基づく 32 業種

項 目 業 種		施 設 数							合 計
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	
飲 食 店 営 業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	1,525							
	仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	129							
	旅 館	146							
	そ の 他	1,466							
	簡 易 な 営 業	38							
	小 計	3,304	3,175	1,001	819	406	570	5,971	9,275
調理の機能を有する自動販売機による営業		59	21	17	11	2	4	55	114
食肉販売業		135	120	44	32	24	15	235	370
魚介類販売業		166	101	51	18	18	10	198	364
魚介類競り売り営業		5	2			1		3	8
集乳業									
乳処理業		1	2					2	3
特別牛乳搾取処理業									
食肉処理業		34	16	1		1		18	52
食品の放射線照射業									
菓子製造業		455	295	97	51	31	53	527	982
アイスクリーム類製造業		8	10	4	1		2	17	25
乳製品製造業		6	5		2	1		8	14
清涼飲料水製造業		6	2	1	2	2	1	8	14
食肉製品製造業		10	8	3		1		12	22
水産製品製造業		54	17	8	1	7	2	35	89
氷雪製造業		1	2	1				3	4
液卵製造業		3					1	1	4
食用油脂製造業		2	1		1			2	4
みそ又はしょうゆ製造業		21	1		2			3	24
酒類製造業		8	14			1		15	23
豆腐製造業		10	4	1	1	1		7	17
納豆製造業									
麺類製造業		90	16	14	2	2	1	35	125
そうざい製造業		160	107	32	22	14	7	182	342
複合型そうざい製造業		2	6	1			1	8	10
冷凍食品製造業		2	8		4	1	3	16	18
複合型冷凍食品製造業		1							1
漬物製造業		36	11	2	4	2	1	20	56
密封包装食品製造業		12	7	2	1	2	1	13	25
食品の小分け業		20	14	2	5		2	23	43
添加物製造業		8	3	3	3		1	10	18
合 計		4,619	3,968	1,285	982	517	675	7,427	12,046

監視数	597	6,604	1,053	68	37	751	8,513	9,110
-----	-----	-------	-------	----	----	-----	-------	-------

(2) 営業届出施設数（令和3年度末現在）

業 種	施 設 数								合 計
	兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	合 計	
給食施設	学校	143		57	7	11	65		
	病院・診療所	65		15	8	7			
	事業所	40		5	4		1		
	その他	844		182	194	78	98		
	小計	1,092	523	259	213	96	164	1,255	2,347
旧許可業種	魚介類販売業(包装魚介類)	98	834	53	17	123	181	1,208	1,306
	食肉販売業(包装食肉)	257	925	308	18	132	204	1,587	1,844
	乳類販売業	1,534	2,070	764	226	334	469		
	氷雪販売業	40	19	11	9	3	5	47	87
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	1,580	1,122	416	331	42	55	1,966	3,546
販売業	弁当販売業	21	41	4	3	4	5	57	78
	野菜果物販売業	138	131	22	49	28	28	258	396
	米穀類販売業	56	44	14	15	4	9	86	142
	通信販売・訪問販売による販売業	20	21	3	3	1	8	36	56
	コンビニエンスストア	754	160	41	201	17	26	445	1,199
	百貨店、総合スーパー	655	206	95	115	27	50	493	1,148
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	572	380	202	118	56	100	856	1,428
	その他の食料・飲料販売業	1,608	1,460	582	391	250	303	2,986	4,594
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	6	7	5	8		1	21	27
	いわゆる健康食品の製造・加工業	14	11		2		2	15	29
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	82	47	11	9	6	18	91	173
	農産保存食料品製造・加工業	234	33	3		13		49	283
	調味料製造・加工業	68	25	6	6	3	8	48	116
	糖類製造・加工業	1	4	1				5	6
	精穀・製粉業	38	11	4	2		7	24	62
	製茶業	37	7	8	1			16	53
	海藻製造・加工業	24	5	3		1	3	12	36
	卵選別包装業	17		5				5	22
	その他の食料品製造・加工業	394	99	59	11	9	18	196	590
上記以外のもの	行商	37	9	15	2	2	2	30	67
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	98	15	6	13	3	2	39	137
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	7	2					2	9
	その他	47	123	1	12	2	18	156	203
合 計	9,529	8,334	2,901	1,775	1,156	1,686	15,852	25,381	

監視数	1,003	3,744	123	218	156	161	4,402	5,405
-----	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-------	-------

3 食品、添加物、器具容器等の試験検査実施状況（令和3年度）

	区分	検査件数		検査項目数		不適 件数 不良	不適 % 不良
食品・ 添加物等 の検査	穀類、野菜、果実等の残留農薬試験	105	(15)	31,500	(4,500)		
	器具及び容器包装の規格試験	20	(11)	40	(22)		
	米のカドミウム試験	14		14			
	輸入食品の指定外添加物等試験	40	(40)	440	(440)		
	輸入柑橘類等の防カビ剤試験	10	(10)	40	(40)		
	☆家庭用品（繊維製品）の試験	10		10			
	遺伝子組換え食品試験	10	(7)	30	(21)		
	アレルギー食品試験	5		5			
	◎国産食肉の残留農薬試験	12		2,400			
	◎国産食肉の残留医薬品試験	31		459			
	輸入食肉の残留医薬品試験	15	(15)	370	(370)		
	輸入魚介類の残留医薬品試験	15	(15)	360	(360)		
	輸入チーズのリストeria試験	16	(16)	16	(16)		
	☆生食用かきのノロウイルス試験	15		15		1	6.7
	（健康科学研究所実施分）計	318	(129)	35,699	(5,769)	1	0.3
	その他収去等試験： 健康福祉事務所検査室実施分（収去）	256	(1)	1,899	(13)	11	4.3
その他収去等試験： 健康福祉事務所検査室実施分（試買）	18		18				
（その他収去等試験分）計	274	(1)	1,917	(13)	11	3.8	
計	592	(130)	37,616	(5,782)	12	2.0	

☆は、試買試験。（ ）内は輸入食品の内数。
◎は、食肉衛生検査センター搬入。

4 と畜検査精密検査実施状況（令和3年度）

内 訳	精密検査 実施頭数	精密検査に基づく措置実施頭数															
		禁止			全部廃棄			一部廃棄			合格			合計			
		牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	禁止	全廃	一廃	合格
一般畜	293	0	0	0	85	61	0	86	3	0	28	30	0	0	146	89	58
病畜	216	0	0	0	140	1	0	40	1	0	34	0	0	0	141	41	34
切迫畜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	509	0	0	0	225	62	0	126	4	0	62	30	0	0	287	130	92

5 兵庫県食品衛生管理プログラム(県版 HACCP) 認定制度の認定状況(令和3年度末現在)

	認定年月日 (初回認定日)	認定対象工程	認定施設名	住所	該当食品
1	H17.9.26	水産食品加工工程	沖物産株式会社 食品加工場	淡路市	わかめ煮(そうざい)
2	H18.1.5	鶏卵選別包装工程	株式会社 籠谷	高砂市	生食用鶏卵【商品名:笑顔】
3	H18.9.29	鶏卵選別包装工程	株式会社デイリーエッグ	赤穂市	生食用鶏卵
4	H19.7.31	水産食品加工工程	ヤマサ蒲鉾株式会社	姫路市	魚肉練り製品
5	H20.4.2	大量調理工程	加東市学校給食センター	加東市	集団給食
6	H20.5.30	水産食品加工工程	株式会社蔵平水産	香美町	塩干物(カレイ等の一夜干し)
7	H21.7.30	菓子・パン製造工程	株式会社あみだ池大黒	西宮市	和・洋菓子
8	H22.4.22	食肉処理工程	エスフーズ株式会社 姫路ミートセンター	姫路市	牛肉
9	H22.8.17	菓子・パン製造工程	株式会社多幸 たこせんべいの里	淡路市	和菓子
10	H23.2.9	めん類製造工程	株式会社田中屋食品	豊岡市	生めん(和そば)
11	H24.10.9	豆腐類製造工程	ふるさととうふ株式会社	豊岡市	絹ごし豆腐、木綿豆腐
12	H25.9.20	食鳥処理工程	印南養鶏農業協同組合 食鳥センター	加古川市	食鳥肉【商品名:親鳥もも肉、親鳥むね肉、親鳥ももむね混合肉】
13	H25.9.20	食肉処理工程	印南養鶏農業協同組合 食鳥センター	加古川市	食鳥肉【商品名:親鳥もも肉、親鳥むね肉、親鳥ももむね混合肉】
14	H25.11.25	鶏卵選別包装工程	ゴールドエッグ株式会社 関西事業部 小野GPセンター	小野市	生食用鶏卵【商品名:兵庫のたまご】
15	H27.3.13	水産食品加工工程	株式会社マルト水産	相生市	蒸しかき(冷凍食品)
16	H27.4.1	食鳥処理工程	株式会社但馬どり	豊岡市	食鳥肉【商品名:すこやかどり】
17	H27.4.1	食肉処理工程	株式会社但馬どり	豊岡市	食鳥肉【商品名:すこやかどり】
18	H27.4.21	大量調理工程	上郡町学校給食センター	上郡町	集団給食
19	H27.5.8	菓子・パン製造工程	エーデルワイス ギフト工場	尼崎市	焼き菓子
20	H27.5.25	食肉処理工程	神戸武蔵フーズ株式会社	神戸市	豚肉【国産ひょうご雪姫ポーク】
21	H27.6.16	食肉処理工程	有限会社三協食鳥 姫路支店	姫路市	食鳥肉
22	H27.7.1	菓子・パン製造工程	アサヒフーズ株式会社 神戸三田工場	三田市	洋生菓子(容器包装で密封し、最終工程に加熱殺菌工程を有するもの)
23	H28.4.22	水産食品加工工程	旭陽化学工業株式会社 本社工場	姫路市	ゼラチン(魚鱗、魚皮) コラーゲンペプチド(魚鱗、魚皮)
24	H29.4.27	食肉処理工程	山見食品株式会社	神戸市	豚肉【神戸ポーク半頭セット、神戸ポークスライス(ロース、肩ロース、バラ、モモ、ウデ)】
25	R2.11.9	食肉処理工程	有限会社三協食鳥 神戸支店	神戸市	食鳥肉
26	H30.11.21	菓子・パン製造工程	カタシマ株式会社 本社菓子工房	養父市	洋菓子(カステラ)
27	H30.11.21	液卵製造工程	JA全農たまご株式会社 鳴尾浜液卵工場	西宮市	殺菌液卵(全卵)
28	H31.4.18	大量調理工程	養父市学校給食センター	養父市	集団給食
29	H31.4.19	食肉処理工程	有限会社神明精肉店	明石市	牛肉
30	R1.6.11	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品 神戸工場	神戸市	牛肉
31	R1.6.18	水産食品加工工程	前島食品株式会社	加古川市	こぶ茶、梅こぶ茶
32	R1.8.9	菓子・パン製造工程	エーデルワイス本社工場	尼崎市	焼き菓子、洋生菓子
33	R1.11.5	大量調理工程	川崎重工業株式会社 明石中央	明石市	事業所給食
34	R1.11.29	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品	姫路市	生食用国産牛肉加工品
35	R2.1.10	食肉処理工程	協業組合阪神ミートプロセスセンター	西宮市	牛肉
36	R2.1.21	水産食品加工工程	有限会社ヒカリ扇	明石市	魚介加工品【商品名:明石だこのたこわさび】
37	R2.7.15	食肉処理工程	株式会社ワールドフーズ	たつの市	食肉(国産牛肉)
38	R2.9.23	菓子・パン製造工程	オガワ食品協業組合	姫路市	焼き菓子(モナカ)
39	R2.12.18	食肉処理工程	株式会社エムフード・ジャパン	明石市	食鳥肉
40	R3.1.18	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品 姫路工場	姫路市	冷凍生食用食肉
41	R3.11.29	と畜処理工程	西宮市食肉センター	西宮市	牛枝肉
42	R3.12.22	鶏卵選別包装工程	有限会社村上ポトリ	姫路市	生食用鶏卵
43	R4.2.28	と畜処理工程	和牛マスター食肉センター	姫路市	牛枝肉

認定工程	件数	認定工程	件数
と畜処理工程	2	食鳥処理工程	2
食肉処理工程	14	液卵製造工程	1
水産食品加工工程	7	菓子・パン製造工程	7
大量調理工程	4	豆腐類製造工程	1
鶏卵選別包装工程	4	めん類製造工程	1
		計	43



6 生活衛生関係営業施設の監視状況（令和3年度県健康福祉事務所実施分）

区分	業種	1年当たりの必要監視回数	年度末施設数	要監視回数	監視実施回数	県平均監視率(%)
許可を要する業種	旅館・ホテル	1回/年	1,618	1,395	1,095	78.5%
	公衆浴場		491	458	327	71.4%
	興行場		55	52	39	75.0%
	計		2,164	1,905	1,461	76.7%
届出を要する業種	理容所	1回/3年	1,669	543	367	67.6%
	美容所		3,977	1,249	804	64.4%
	クリーニング所		355	120	64	53.3%
	クリーニング所(取次)	1回/5年	623	121	116	95.9%
	計		6,624	2,033	1,351	66.5%

※ 休業中の施設は監視対象としていないため、施設数(届出を要する業種は施設数×1/3、又は1/5)と要監視回数は一致しない。

7 適正飼養指導事業（令和3年度県動物愛護センター実施分）

講習会等名	実施回数	受講人数
動物の譲渡会（県事業）	169	362
譲渡動物訪問指導（県事業）	348	455
犬のしつけ方教室（県事業）	24	63
民間団体による犬のしつけ方教室	640	3,260
適正飼養講習会（県事業）	16	1,653
民間団体による適正飼養啓発講習会	1	16
合計	1,198	5,809

※ R3/4/25～6/20は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業中止

8 動物愛護思想の啓発事業（令和3年度県動物愛護センター実施分）

実施事業	実施回数	受講人数
動物とのふれあい事業	740	2,875
園児対象啓発事業	1	42
小学生対象啓発事業	20	541
動物愛護啓発セミナー	1	24
譲渡犬対象事業	23	303
その他（動物愛護フェア含む）	45	590
合計	830	4,375

※ R3/4/25～6/20は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業中止

用 語 編

【生活衛生の確保対策の推進について】

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※1	3	HACCP (ハサップ)	食品の衛生管理手法の一つ。食品の製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法である。危害分析重要管理点方式ともいう。
※2	3	営業許可施設／ 許可を要する営業	食品衛生法第 55 条に基づき、人の健康に与える影響が著しく、公衆衛生に及ぼす影響が大きい営業として、政令で定められた業種（飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業等）に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事の許可を受ける必要がある施設をいう。政令により 34 業種が規定されていたが、令和 3 年 6 月 1 日より、政令で新たに定められた 32 業種となった。
※3	3	営業届出施設	平成 30 年の食品衛生法改正により新設された食品衛生法第 57 条に基づき、営業許可業種、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業以外の業種（集団給食施設、野菜果物販売業等）に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事に届ける必要がある施設をいう。令和 3 年 6 月 1 日から施行された。
※4	4	モニタリング 機器	食品の加熱殺菌温度を測定する中心温度計や殺菌水の塩素濃度を測定する残留塩素測定器など、食品の製造・調理現場の工程管理状況の検証に使用する機器。HACCP の概念を応用した衛生管理を推進するため、日常的・継続的な点検を行う際に活用する。
※5	4	アニサキス	食中毒の原因となる寄生虫の一つ。魚介類を生で食べることで魚介類に寄生していたアニサキスが人の胃壁や腸壁に刺入して発生する。 胃壁に刺入した場合は、みぞおちの激しい痛み、悪心、嘔吐を、腸壁に刺入した場合は、激しい下腹痛、腹膜炎様症状を生じる。潜伏期間は 1 時間～数日。
※6	4	ノロウイルス	食中毒の原因となるウイルスの一つ。人の腸で増殖し、人一人感染のほか、糞便(ウイルス)で汚染された食品による食中毒も多発している。我が国で発生している食中毒で、患者数が最も多い。冬季を中心に、年間を通して胃腸炎を起こす。

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※7	4	カンピロバクター	食中毒原因菌の一つで、家禽や家畜、ペット類の腸管に存在しているため、食品への汚染の機会が多い細菌で、加熱不十分な鶏肉が原因食品になることが多い。発熱(38～39℃)、倦怠感、頭痛、下痢が主な症状で、潜伏期間は2～7日。
※8	4	許可を要しない営業	営業届出施設及び改正食品衛生法が施行された令和3年6月1日以前に県で把握していた、許可を要する営業以外の営業施設をいう。
※9	5	スクリーニング検査	多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別(スクリーン)するために行う検査。
※10	7	リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を、消費者、事業者、研究者、行政など関係者が共有し、相互に意思疎通を図ること。 対象になっているリスクについて関係者が一緒に考え、情報・意見を相互に交換して了解事項を積み重ねることで、リスクを低減していくための共通の姿勢を持つことができる。
※11	8	クリプトスポリジウム	原生動物の原虫類に属する水系病原性生物で、この原虫に感染した場合、典型的な水様性の下痢となり、発汗、腹痛を伴う。一般的には不顕性感染が多いが、免疫不全症(エイズ患者)では重篤な症状となる。
※12	9	レジオネラ属菌	土壌、河川など自然環境中に生息する細菌の一つ。循環式浴槽のろ過器等で本菌が増殖し、ジェットバスや打たせ湯などで、微少な水滴となって空気中に浮遊した浴槽水に含まれる本菌を吸い込むことにより、肺炎型のレジオネラ症を引き起こすことがある。悪寒、高熱、全身倦怠感、呼吸困難などの症状を呈し抵抗力の弱い老人等では死亡する場合もある。
※13	10	シックハウス症候群	高断熱、高气密という住宅構造とホルムアルデヒド等の化学物質によって引き起こされる目眩、吐き気、頭痛等を主症状とする健康障害。
※14	12	動物取扱業	動物の取扱いを業として行う者をいい、動物の愛護及び管理に関する法律第10条により、都道府県への登録が義務付けられている。販売、保管、貸出、訓練、展示、譲受飼養、競りあっせんの7業種がある。法改正により、平成25年9月1日からは非営利の取扱いについても届出が義務付けられることとなった。(営利のものを「第一種動物取扱業」=登録、非営利のものを「第二種動物取扱業」=届出として整理。)

区分	頁	用語	解説内容
※15	13	特定動物	ライオン、クマ、ワニその他の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令第3条により規定されている。飼育するためには、動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づき許可が必要である。なお、法改正により令和2年6月1日からは、愛玩目的での飼養が禁止された。
※16	13	マイクロチップ	直径 1.4mm、長さ 8.2mm 程度の円筒形の小さな電子標識器具で、世界で唯一の15桁の数字が記録されている。皮下に装着されたマイクロチップの番号を専用のリーダー（読取器）で読み取り、データベースで検索することにより、所有者情報を得ることができる。